



第3次

# 宮代町男女共同参画プラン

～人権を尊重したジェンダー平等と

自分らしく輝く未来をめざして～





## はじめに

令和の時代の幕開けは、男女共同参画基本法が施行されて20年の年でした。この間、国は、男女共同参画社会の実現を重要課題と位置づけ、ストーカー規制法、DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法、女性活躍推進法、政治分野における男女共同参画法等、女性の人権や男女の格差解消に関する法律を施行し、男女共同参画社会の形成に向け、取り組んできました。

今、少子高齢化、女性の社会進出、働き方の多様化の加速、コロナ禍における新たな生活様式等、社会情勢が目まぐるしく変化している中で、男女にとどまらず、性的指向・性自認に関することや年齢、国籍も含め、幅広く多様な人々を包摂する社会づくりが求められています。

本町におきましては、平成21年（2009年）に「宮代町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施してきました。しかし、依然として、「男は仕事」「女は家庭・育児」という性別による固定的な役割分担意識や社会通念や風潮、政治や政策決定過程における男女差、職業における男女の格差、DV等、多くの課題が残されています。

このたび、前プランでの課題を引き継ぐとともに、住民意識調査等により浮かび上がった課題の解消や新たなニーズに対応し、地域の実情に即した取組を推進するため、「人権を尊重したジェンダー平等と自分らしく輝く未来をめざして」を基本理念とした第3次プランを策定しました。このプランでは、「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」「あらゆる分野で誰もが活躍できる社会づくり」「安心・安全でいきいきと暮らせる環境づくり」の3つの目標を掲げ、施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

本プランを推進するにあたりましては、町民・事業者の皆様、関係機関等と連携・協力し、積極的に取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたり、住民意識調査にご協力をいただきました皆様、並びに貴重なご意見をいただきました「宮代町男女共同参画プラン策定委員会」の委員の皆様、心より感謝と御礼を申し上げます。

令和4年3月

宮代町長 新井 康之

# 目 次

---

## 第 1 章 プランの策定にあたって

|   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | プラン策定の趣旨 | 2 |
| 2 | プラン策定の背景 | 3 |
| 3 | プランの位置づけ | 6 |
| 4 | プランの期間   | 7 |

## 第 2 章 宮代町の現状と課題

|   |                  |    |
|---|------------------|----|
| 1 | 統計データからみえる現状     | 10 |
| 2 | アンケート調査結果からみえる現状 | 20 |
| 3 | これまでの取組と成果・課題    | 38 |

## 第 3 章 宮代町がめざす男女共同参画

|   |              |    |
|---|--------------|----|
| 1 | 基本理念（めざすべき姿） | 48 |
| 2 | プランの目標       | 48 |
| 3 | 第 3 次プランに向けて | 52 |
| 4 | プランの体系       | 54 |
| 5 | 数値目標         | 56 |

## 第 4 章 プランの内容

|        |                      |    |
|--------|----------------------|----|
| 基本目標 1 | 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり | 61 |
| 基本目標 2 | あらゆる分野で誰もが活躍できる社会づくり | 65 |
| 基本目標 3 | 安心・安全でいきいきと暮らせる環境づくり | 73 |

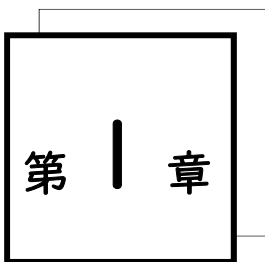
## 第 5 章 プラン推進と進行管理

|   |           |    |
|---|-----------|----|
| 1 | プランの推進体制  | 86 |
| 2 | プランの進行管理  | 86 |
| 3 | SDGs との関係 | 87 |

## 資料編

|   |                        |     |
|---|------------------------|-----|
| 1 | 第3次宮代町男女共同参画プラン策定経過    | 90  |
| 2 | 宮代町男女共同参画プラン策定委員会設置規程  | 91  |
| 3 | 第3次宮代町男女共同参画プラン策定委員会名簿 | 93  |
| 4 | 宮代町男女共同参画社会推進会議設置規程    | 94  |
| 5 | 関連年表                   | 96  |
| 6 | 関連法令                   | 103 |





# プランの策定にあたって

# 1

## プラン策定の趣旨

本町では、平成6年（1994年）に女性問題を単に女性だけの問題として捉えるのではなく、男性との連帯と協調のもとに施策を展開する必要があるとの考えから「みやしろ女性計画」を策定し、市民とともに家庭生活、社会生活等における女性の地位向上を目指し取り組んでまいりました。その後、国が平成11年（1999年）に男女共同参画基本法を制定し、平成21年（2009年）に第1次基本計画となる宮代町男女共同参画プラン、平成27年（2015年）に第2次宮代町男女共同参画プラン（以下「前プラン」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現に向け積極的に様々な事業を展開・推進しています。

これまでの町の取組により、男女の格差は少しずつ解消されつつありますが、いまだ「男は仕事」「女は家庭」という性別による固定的性別役割分担意識や慣行は残っており、女性の社会参画や男性の家庭生活への参画の障害となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した配偶者等からの暴力(DV※1)の増加や深刻化の懸念、コロナ禍における女性の就業や賃金への影響や、貧困に陥っている実情、性自認※2・性的指向※3により生きづらさを抱えている人々への理解と支援等、男女共同参画の視点での施策や対応が求められています。さらには、近年大規模な地震や集中豪雨等の自然災害が頻発しており、防災・復興の推進には、男女のニーズ等に配慮した対応の必要性等、新たな課題も生じています。

このような中、前プランの計画期間が令和3年度（2021年度）をもって満了となることから、これまでの施策の成果を継承しつつ、プランの進捗状況や住民意識調査の結果、男女共同参画プラン策定委員会での意見等を反映するとともに、新たな課題を解決するための施策や関連する法律、社会状況等に沿った施策を総合的かつ計画的に推進するため「第3次男女共同参画プラン」（以下「本プラン」という。）を策定します。

---

※1 DV:夫や恋人など親密な関係にある、又はあったパートナーから受ける暴力のことで、ドメスティック・バイオレンスの略です。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚し、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする」と定義しています。

※2 性自認:自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念のこと。

※3 性的指向:人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のこと。



## 2

## プラン策定の背景

### (1) 世界の動き

国際連合は、女性の自立と地位の向上を目的として、性差別撤廃に向けて世界的規模で取り組んでいくために、昭和 50 年(1975 年)を「国際婦人年」とすることを宣言し、「世界行動計画」を採択し、それに続く 10 年を「国際婦人の 10 年」と位置づけて、男女平等や女性の地位向上に向けた取組を進めてきました。

平成 7 年(1995 年)到北京で開催された「第 4 回世界会議」では、女性の地位向上の指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択され、女性の貧困、教育、健康、女性に対する暴力等の 12 の重大問題領域に対しての行動指針が示されました。

平成 24 年(2012 年)には、第 56 回国連婦人の地位委員会において、東日本大震災の経験を踏まえ、より女性に配慮した災害への取組を促進するために我が国が提出した「自然災害におけるジェンダー平等※1と女性のエンパワーメント※2」決議が採択され、男女共同参画の視点での防災・復興の重要性が認められました。

また、平成 27 年(2015 年)に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の持続可能な開発目標(SDGs)の中に「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられました。

### (2) 国の動き

わが国では、「世界行動計画」を受けて、昭和 50 年(1975 年)に内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置し、昭和 52 年(1977 年)2 月には、向こう 10 年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにする「国内行動計画」を策定しました。その結果、「国連婦人の 10 年」の間に女性に関する施策の取組は、大きく進展し、女子差別撤廃条約の批准(昭和 60 年)をはじめ、男女雇用機会均等法の制定、国籍法の改正や高等学校の「家庭一般」女子のみが必修から男女共修への移行などが行われ、法制面での男女平等はほぼ達成されました。

平成 8 年(1995 年)7 月には、男女共同参画審議会において、第 4 回世界女性会議の「行動綱領」などの趣旨を踏まえ、21 世紀に向けた「男女共同参画のビジョン」が作成され、さらにその内容を基に、平成 8 年(1996 年)12 月に「男女共同参画 2000 年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年(西暦 2000 年)度までの国内行動計画」が策定されました。平成 11 年(1999 年)には、男女共同参画社会基本法が施行され、また平成 12 年(2000 年)には基本法に基づく初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。これにより、「男女共同参画社会の実現」を 21 世紀のわが国の社会モデルとして、その実現に向けての国・地方公共団体及び国民の責務と施策の基本となる事項等が明ら

かになりました。

また、平成 13 年（2001 年）に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV 防止法」という。）が制定され、平成 16 年（2004 年）には、DV 防止法の改正、平成 18 年（2006 年）には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正等により DV や介護に関する環境整備が図られてきました。

さらに、平成 27 年（2015 年）に、女性が個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することを目的に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）や平成 30 年（2018 年）には政治分野において男女の候補者ができるかぎり均等になることを目的とした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。

令和 2 年（2020 年）には、「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定され、新しい令和の時代を切り開き、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となる計画として男女共同参画に強力に取り組むこととされています。

### （3）埼玉県の動き

埼玉県では、昭和 50 年（1975 年）の「国際婦人年」や、これに続く「国連婦人の 10 年（昭和 51 年～昭和 60 年）」及び昭和 52 年（1977 年）の国の「国内行動計画」の策定等、国内外の動向や県の状況を踏まえて、昭和 55 年（1980 年）1 月に第 1 次的女性計画である「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」を策定しました。

そして、平成 12 年（2000 年）3 月には、国の男女共同参画社会基本法の施行などの国内外の動向や県の状況を踏まえて、全国では初めて苦情処理機関の設置を盛り込んだ「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定しました。さらに、県における男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本的な計画として、平成 14 年度（2002 年度）から平成 22 年度（2010 年度）までを計画期間とする「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を策定し、施策の推進を図ってきました。

また、平成 14 年（2002 年）4 月に県民や市町村の取組を支援するための拠点施設として「男女共同参画推進センター（With You さいたま）」を開設しました。近年では、平成 20 年（2008 年）に結婚や出産を機に退職した女性の再就職支援である「埼玉県女性キャリアセンター」や働く女性の活躍を支援するため「ウーマノミクス課」を設置し、令和 3 年（2021 年）に「多様な働き方推進課」へ再編されました。

#### (4) 宮代町の動き

本町では、平成3年(1991年)3月に策定した「第3次宮代町総合計画」の中で、「女性の地位向上」を位置づけ、積極的に女性行政の推進に努めてきました。また、平成3年度(1991年度)から平成5年度(1993年度)までの3年間にわたり、埼玉県「女性行政モデル市町村」の指定を受け、女性問題の解決に取り組んできました。

平成4年(1992年)には、町民500人を対象に「女性問題意識調査」を行い、男女平等に関する意識や実態等を把握し、平成6年(1994年)3月に「みやしろ女性計画」を策定しました。この計画は、平成6年(1994年)を初年度とし、平成12年度(2000年)を目標年次とするもので、家庭における男女平等の推進、男女平等教育の推進、女性の働く権利の推進、女性の福祉の向上と健康の保持・増進、女性の社会参画の促進の5つを柱として、男女共生セミナーの開催、情報誌「ときめき通信」を発行するなど、男女平等社会の構築に向けた取組を進めてまいりました。

平成16年(2004年)には、男女共同参画社会推進会議を設置し、男女共同参画セミナーや情報誌「ふらふーぷ」の企画を住民とともにを行い、男女共同参画社会の推進に取り組みました。

平成21年(2009年)8月に男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として、男女の人権が尊重されたみんなにやさしいまちづくりを基本理念に掲げ、「宮代町男女共同参画プラン」を策定し、平成27年(2015年)には、DV防止法の基本計画も含めた「第2次男女共同参画プラン」(前プラン)を策定しました。

---

※1 ジェンダー：生まれつきの生物学的な性別に対し、社会通念や慣習等の社会的・文化的に形成された性別のこと。

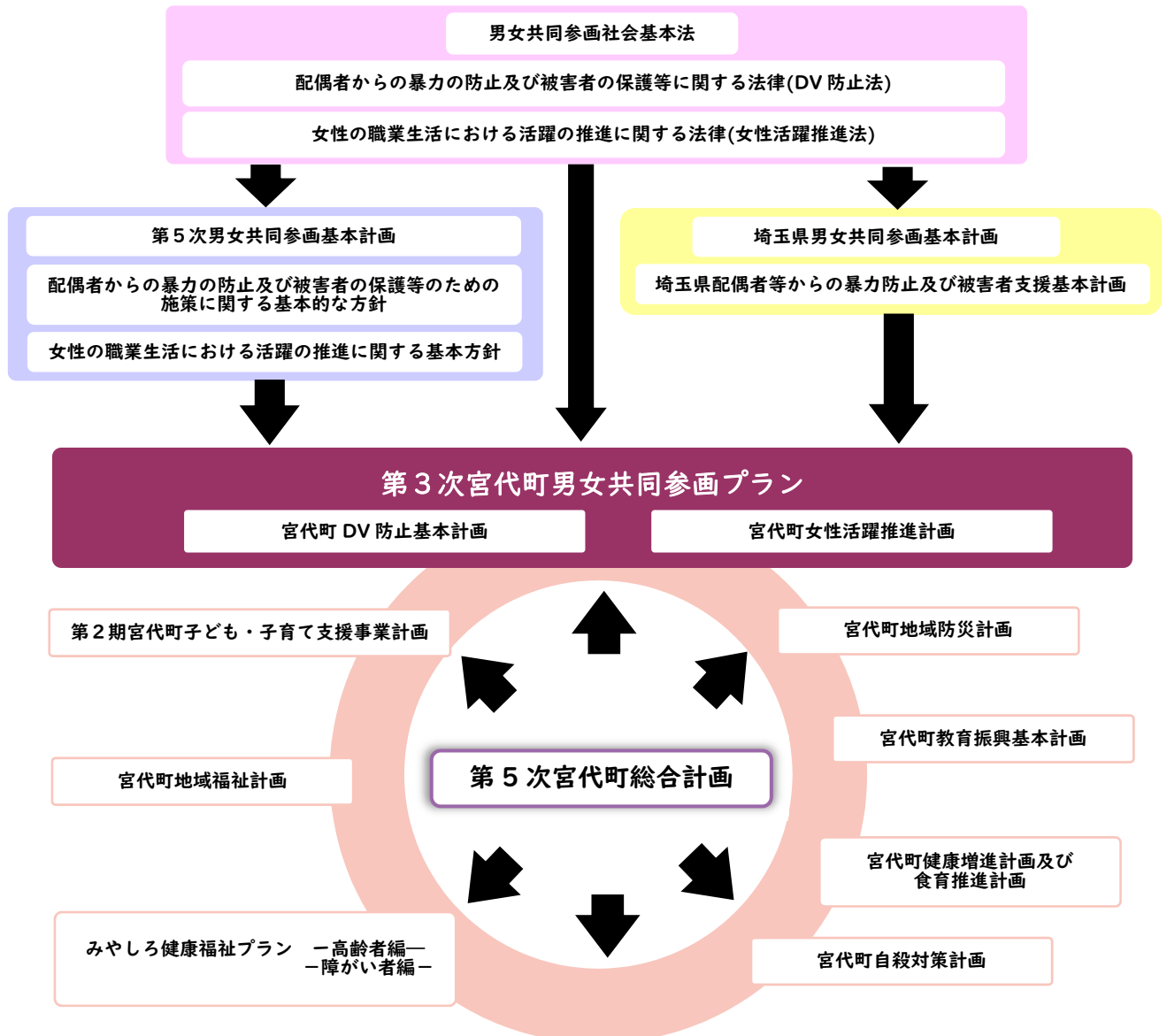
ジェンダー平等：性別にかかわらず、人権が守られ、平等に機会を与えられること。

※2 エンパワメント：自分自身の生活と人生を決定する権利と協力を持ち、社会的、経済的、政治的な意思決定過程に参画できるように力をつけて、自分自身の生活や環境を、よりコントロールできるようにしていくこと。

### 3

## プランの位置づけ

- (1) 本プランは、第5次宮代町総合計画における「人権・平和推進事業（男女共同参画プランの推進）」を推進するための個別計画です。
- (2) 本プランは、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。
- (3) 本プランは、令和2年（2020年）12月に国が策定した「第5次男女共同参画基本計画」及び平成29年（2017年）3月に埼玉県が策定した「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案するとともに、町の関連計画と連携したプランです。
- (4) 本プランは、DV防止法第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」として位置づけます。
- (5) 本プランは、女性活躍推進法第6条第2項に規定される「市町村推進計画」として位置づけます。





## 4

### プランの期間

本プランの期間は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間とします。

ただし、宮代町総合計画や社会情勢の変化、プランの進捗・達成状況等により、必要に応じて見直しや部分変更、付加等を行います。

| 令和<br>3 年度<br>(2021)                                                                         | 令和<br>4 年度<br>(2022) | 令和<br>5 年度<br>(2023) | 令和<br>6 年度<br>(2024) | 令和<br>7 年度<br>(2025) | 令和<br>8 年度<br>(2026) | 令和<br>9 年度<br>(2027) | 令和<br>10 年度<br>(2028) | 令和<br>11 年度<br>(2029) | 令和<br>12 年度<br>(2030) | 令和<br>13 年度<br>(2031) |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 第 5 次宮代町総合計画                                                                                 |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                       |                       |                       |                       |
| <div> <div>第 3 次宮代町男女共同参画プラン</div> <div> <div>← (前期)</div> <div>→ (後期) →</div> </div> </div> |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                       |                       |                       |                       |
| <div>必要に応じて<br/>見直し等</div>                                                                   |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                       |                       |                       |                       |



## 第 2 章

### 宮代町の現状と課題

# 1

## 統計データからみえる現状

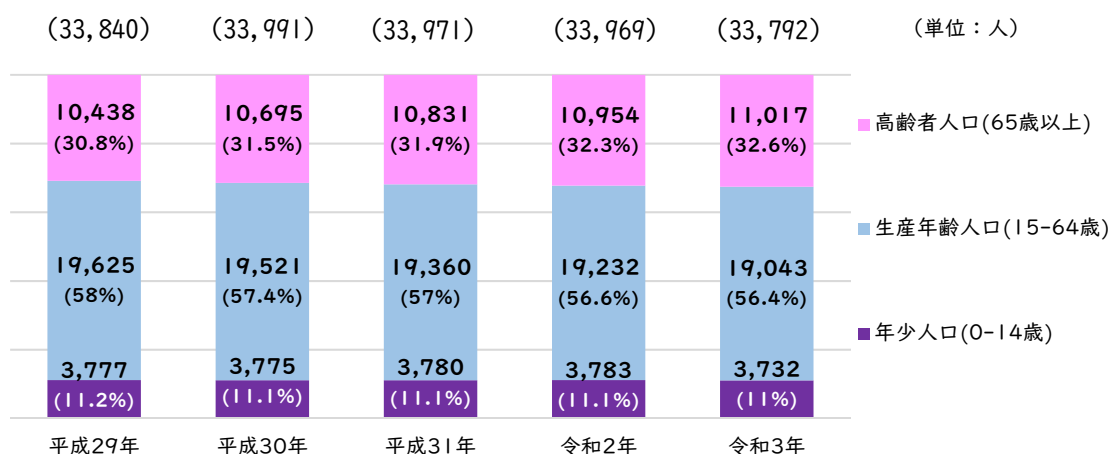
### (1)人口・世帯等

#### ①人口

本町の総人口は、平成27年以降増加していましたが、平成31年から減少傾向にあり、令和3年では33,792人となっております。

また、年齢3区分別の人口構成をみると、年少人口(0～14歳)は、令和2年までは増加傾向でしたが、令和3年には減少に転じており、生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向、高齢者人口(65歳以上)は増加傾向で、高齢化が進んでいます。

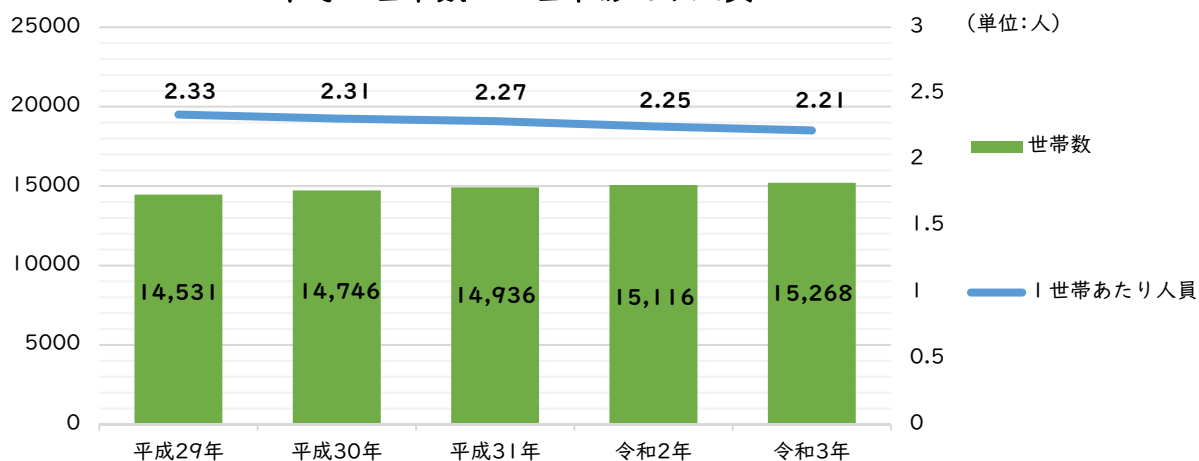
総人口と年齢3区分別人口構成



#### ②世帯

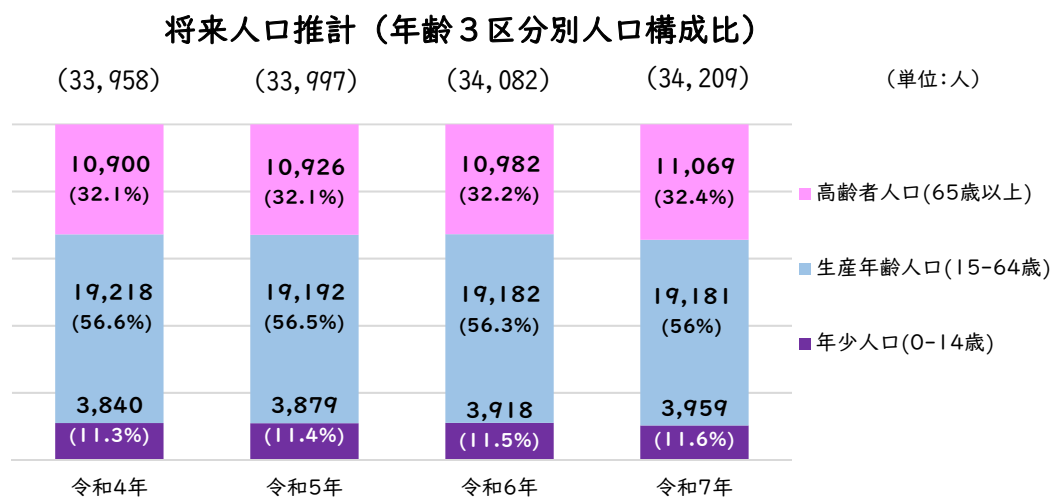
本町の世帯数は増加傾向にあり、令和3年4月1日現在15,268世帯となっております。1世帯あたりの人員については、緩やかに減少しており、令和3年には2.21人となっております。

本町の世帯数と1世帯あたり人員



### ③将来人口推計

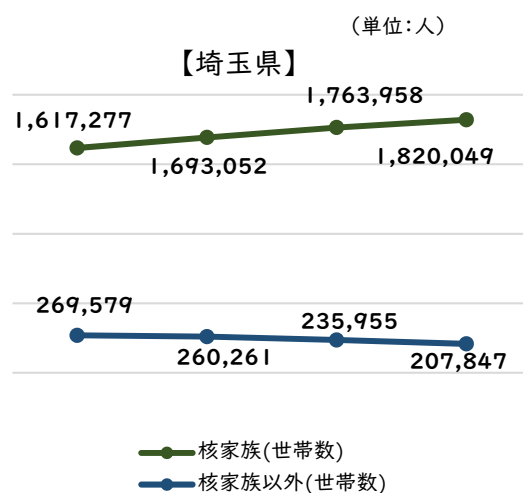
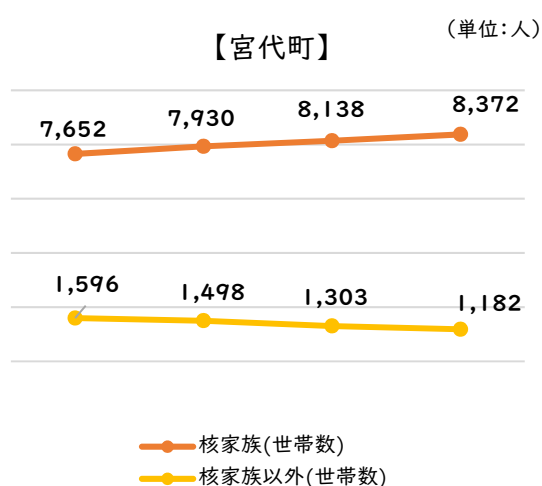
本町のすべての年齢層の令和4年から令和7年までの人口推計をみると、令和4年の33,958人から令和7年まで微増することが予想されます。



資料:宮代町まちづくりデータブック

### ④家族類型の推移

家族類型の推移をみると、核家族の世帯は町・県ともに増加傾向にあり、核家族以外の世帯については減少傾向にあります。

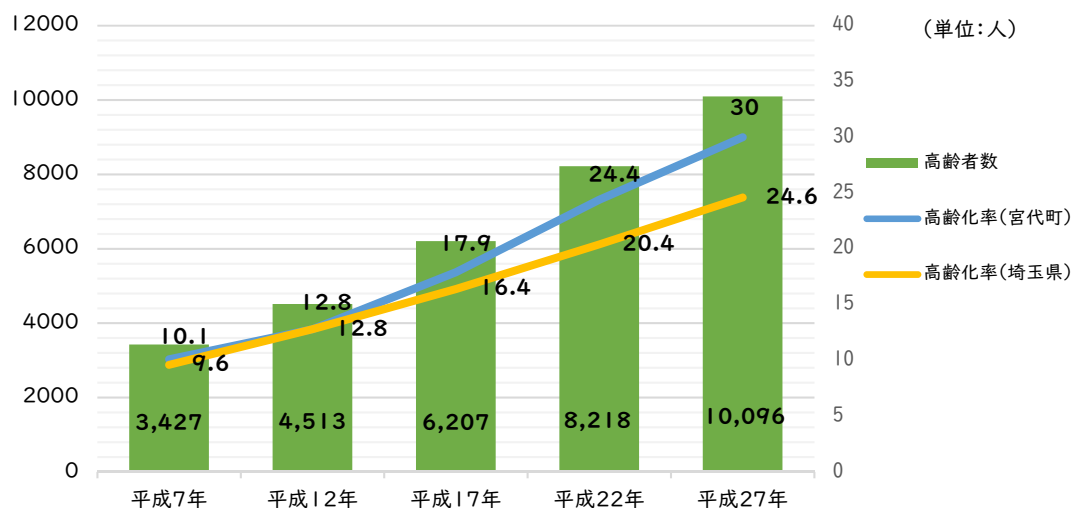


資料:社会・人口統計体系



## ⑤高齢化率の推移

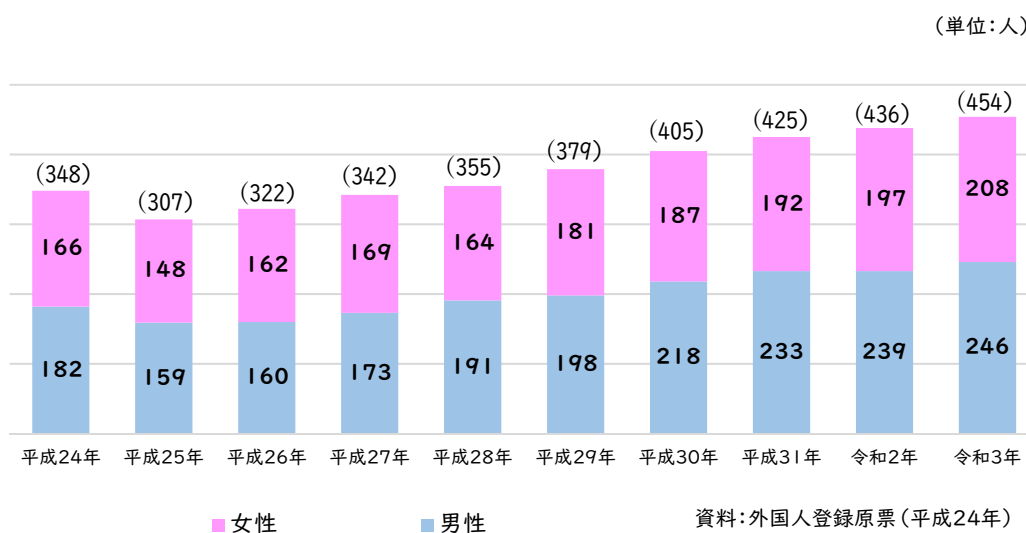
本町の高齢者数は増加を続けており、65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合である高齢化率は、平成 27 年 30.0%と県の 24.6%を大きく上回っています。



資料：国勢調査

## ⑥外国人登録者数の推移

本町の外国人登録者数は、平成 25 年の 307 人から令和 3 年には 454 人と、男女ともに増加を続けています。



資料：外国人登録原票（平成24年）  
住民基本台帳（平成25年以降）

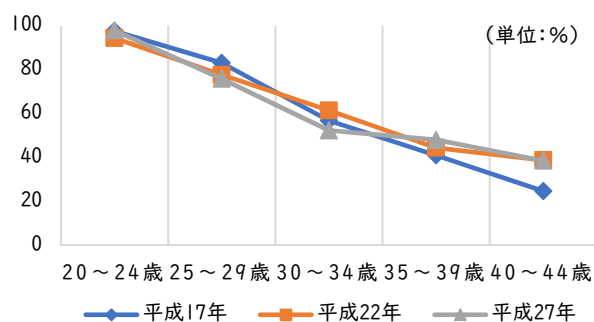
## (2) 結婚・出産等

### ①未婚率の推移

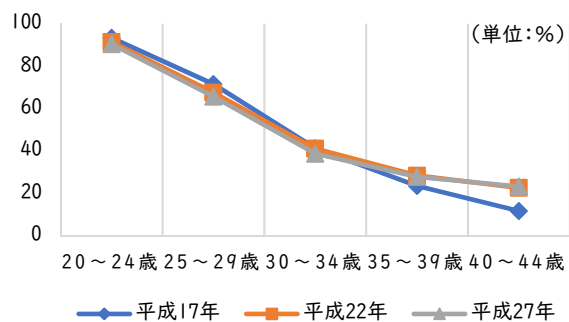
国勢調査による本町の未婚率は、男性は平成17年と比較して、20～24歳では差がなく、25～29歳と30～34歳で減少、35～39歳と40～44歳では増加となっています。

女性は平成17年と比較して、20歳代全般と30～34歳で減少となっていますが、男性と同様に35～39歳と40～44歳では増加しており、特に40～44歳では平成17年の11.7%に対して平成27年では23.2%と、この10年で2倍となっています。

本町の未婚率（男性）



本町の未婚率（女性）



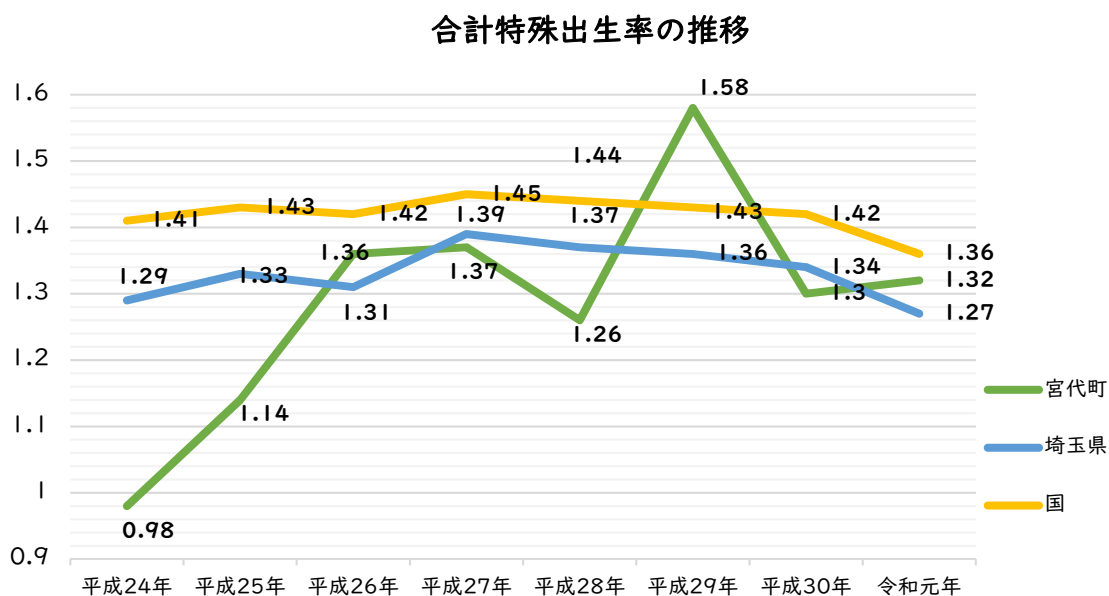
| 男性    | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平成17年 | 97.5%  | 83.0%  | 56.8%  | 41.0%  | 24.7%  |
| 平成22年 | 94.3%  | 77.6%  | 61.4%  | 44.4%  | 38.3%  |
| 平成27年 | 97.8%  | 75.8%  | 52.3%  | 48.0%  | 38.5%  |

| 女性    | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平成17年 | 93.3%  | 71.5%  | 41.3%  | 23.5%  | 11.7%  |
| 平成22年 | 91.4%  | 67.5%  | 41.1%  | 28.4%  | 22.6%  |
| 平成27年 | 90.4%  | 65.6%  | 38.7%  | 27.8%  | 23.2%  |

資料: 第2期 宮代町 子ども・子育て支援事業計画

## ②合計特殊出生率の推移

1人の女性が一生に生む子どもの平均数である合計特殊出生率は、平成25年から1.00を上回る水準で推移しています。平成26年からは県を上回る水準で推移し、平成29年には1.58と、国・県を大きく上回りましたが、平成30年には1.30と国・県を下回っています。



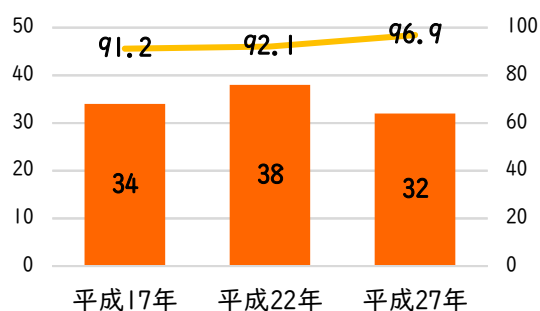
資料：第2期 宮代町 子ども・子育て支援事業計画

## ③ひとり親世帯数の推移

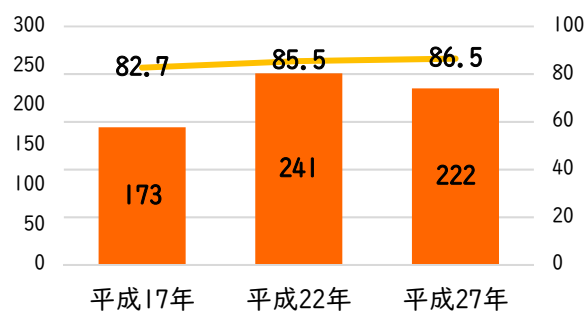
6歳未満の子どもがいるひとり親世帯数は、平成27年で32世帯となっており、平成17年からの10年間でほぼ横ばいの推移となっています。そのうち、母子世帯の割合は96.9%となっており、平成17年から増加傾向にあります。

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数は、平成22年で241世帯と一時増加しましたが、平成27年には222世帯と緩やかに減少しています。

### 6歳未満の子どもがいるひとり親世帯数



### 18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数



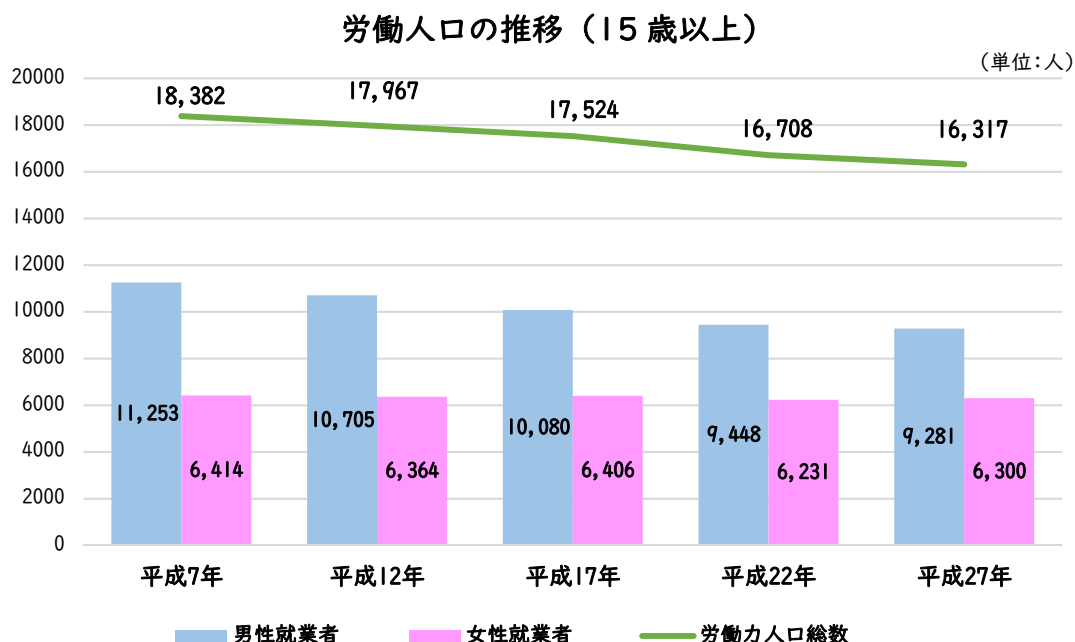
ひとり親世帯(父子及び母子世帯) 母子世帯の割合

資料：第2期 宮代町 子ども・子育て支援事業計画

### (3) 就業状況等

#### ①労働人口の推移(男女別)

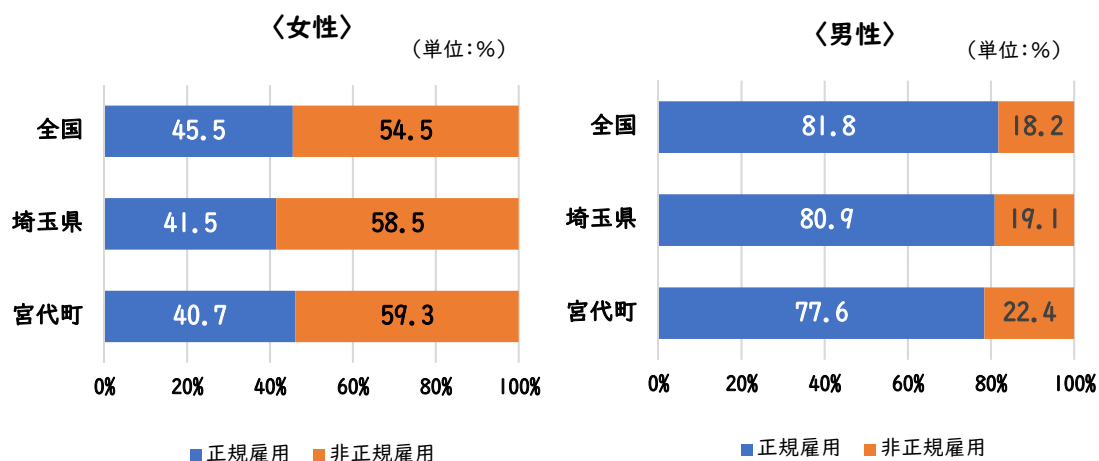
労働力人口総数、男性就業者・女性就業者ともに平成7年以降、緩やかに減少しています。



資料：国勢調査

#### ②雇用形態(正規・非正規)

就業者の就業上の雇用形態をみると、女性では正規雇用が40.7%、非正規雇用が59.3%となっていますが、男性では正規雇用が77.6%、非正規雇用が22.4%となっています。

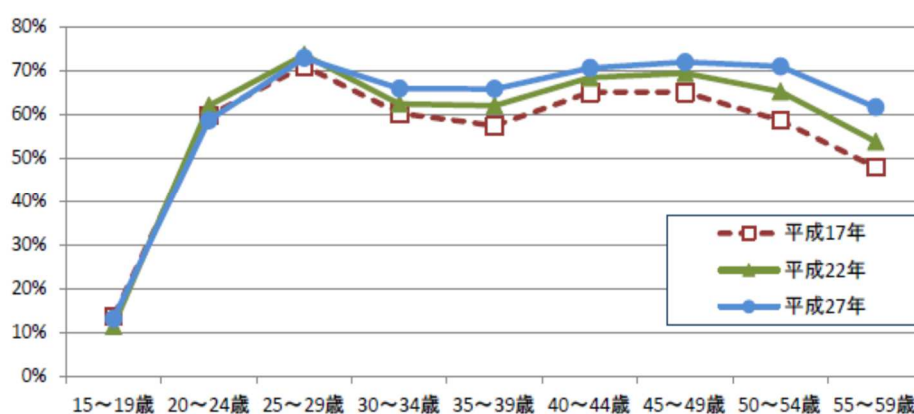


資料：国勢調査

### ③女性の就業状況

女性の就業率は、学校卒業後の20歳代でピークに達し、結婚や出産を機にいったん仕事を離れる30歳代で下降し、育児などがひと段落した40歳代から再び上昇するいわゆる「M字カーブ※1」を描いています。ただし、平成17年以降、M字カーブの谷の落ち込みは緩やかになってきており、平成17年と比較して50歳代での就業率は大きく増加しています。

女性の就業率



|       | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平成17年 | 13.8   | 59.7   | 71.0   | 60.2   | 57.4   | 65.0   | 65.0   | 58.6   | 47.9   |
| 平成22年 | 11.5   | 62.0   | 73.6   | 62.4   | 62.0   | 68.4   | 69.4   | 65.2   | 53.8   |
| 平成27年 | 13.2   | 58.6   | 72.9   | 65.9   | 65.8   | 70.6   | 71.9   | 70.9   | 61.6   |

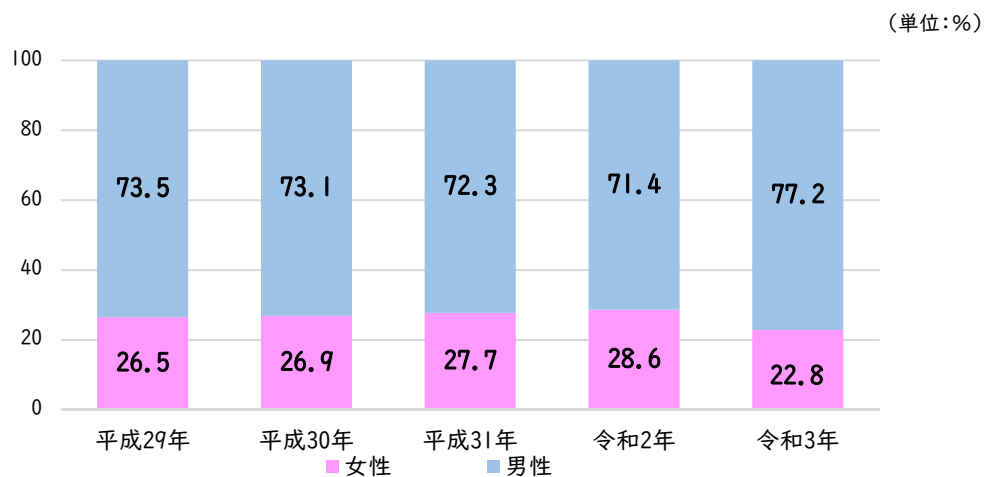
資料：国勢調査

※1 M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に退職し、子育て等がひと段落すると再び就職するという特徴があるためです。

## (4) 審議会等への参画状況

### ①審議会等の状況

審議会等における女性委員の割合は、平成29年度から微増していましたが、令和3年度は過去5年で一番低い数値となっています。

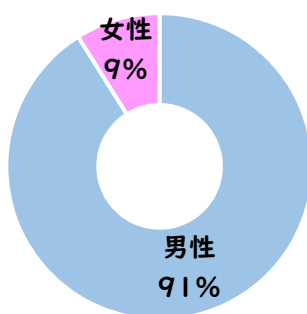


資料: 宮代町

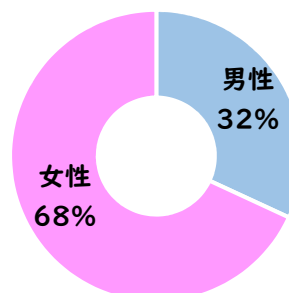
### ②地域リーダーの状況

地域のリーダーとして活躍している区長、自治会長、自主防災組織の会長については、女性の割合は約1割に満たない状況ですが、民生委員・児童委員においては男性に比べ女性割合が高くなっています。

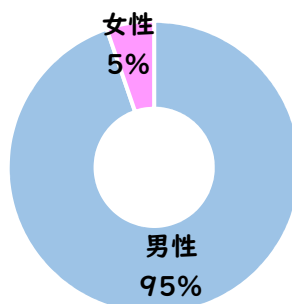
#### ◆自主防災組織における女性会長の割合



#### ◆民生委員・児童委員における女性委員の割合



#### ◆区長・自治会長における女性委員の割合

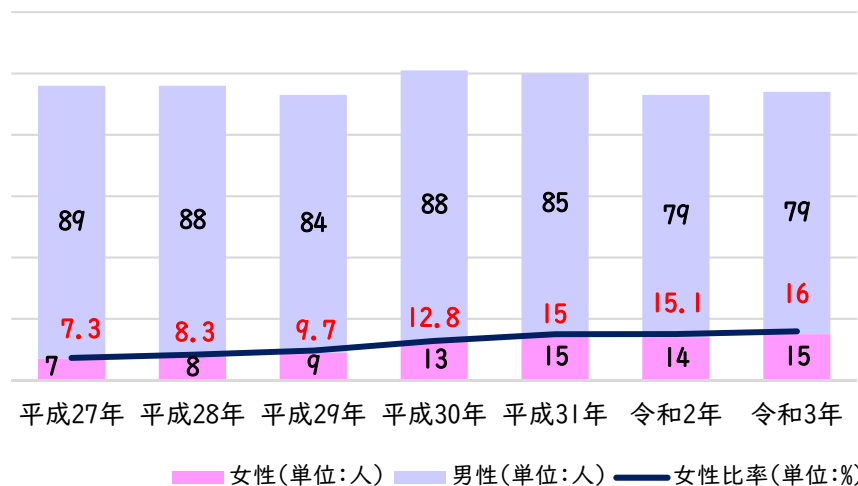


資料: 宮代町



### ③町組織における主査級以上の役職における女性割合

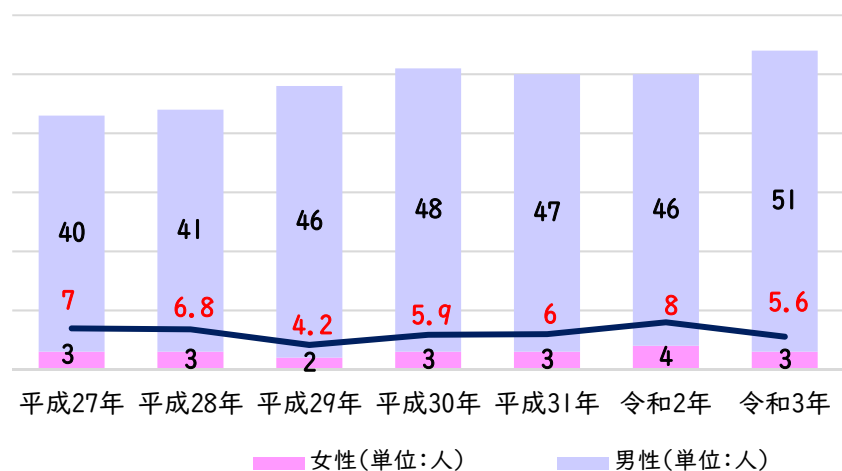
町女性職員の主査級以上の役職にある女性の割合は平成 27 年度から微増し、令和 2 年度には平成 27 年度と比べ 2 倍に増えてましたが、全体としては約 16%と低い状態が続いています。



資料:宮代町

### ④町組織における管理職(主幹級以上)における女性割合

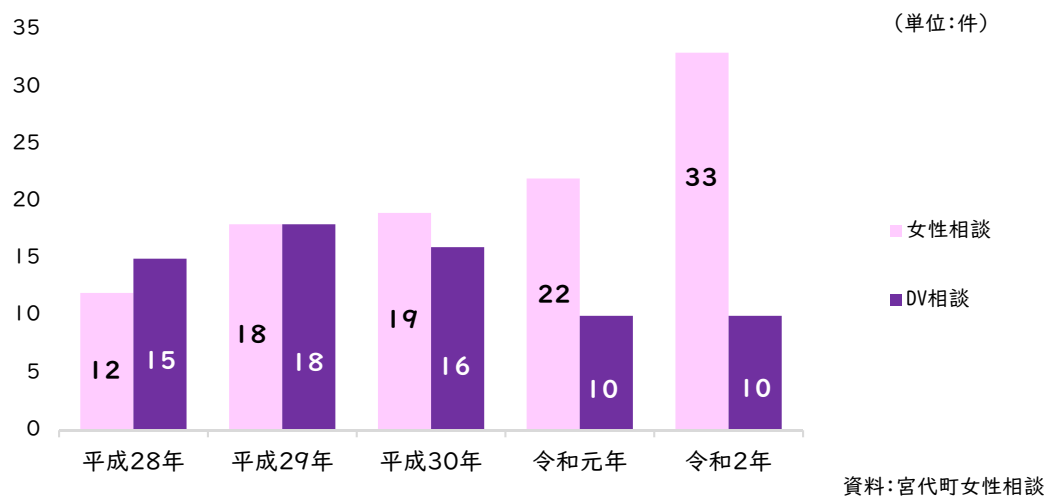
管理職(主幹級以上)における女性職員については、平成 27 年度から人数は横ばいであるものの、主幹級以上の職員数が増加しているため、割合は低くなっています。



資料:宮代町

## (5) 女性相談・DV相談件数

女性相談件数は年々増加しています。DV相談件数は、年によって変動があるものの年10件以上の相談があります。



## 2

## アンケート調査結果からみえる現状

本プランの策定に向けて、男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、今後の男女共同参画施策へと反映させることを目的として、「宮代町男女共同参画に関する住民意識調査」を実施しました。

### 【調査実施概要】一般

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 調査方法 | 郵送                              |
| 調査対象 | 宮代町内在住の18歳以上800人を住民基本台帳から無作為に抽出 |
| 調査期間 | 令和2年11月24日（火）～令和2年12月15日（火）     |
| 回収結果 | 配布数800件／回収数416件（回収率：52%）        |

### 【調査実施概要】

#### 〈小学生〉

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 調査方法 | 学校を通じて配布                   |
| 調査対象 | 宮代町在学小学5年生                 |
| 調査期間 | 令和2年11月2日（月）～令和2年11月18日（水） |
| 回収結果 | 配布数254件／回収数240件（回収率：94.5%） |

#### 〈中学生〉

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 調査方法 | 学校を通じて配布                   |
| 調査対象 | 宮代町在学中学2年生                 |
| 調査期間 | 令和2年11月2日（月）～令和2年11月18日（水） |
| 回収結果 | 配布数229件／回収数215件（回収率：93.9%） |

### 【調査実施概要】役場職員

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 調査方法 | 配布                          |
| 調査対象 | 会計年度任用職員を除く全職員              |
| 調査期間 | 令和2年12月21日（月）～令和2年12月25日（金） |
| 回収結果 | 配布数219件／回収数218件（回収率：99.5%）  |

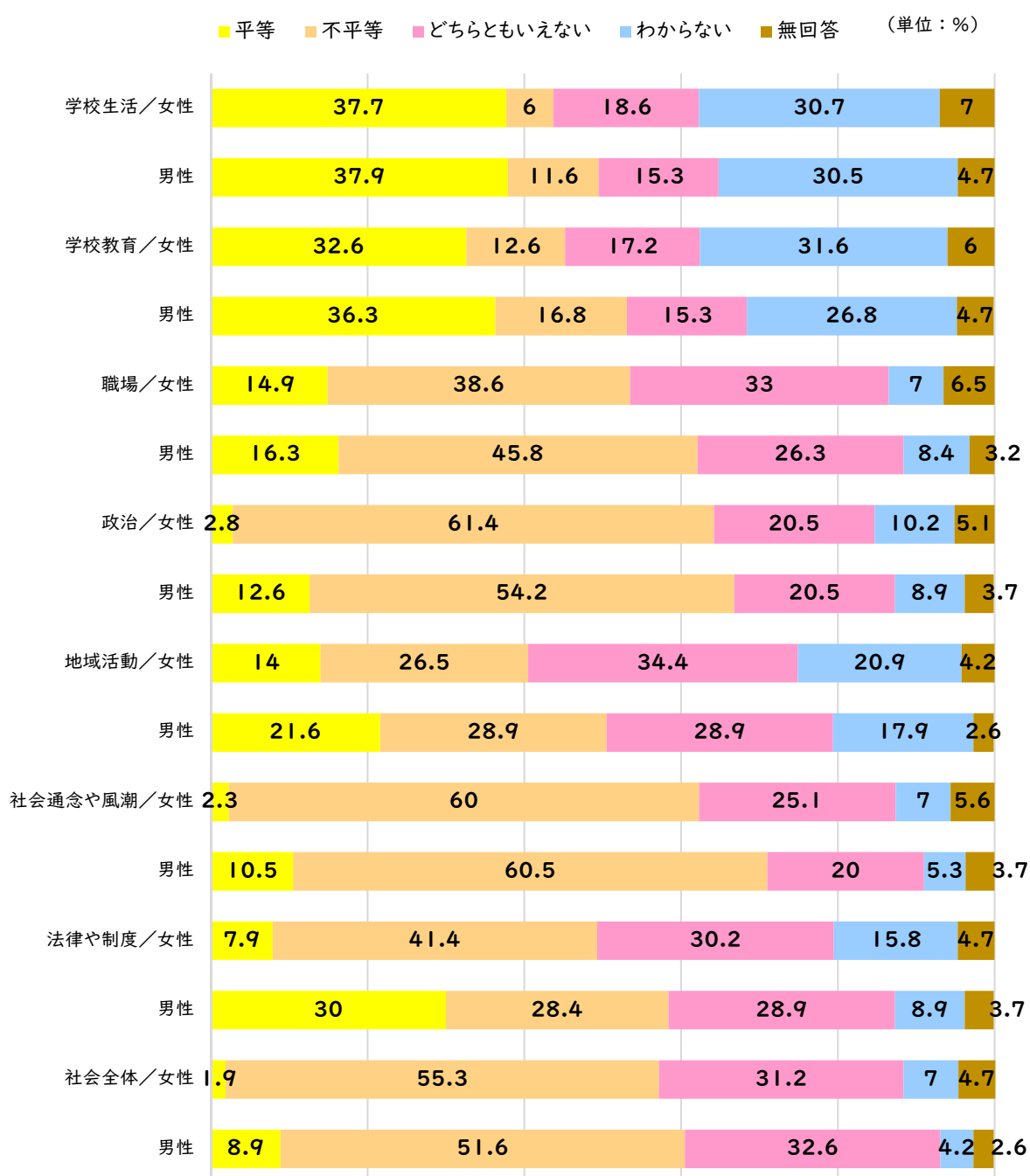
## (1) 男女の地位の平等感

「社会通念や風潮」「社会全体」「政治」「職場」において男女の地位の不平等の意識が強いことがわかりました。一方で、「学校生活」「学校教育」では平等意識が高くなっています。

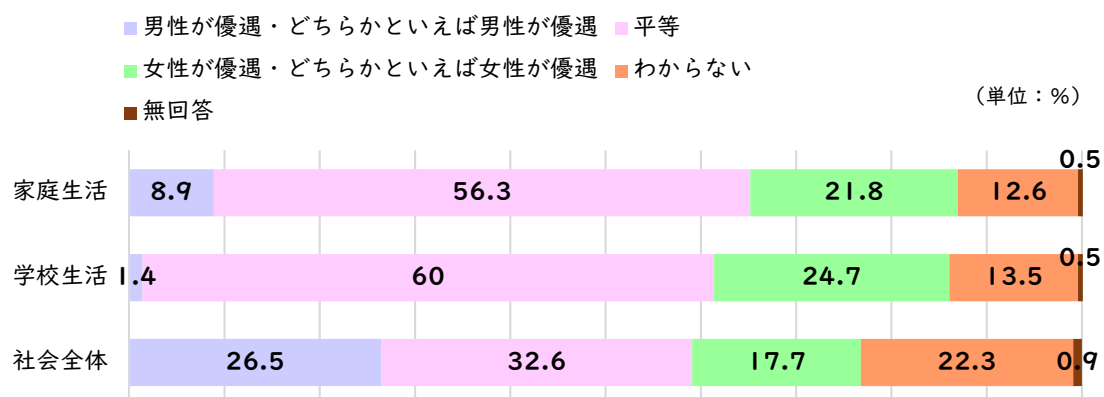
また、中学生意識調査では、男女の地位の平等感について、「家庭生活」「学校生活」では約6割が平等であると感じています。中学生の日常では、男女平等の意識が浸透してきています。

### ◆男女の地位の平等感(一般)

女性(n=215) 男性(n=190)

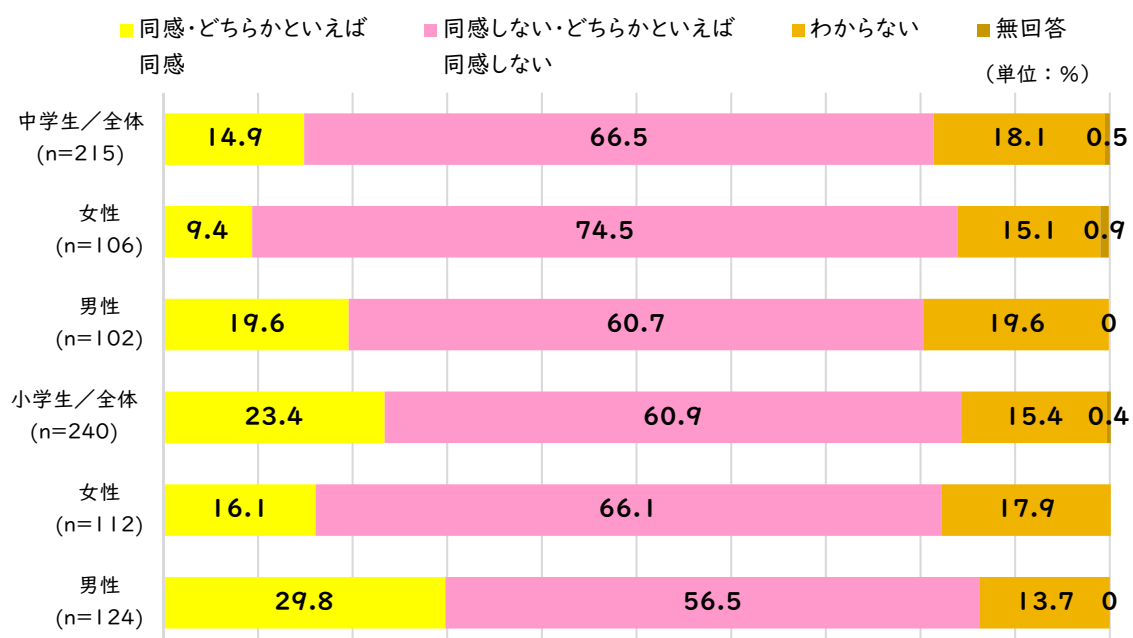
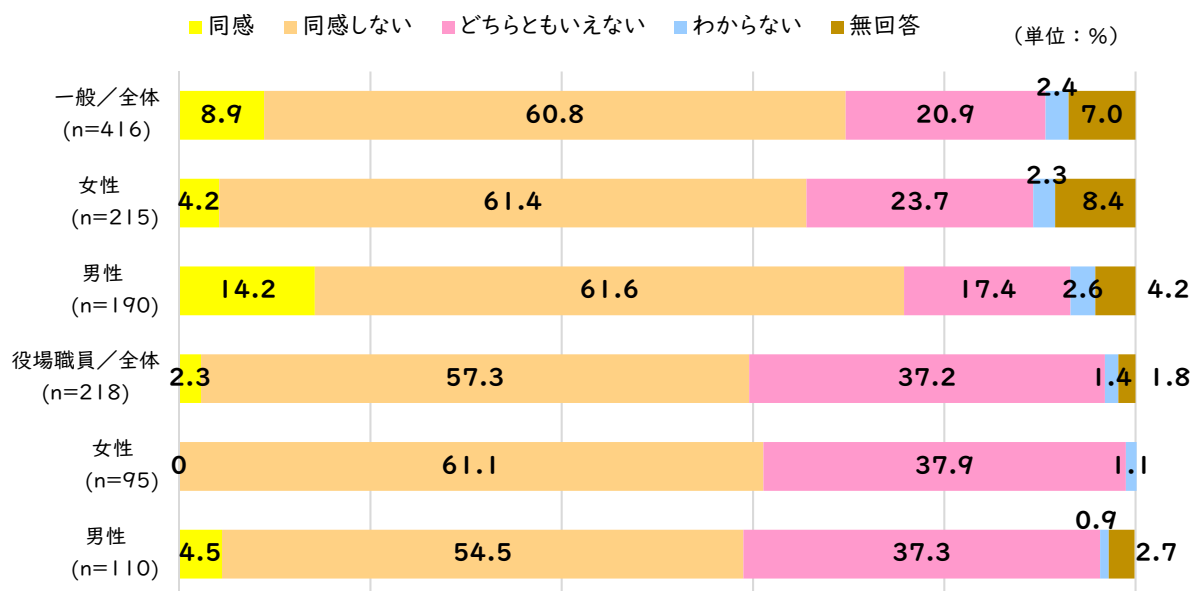


# ◆男女の地位の平等感(中学生)



## (2) 固定的性別役割分担意識

「男は仕事」「女は家庭」という固定的性別役割分担意識に「同感しない」は男女ともにほとんど差はありませんでした。しかし、「同感する」は、女性が4.2%、男性が14.2%と男性が10ポイント上回っています。

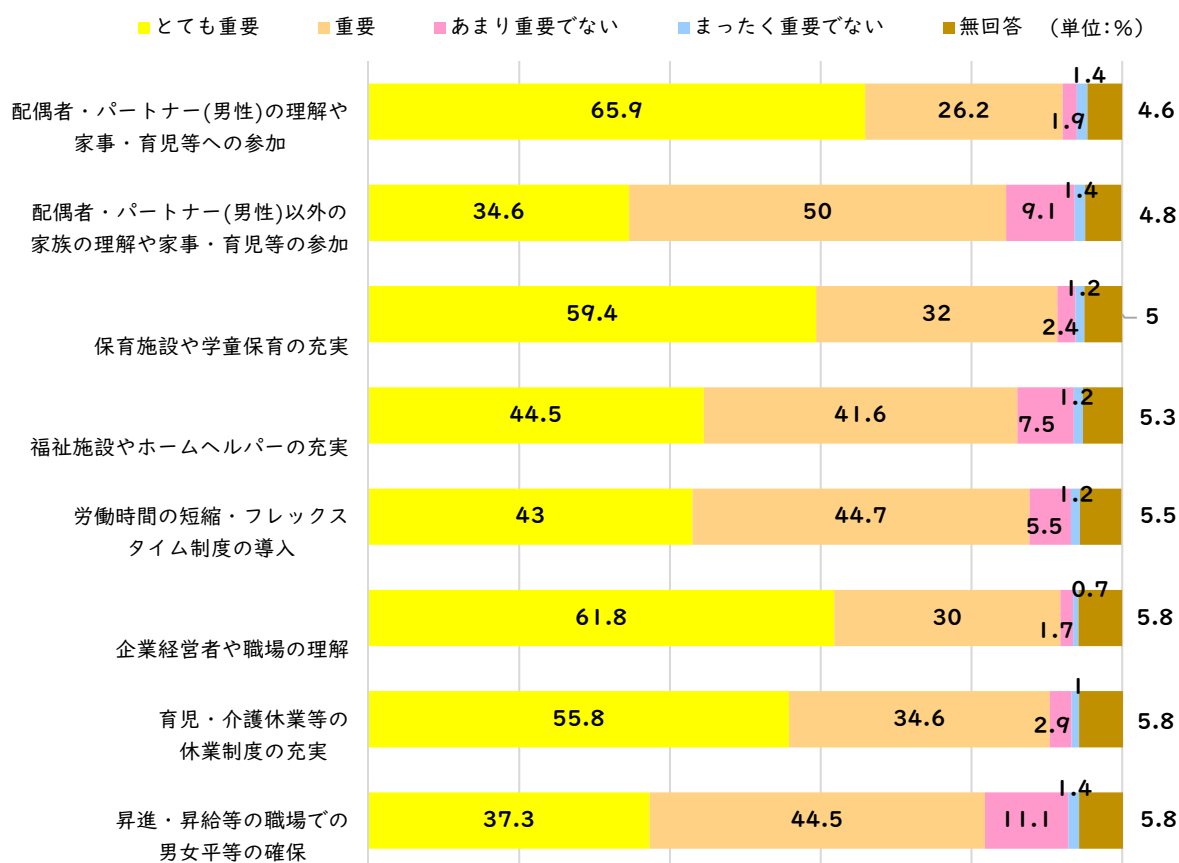


### (3) 女性の活躍を進めるために重要なこと

女性が出産後、育児をしながら働き続けるために重要なこととして最も多かった回答は「配偶者・パートナー（男性）の理解や家事・育児などへの参加」で65.9%でした。次いで「企業経営者や職場の理解」が61.8%、「保育施設や学童保育の充実」が59.4%となっています。

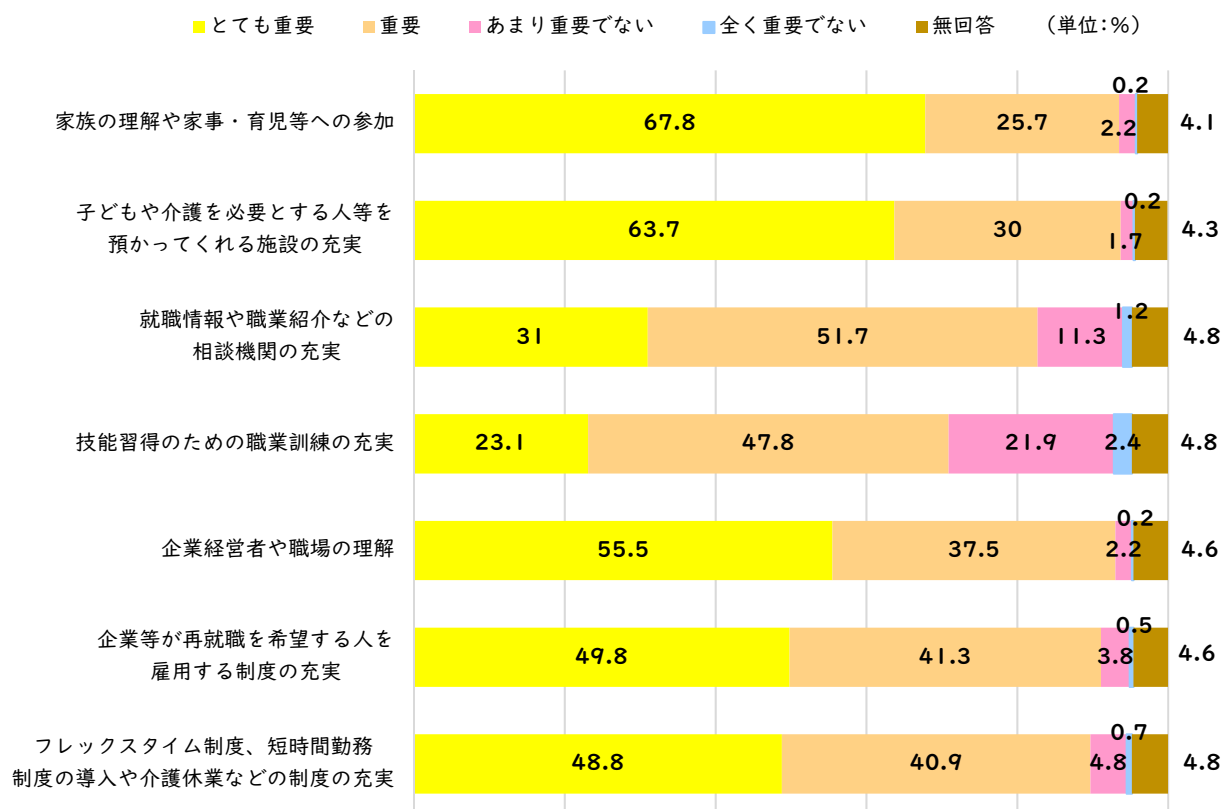
また、女性が出産、育児後に再就職するために重要なこととして最も多かった回答は「家族の理解や家事・育児等への参加」で67.8%、次いで「子どもや介護を必要とする人等を預かってくれる施設の充実」が63.7%となっています。

#### ◆女性が結婚・出産後も働き続けるために重要なこと





◆女性が結婚・出産のために退職し、その後再就職するために重要なこと

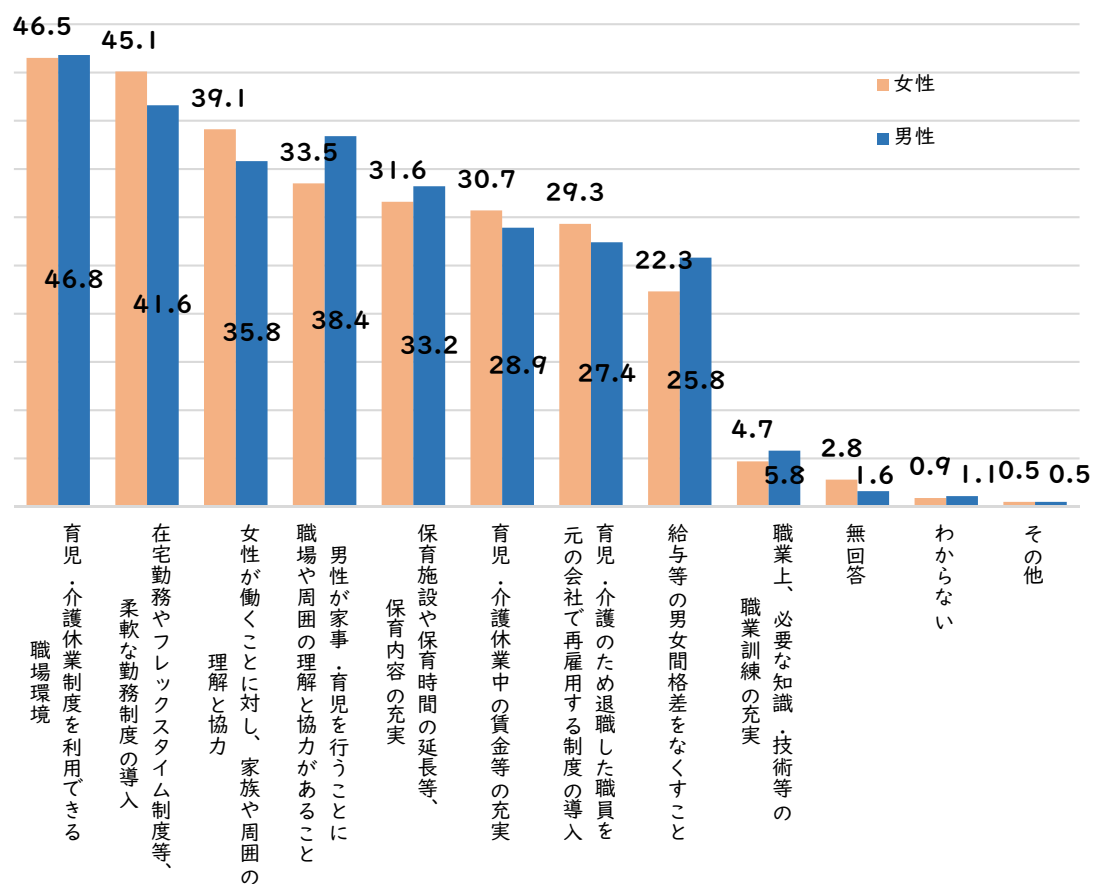


#### (4) ワーク・ライフ・バランス※1

##### ①仕事と家庭を両立するために必要なこと

男女ともに「育児・介護休業制度を利用できる職場環境づくり」が約46%と最も高くなっています。次いで、「在宅勤務やフレックスタイム制度※2等、柔軟な勤務体制の導入」となっています。

なお、「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力」については、女性39.1%、男性35.8%と女性が男性を上回り、「男性が家事・育児を行うことに職場や周囲の理解と協力」は女性33.5%、男性38.4%と男性が女性を上回っています。



※1 ワーク・ライフ・バランス:仕事や子育てや地域活動など仕事以外の活動を組み合わせ、バランスのとれた働き方を選択できるようにすること。やりがいのある仕事と充実した私生活の健康的なバランスをとり、個人の能力を最大限発揮できるようにすることで、生産性・業績を上げる効果があるといわれています。

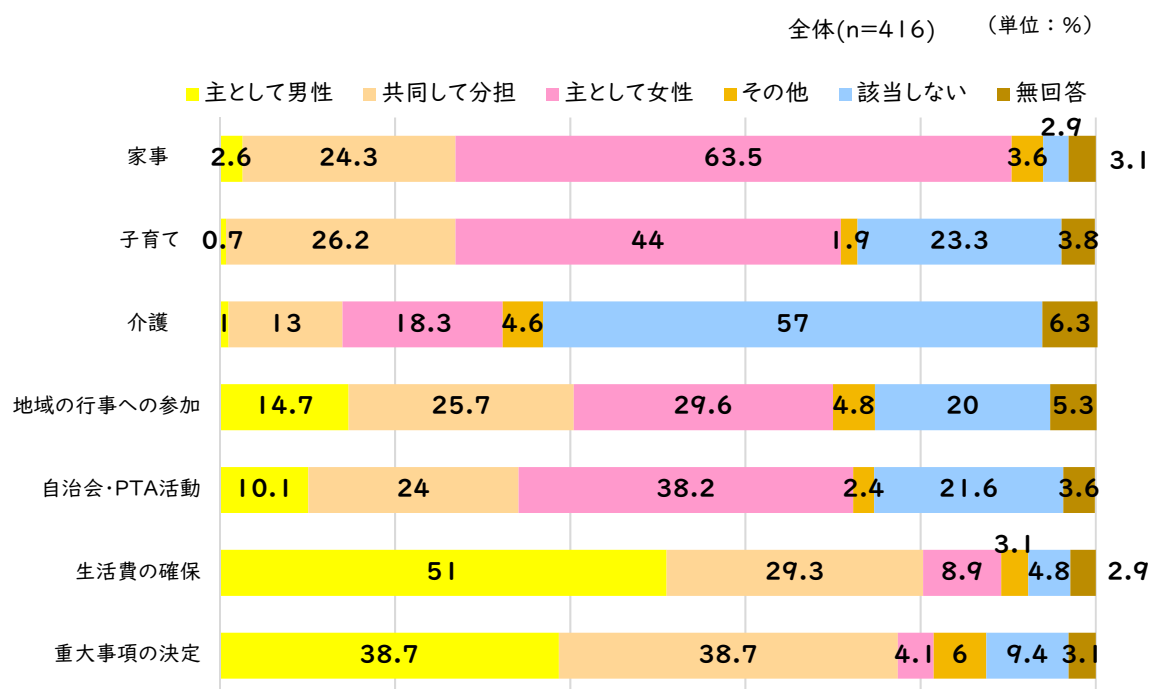
※2 フレックスタイム制度:労働者自身が労働時間の長さあるいは労働時間の配置を決定することができる制度。

## ②家庭生活・子育て

家庭生活における役割分担については、「家事」「子育て」「地域の行事への参加」「自治会・PTA活動」については女性の割合が高くなっている一方、「生活費の確保」については男性の割合が高くなっています。

また、「重大事項の決定」については、「主に男性」「共同して分担」が同率となっています。

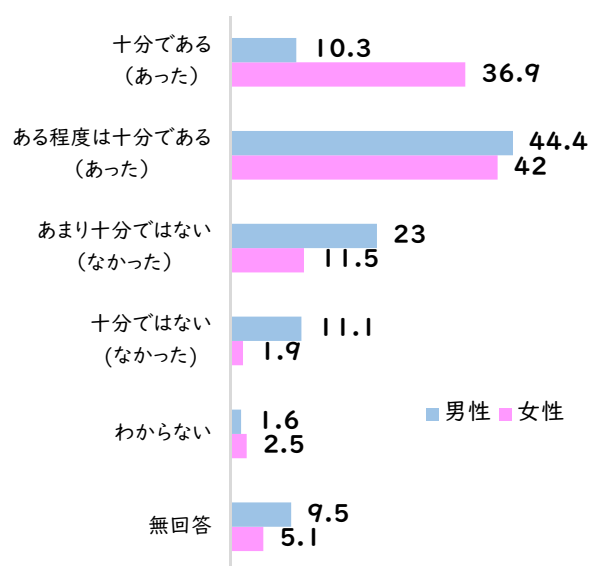
### ◆家庭生活での役割分担



### ◆子育てへのかかわり

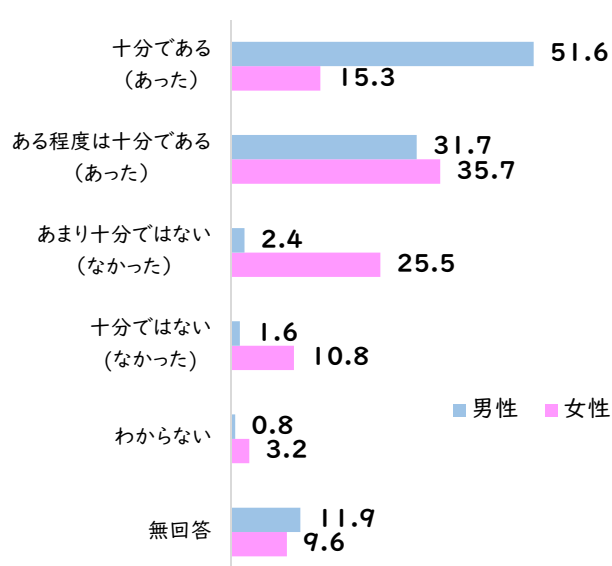
【本人】 女性(n=157) 男性(n=126)

(単位：%)



【配偶者・パートナー】 女性(n=157) 男性(n=126)

(単位：%)

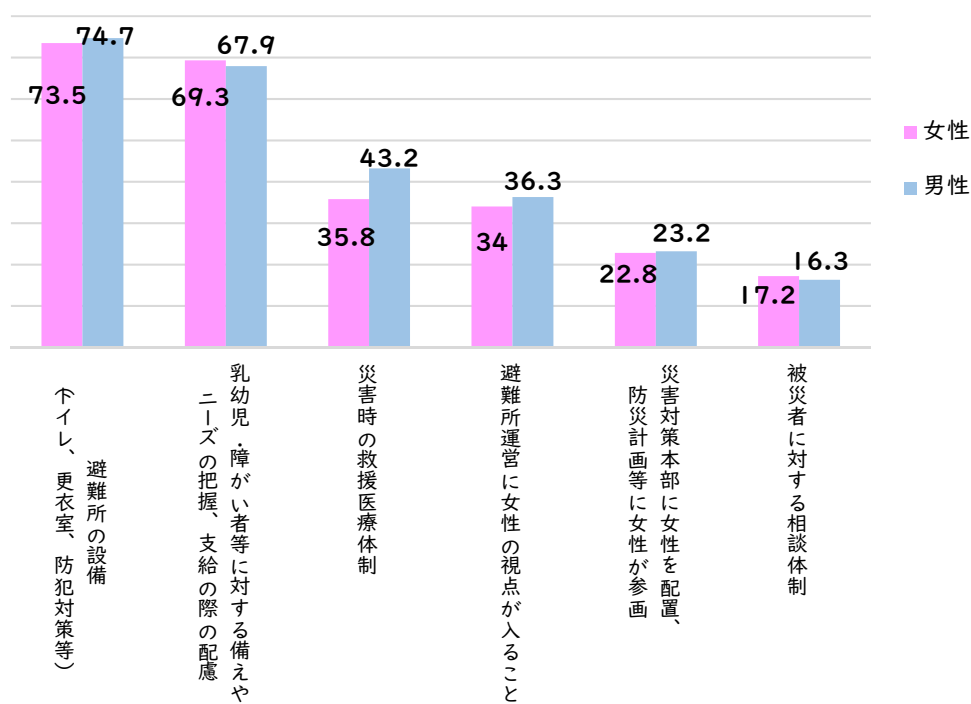


## (5) 防災・災害

性別に配慮して取り組んでほしい施策について、「避難所の整備(トイレ・更衣室・防犯対策等)」が男女ともに70%以上と最も高くなっています。次いで、「乳幼児・障がい者等に対する備えやニーズの把握、支給の際の配慮」となっています。

### ◆性別に配慮して取り組む必要がある施策

(単位：%)

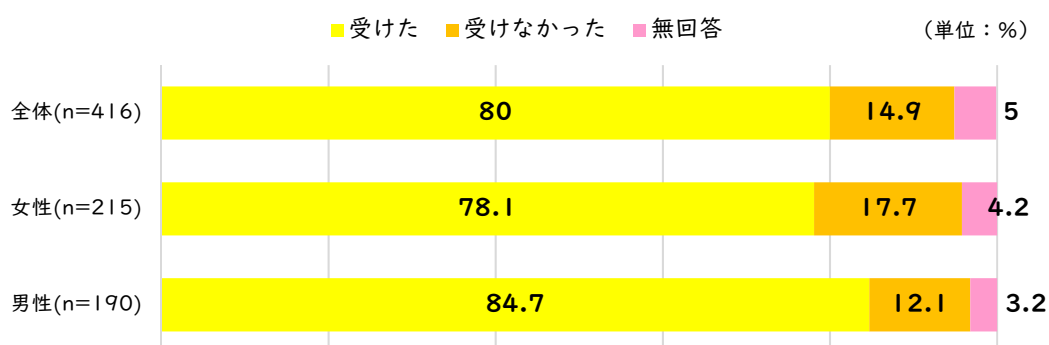


## （６）生涯にわたり健康で安心して暮らすために必要なこと

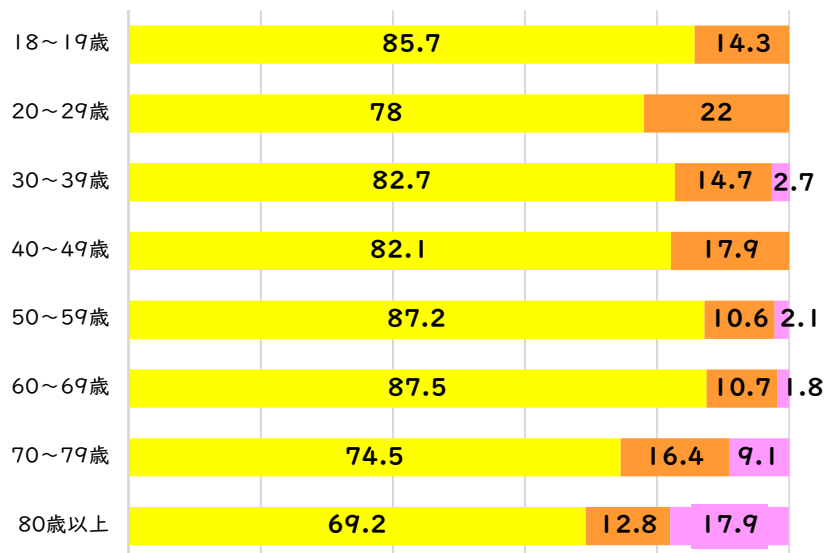
健康診断の受診の有無については、男女ともに約 80%が受診しています。性別で見ると、男性より女性の受診が低くなっています。また、年代別では、20 歳代と 70 歳代以上の受診が低くなっています。

女性の健康増進施策として必要なものとして、男女ともに「女性に多い疾患の予防対策」が最も高く、次いで、男女差はあるものの「女性外来の充実」や「健康教育・相談」が高くなっています。

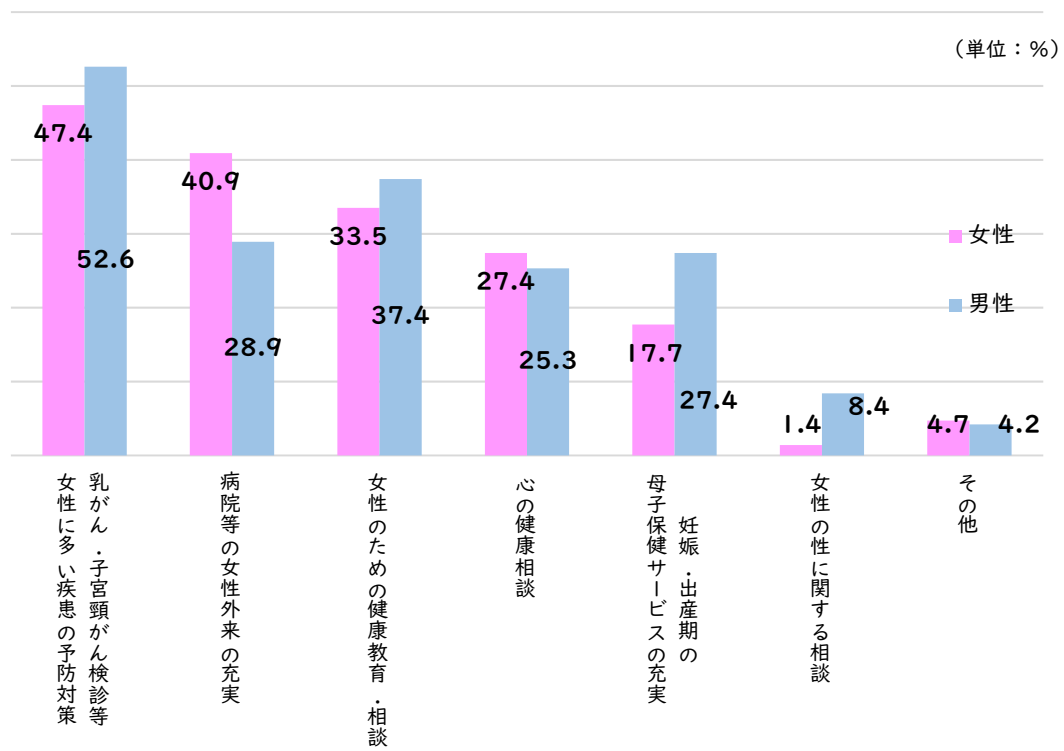
### ◆健康診断や健診の受診の有無



### 【年代別】



◆女性の健康増進支援策として必要なもの



## (7) DV・デートDV※1

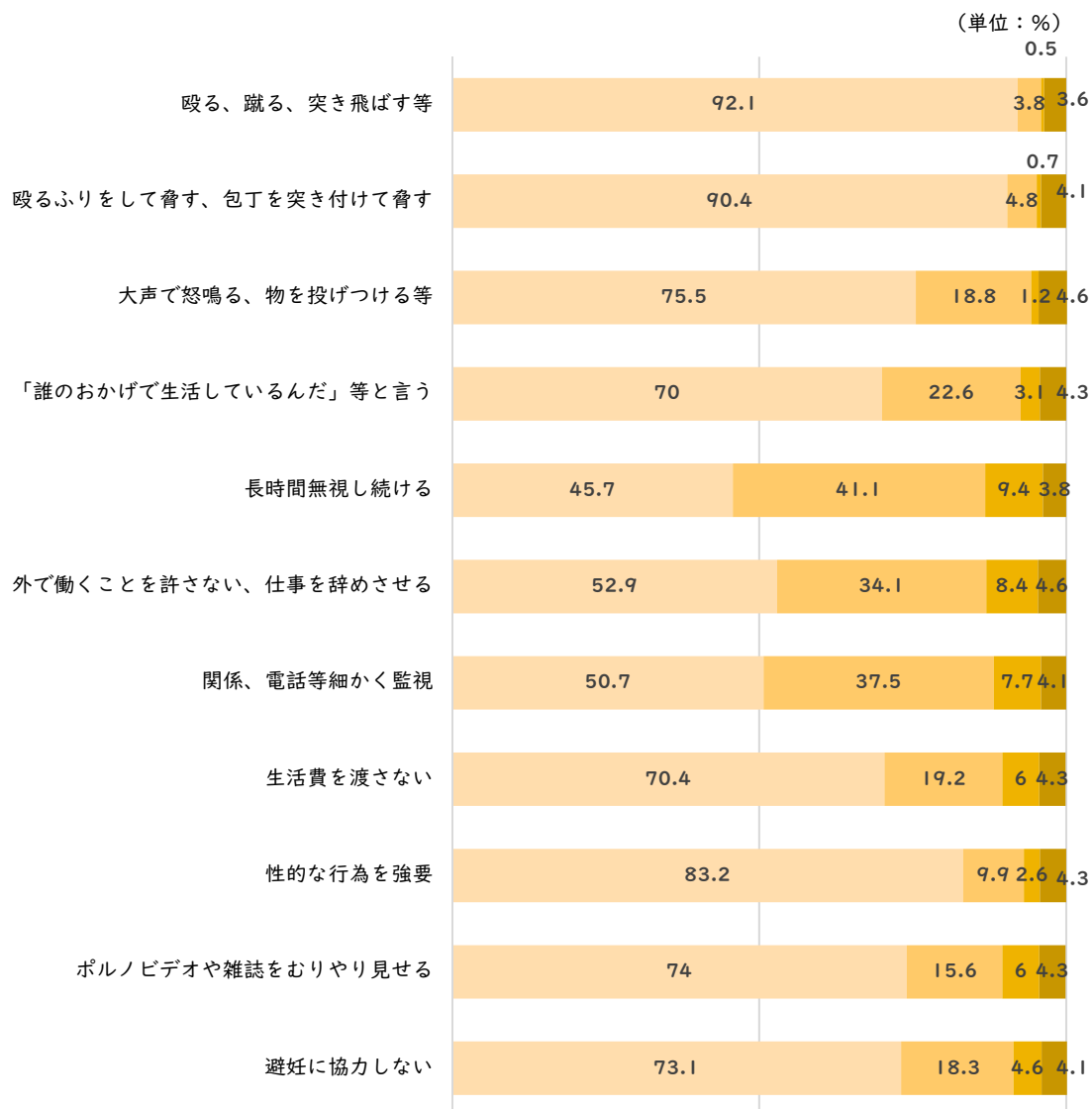
DVの理解として、身体的な暴行については、全体で90%以上が「どんな場合でも暴力にあたる」と回答していますが、心理的な攻撃や経済的圧迫については、DVという認識が低い傾向にあります。

また、デートDVについては、一般では「内容も知っている」が46.4%となっていますが、中学生では12.6%と低くなっています。

なお、DV被害経験については、男性の被害経験が女性より多い結果となっており、被害の際の相談先は、「家族・親族」「友人・知人」が多く、行政の窓口への相談は低くなっています。

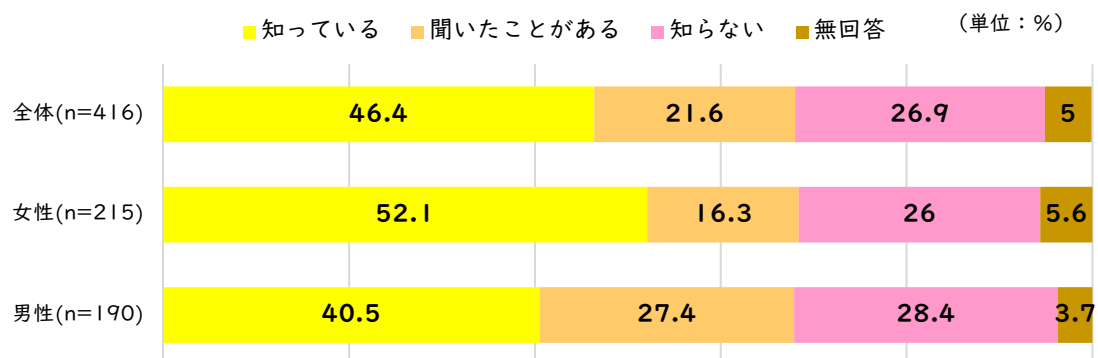
### ①DVの認知度

■どんな場合でも暴力にあたる ■暴力にあたる場合とそうでない場合がある ■暴力とは思わない ■無回答

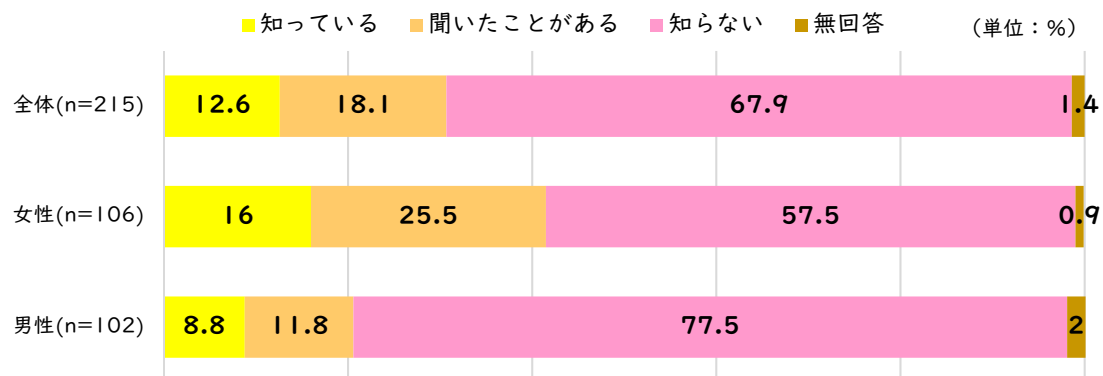


## ②デートDVの認知度

### 【一般】



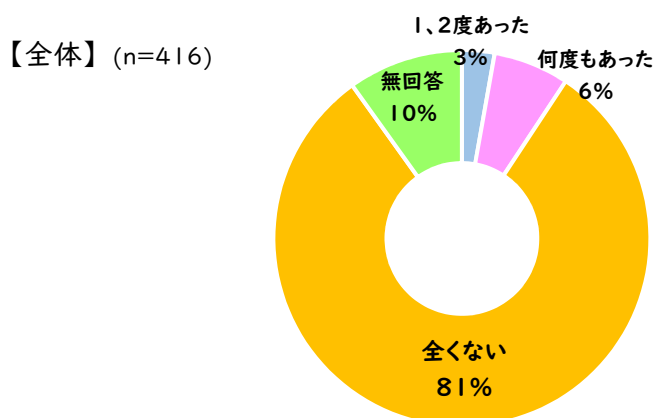
### 【中学生】



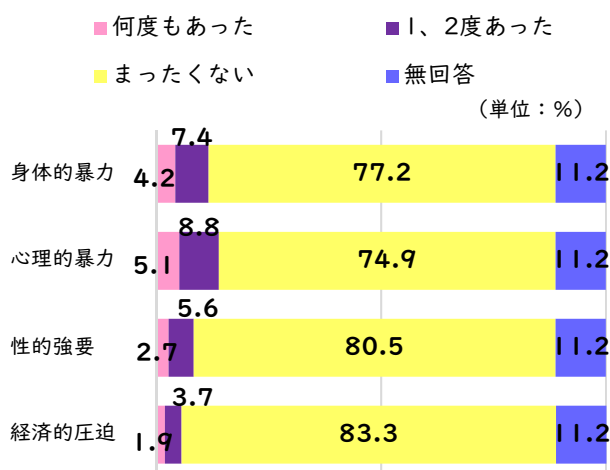
※Ⅰ デートDV：中高生や大学生など若者の恋人間で起こるドメスティック・バイオレンスと同様の暴力。相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重せずに自分の考えや価値観を押し付けたりすること。



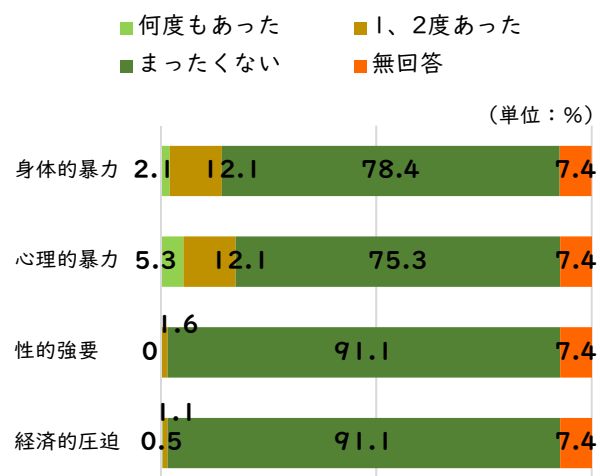
### ③配偶者等からのDV被害経験



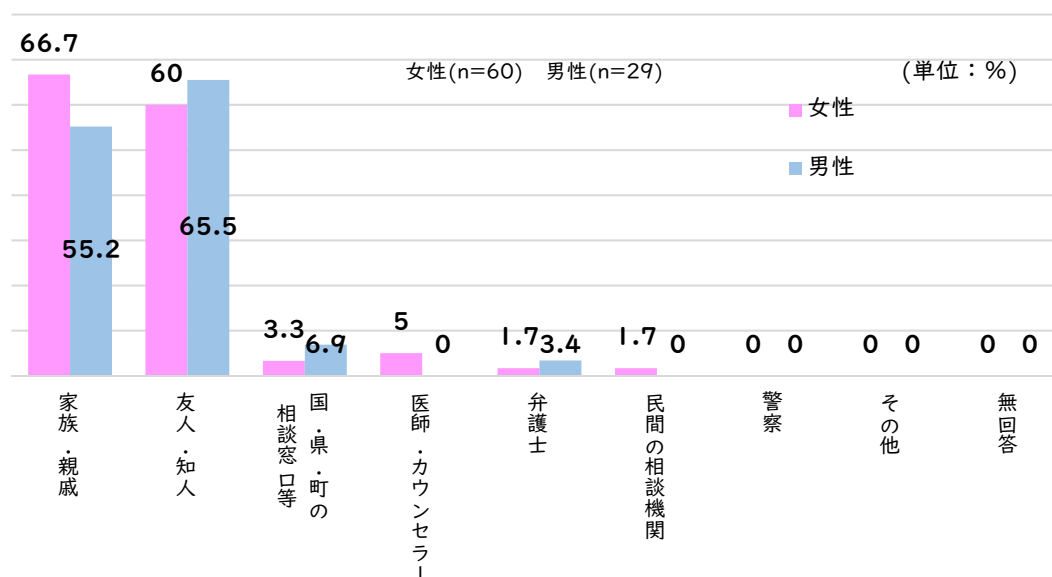
【女性】 女性(n=215)



【男性】 男性(n=190)



### ④相談窓口の認知度(DV被害者の相談先)



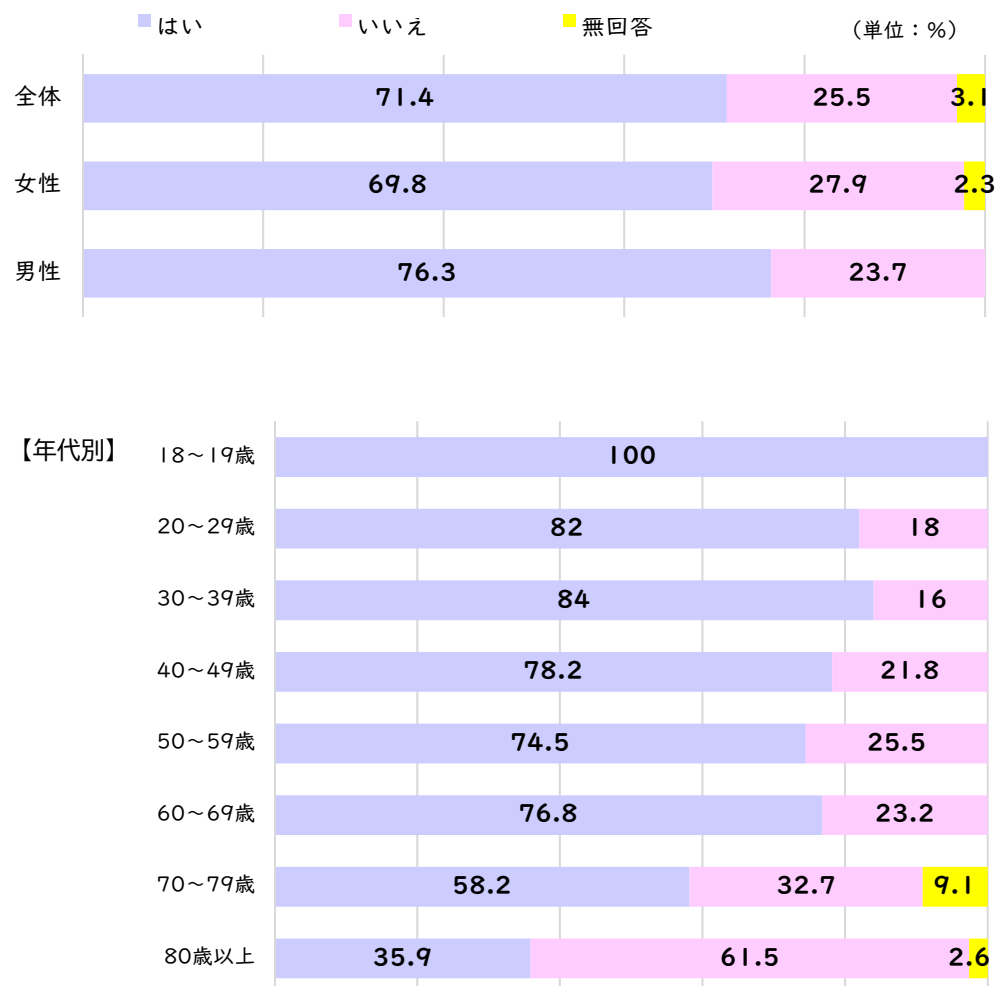
## (8) 性的少数者※1 (LGBT※2)

性的少数者(LGBT)の言葉の認知については、71.4%が「はい」と回答し、男性の認知度が女性に比べ高くなっています。年代別では、若年層の認知度は高くなっていますが、年齢があがるにつれ、低くなっています。

また、自身の性についての悩んだ経験の有無については、約5%が「ある」と回答し、20～29歳の若年層の割合がやや高くなっています。

なお、性的少数者の方々が生活しやすくするために必要な施策としては、「法律等に性的少数者の方々への偏見や差別解消への取組を明記する」が36%と最も高く、次いで「働きやすい職場環境づくり」等が31.6%となっています。

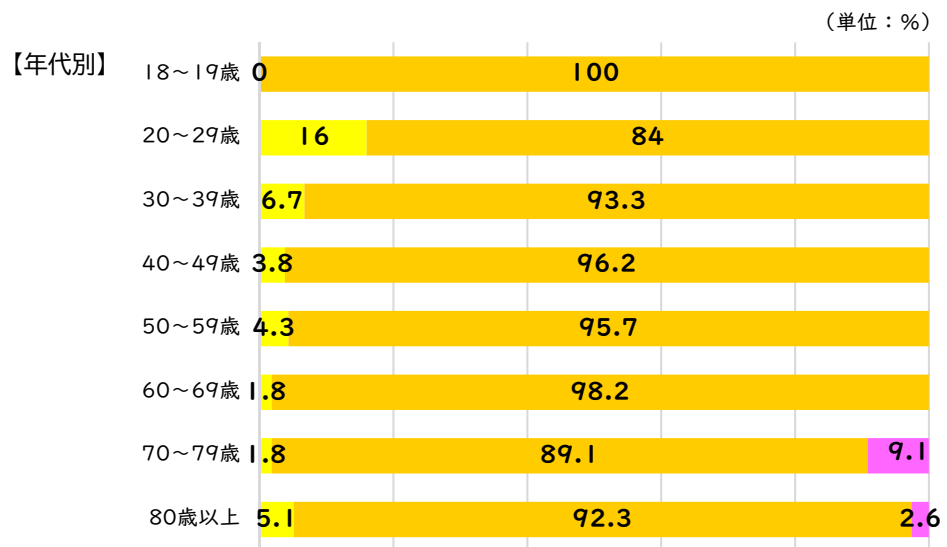
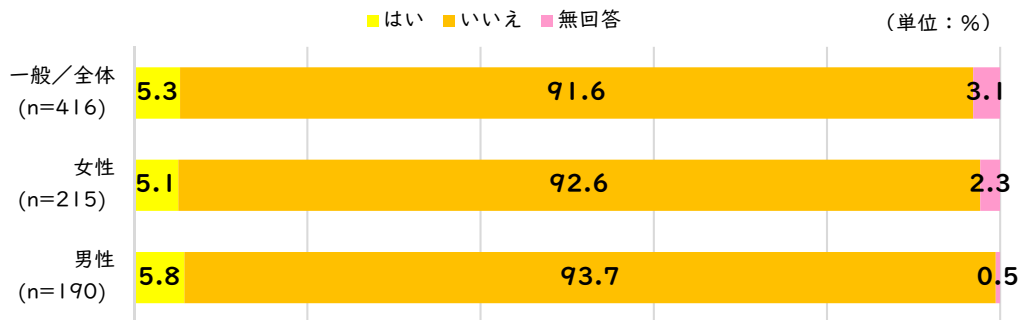
### ◆性的少数者(LGBT)の認知度



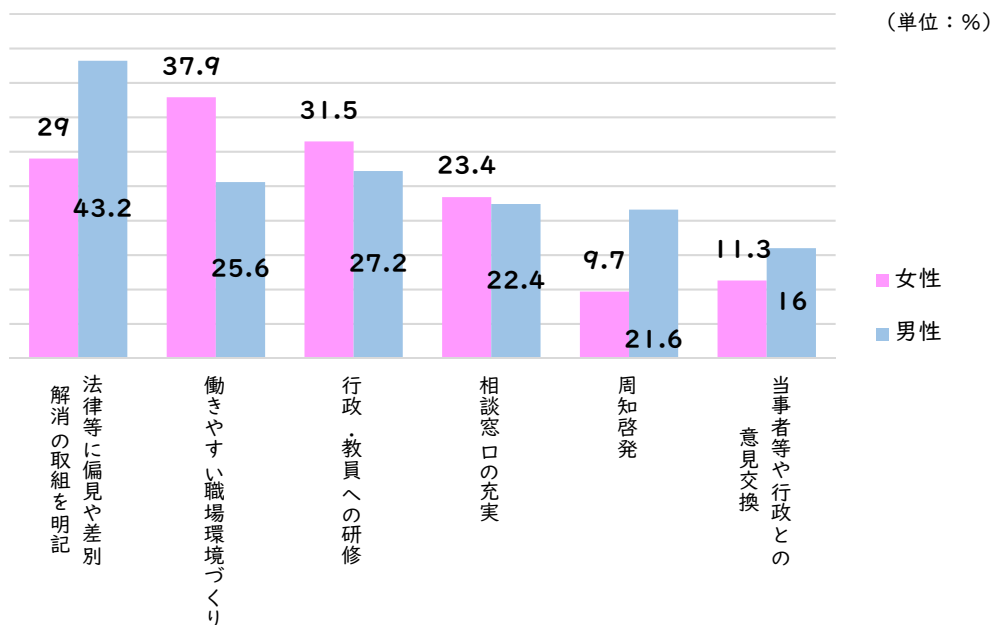
※1 性的少数者(セクシャル・マイノリティ): 性的指向や性自認当に關してのありようが性的多数派とは異なるとされる人々のことを指す。

※2 LGBT: レズビアン(Lesbian) = 女性同性愛者、ゲイ(Gay) = 男性同性愛者、バイセクシュアル(Bisexual) = 両性愛者、トランスジェンダー(Transgender) = 心と体の性が一致しない人のことを意味する、性的マイノリティ(少数者)を表す相称のひとつ。

### ◆性自認や性的指向の悩みの有無



### ◆性的少数者(LGBT)の方々が暮らしやすくなるために必要な施策



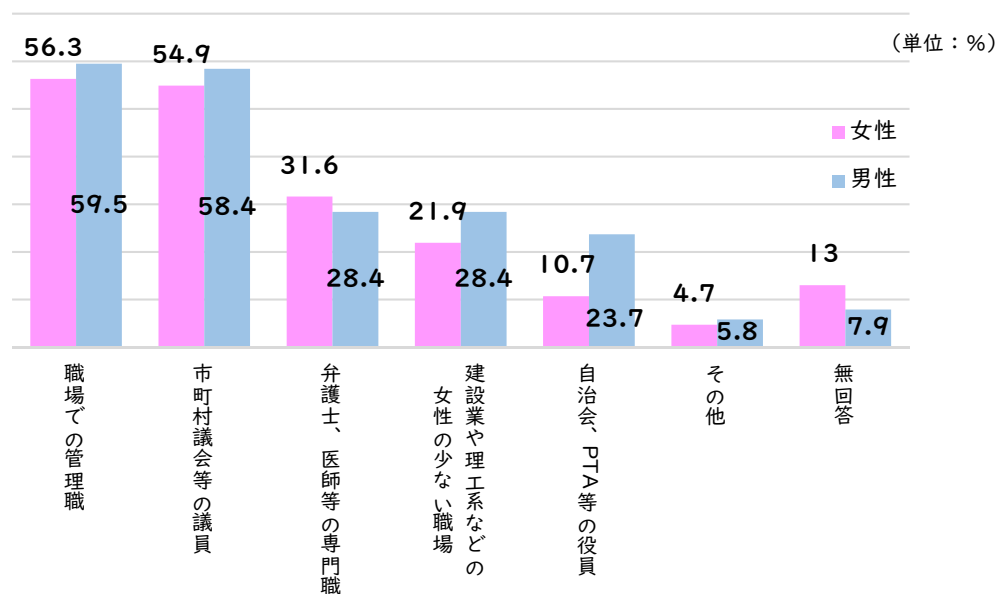
### (9) 男女共同参画社会を実現するために必要なこと

女性の参画が進むべき分野として、「職場等での管理職」が最も高く、次いで「町議会議員」となっています。

特に力を入れて欲しい男女共同参画施策については、「高齢者・障がい者等の福祉サービスの充実」や「保育園・学童保育等の子育て支援の充実」が高くなっています。

また、役場職員意識調査では、女性管理職が増えることについて「性別を問わず優秀な人材が活躍できる」が67.4%と最も高く、次いで、「女性の声が反映され、多様な視点から新たな施策が生まれる」となっていますが、女性職員の約75%が管理職への昇進を望まないと回答しています。

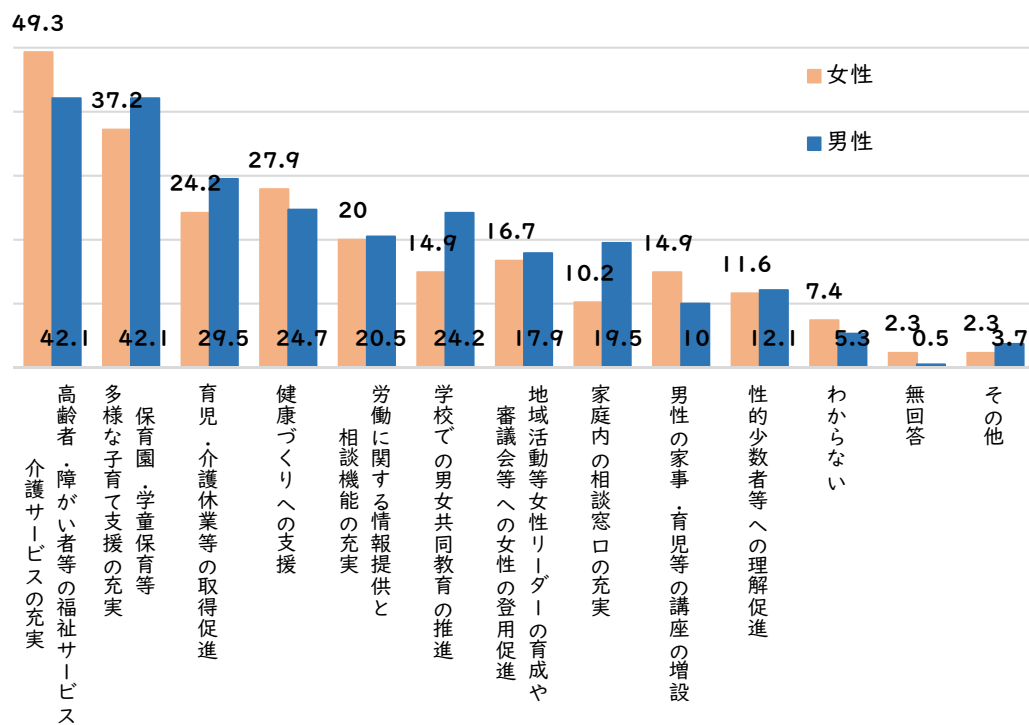
#### ◆女性の参画が進んで欲しい分野



### ◆特に力を入れて欲しい男女共同参画施策

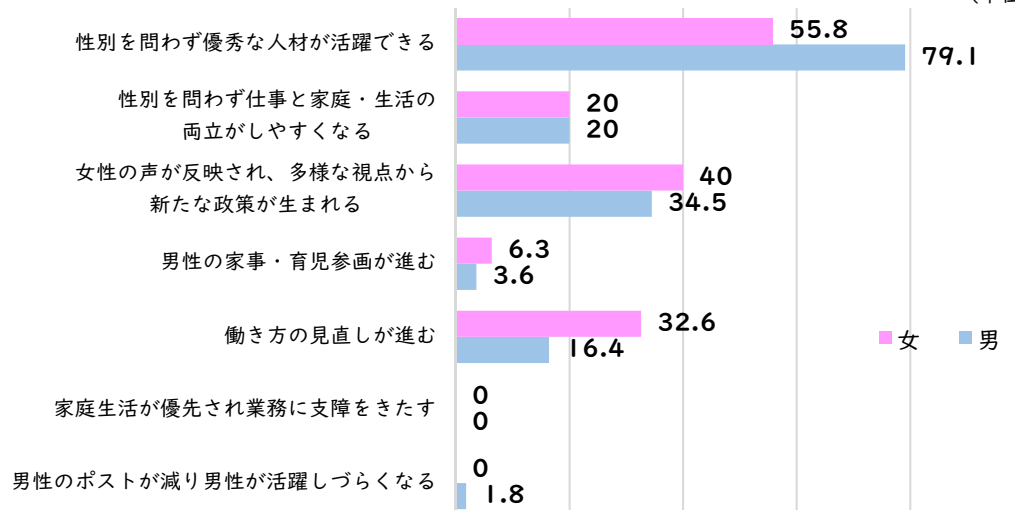
女性(n=215) 男性(n=190)

(単位：％)



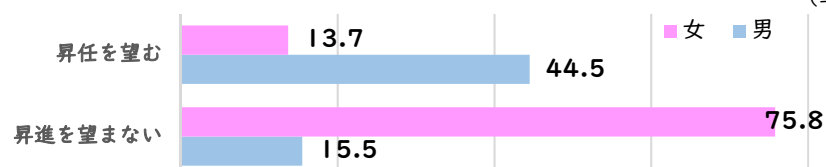
### ◆町組織において女性管理職が増えることについて

(単位：％)



### ◆町職員の管理職への昇進希望

(単位：％)



### 3

## これまでの取組と成果・課題

前プラン（第2次）の基本目標ごとの主な取組と現状・問題点、今後の課題についてまとめました。前プラン（第2次）の課題等は、本プラン（第3次）へと引き継ぎます。

### 基本目標Ⅰ：男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

#### 【主な取組】

##### ◇人権・男女共同参画の意識づくり

男女共同参画の意識が浸透するよう、固定的性別役割分担意識の解消や性の多様性、DV被害防止、防災対策等をテーマに、男女共同参画情報誌『ふらふーぷ』の発行や男女共同参画セミナーを開催しました。

また、様々な人権問題をテーマに研修会を開催し、男女の性や人権を尊重するための意識啓発を行いました。

##### ◇男女平等、人権尊重教育の実施

学校教育においては、全教育活動において人権を尊重した教育を実践し、児童・生徒の男女共同参画の視点に立った教育を実施しました。

また、男女平等の視点に立った人権教育研修会等を全教職員対象に実施しました。

#### 【現状と問題点】

◇「固定的性別役割分担意識に同感しない」が約60%であり、未だ「男は仕事」「女は家庭・育児」の意識が残っています。（住民意識調査）

◇「政治」「社会通念や風潮」「社会全体」に男女の不平等感を感じています。（住民意識調査）

◇「男女共同参画社会」に関して認知度が低くなっています。（住民意識調査）

◇性的少数者（LGBT）に対する理解は、年齢が高くなるにつれ低くなっています。（住民意識調査）

#### 【考えられる要因】

◇男女共同参画セミナーや人権研修会等、人権意識に立った講座等の開催、広報紙を活用した啓発や男女共同参画情報誌の発行による啓発を行ったが、行政側の一方的な情報発信であったため、住民への意識の変革に至らなかったことが考えられます。

◇家庭教育や生涯学習における事業が未実施のため、啓発が十分でなかったことが考えられます。

**【課題】**

- ◇固定的性別役割分担意識の解消や男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行に関する意識改革を多様な手法を活用して実施することが重要です。
- ◇家庭や地域社会における意識啓発を推進するため、地域活動、市民活動等を通じて学習機会を創出することが必要です。
- ◇幼少期からのジェンダー平等意識の醸成のための教育が重要です。
- ◇性の多様性についての理解促進のための啓発に取り組み、差別や偏見を受けることのないよう支援等を検討する必要があります。
- ◇SDGs のゴール 5「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」について、国際的な取組を意識し、実行していくことが重要となります。

## 基本目標２：男女が共に支えあう地域づくり

### 【主な取組】

#### ◇政策や方針決定過程への男女共同参画の促進

子育て世代の方々が審議会等の委員として会議に参加しやすいよう一時保育を実施したほか、女性が活躍できるよう各種団体等への審議会等の委員推薦の際に女性の登用を促進しました。

#### ◇家庭生活、地域における男女共同参画の推進

家庭生活においては、育児の孤立を防ぐため、男女共同参画の視点でママ・パパ教室やすくすく広場※１（ママ・パパ教室同窓会）の開催、介護予防リーダー育成や地域支えあい講座等を開催しました。

また、地域においては、性別にとらわれることなく地域参画できるよう、市民活動サポートセンター等において情報提供や相談等を行いました。

#### ◇男女がともに働きやすい環境づくり

就業環境の改善やワーク・ライフ・バランスの促進に関する情報を町民及び事業者に対して周知・啓発しました。

また、ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、職住近も大切な要素となります。自らの思いを実現し、地域で起業するための支援として月３万円ビジネス講座※１を実施するとともに、農業や商工業に携わる女性の地位向上のため、家族経営協定の促進や６次産業化※２への取組を推進しました。

### 【現状と問題点】

◇「政治」「まちづくり」等に女性の視点が反映されていないと感じています。（住民意識調査）

◇町の審議会等の委員における女性の割合は目標の３０％に達していません。

◇家事・育児等については、女性が多く担っています。（住民意識調査）

◇女性の社会進出の増加に伴い、仕事と家庭の両立を多くの人が望んでいます。（子育て支援事業計画ニーズ調査）

◇地域活動等では、リーダーは主に男性、活動は主に女性の傾向があり、地域活動における役割分担において固定的な性別役割分担意識がみられます。（住民意識調査）

◇働き方については、理想はパートタイム再就職、現実フルタイム再就職であることから、理想と現実乖離がみられます。（住民意識調査）

◇女性が働くためには、「職場の理解・家族の理解」「男性の家事育児への参画」が必要と約９０％の人が回答しています。（住民意識調査）

◇男性の育児休業取得率は１０％未満となっています。（子育て支援事業計画ニーズ調査）

---

※１ すくすく広場：ママ・パパ教室の同窓会として活動する自主グループで、母親同士の交流と正しい育児情報を共有し、育児の孤立化及び育児不安の軽減を図ることを目的とした場のこと。



【考えられる要因】

- ◇審議会等における女性の参画に向け、各種団体等への働きかけや人材の発掘、育成が不十分であったと考えられます。
- ◇地域活動における男女共同参画に関する理解の周知活動が不十分であったと考えられます。
- ◇ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発が不十分であったと考えられます。

【課題】

- ◇女性のエンパワーメントを高め、施策や方針決定過程への参画と積極的な登用を促進する必要があります。
- ◇「まちづくり」や「政治」等のあらゆる分野で男女が対等に参画できるよう、チャレンジしようと考えている人を支援し、地域のリーダーとして活躍できる環境づくりを推進していく必要があります。
- ◇誰もが暮らしやすい地域社会をつくるため、多様な人材を活用し、主体的に取り組むことができる地域づくりに向け、支援していく必要があります。
- ◇結婚や出産の有無にかかわらず、理想とする働き方や働く女性のキャリアアップ※3を支援していく環境づくりの推進が必要です。
- ◇ワーク・ライフ・バランスを実現するため、住民や事業者等に対する意識啓発の推進と多様なニーズに対応できる子育て支援や介護支援に取り組む必要があります。
- ◇女性の社会進出に伴い、男性の家事・育児参画に対して更なる理解と参画啓発の推進が重要です。

---

※1 月3万円ビジネス講座：社会にいいことだけをテーマに、自分が本当にやりたかったこと、自分の得意や長所を活かして愉しく月に3万円を稼ぐためのビジネス講座。

※2 6次産業化：農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。

※3 キャリアアップ：より高い能力を身につけて、経歴を高めること。

## 基本目標３：安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり

### 【主な取組】

#### ◇防災分野における男女共同参画の推進

地域の実情に応じた防災対策を目的に地域防災訓練を実施しています。実施の際には男女共同参画の視点を持ち、性別等に配慮した取組ができるよう自主防災組織等に働きかけるとともに女性リーダーの育成を促進しました。

また、庁内組織として、防災担当部局に女性職員を配置する等、多様化するニーズへ対応できるよう努めました。

#### ◇男女共同参画の視点に立った子育て環境の整備

子育て支援センターにおいて、子育て中の保護者同士が気軽に情報交換できるように「子育てサロン赤ちゃんの日」や「はぐはぐの会※１」等の開催をしたほか、幼児・児童の情緒を育み、親子間の交流を目的とした事業を多数開催しました。

また、子育てに関する相談支援体制として、子育て支援センターで子育て相談員による相談を実施するとともに、コロナ禍での相談機会を確保するため、web を活用した「オンライン子育て相談」を実施しました。

#### ◇生涯を通じた健康支援の促進

女性のライフステージに応じ、各種検診を実施したほか、臨床心理士によるこころの健康講座等の各種健康教室の開催や心身における相談等を実施しました。

また、高齢化が急速に進む中、介護が一部の家族や女性だけのものにならないよう、在宅サービスの充実、地域で介護予防を推進するための人材育成や孤立化を防止するための地域交流サロンや生きがいつくりの支援を行いました。

### 【現状と問題点】

◇防災対策では、性別、障がい者、高齢者、妊産婦に配慮した避難所整備を望む声が多くあります。また、避難所開設時に女性職員を配置する体制が未整備となっています。（住民意識調査）

◇子育て支援では、子育て支援センターの利用者は母子が中心で父子での利用が低くなっています。また、子育て相談として様々な手法で窓口を設けていますが、虐待認知件数が増加しており、子育ての孤立化が懸念されています。

◇健康支援では、健康診断の受診率が 20 歳代と 70 歳代以上で低くなっています。

また、女性特有の疾患の予防対策や健康相談を望む声が多くあります。（住民意識調査）

◇介護支援では、高齢化とともに要支援・要介護認定率は上昇してきています。介護者の約 30%は就労しており、介護度が上がるにつれ、仕事と介護の両立は困難になってきています。（みやしろ健康福祉プラン）

---

※１ はぐはぐの会：２人目以降の育児をしている方、２人目以降の育児を考えている方が、２人目以降の育児ならではの楽しさや大変さなど、子育ての悩みを共有する場のこと。

### 【考えられる要因】

- ◇防災対策において、男女共同参画の視点で事業を推進しているものの、避難所開設時における女性職員の配置体制の整備や男女共同参画の視点が反映されていない部分があったことが考えられます。
- ◇地域全体で子育てを支援する仕組みが確立できていないことが考えられます。
- ◇急速な社会変化によるライフスタイルの多様化に対応し、男性の育児・介護参画への意識啓発や男女共同参画の視点を踏まえた事業の推進が図られていなかったことが考えられます。
- ◇女性の社会進出が進んだとはいえ、家事・育児・介護の主体が女性となっているため、女性自身の健康意識が低くなっていることが考えられます。

### 【課題】

- ◇大規模な自然災害が多発する中、政策・方針決定過程における女性の参画促進と災害時の多様なニーズの把握と配慮等、男女共同参画の視点を取り入れた災害対応体制に努める必要があります。
- ◇女性の社会進出が加速し、ライフスタイルが多様化する中では、男性の意識変革が進まず、女性中心の育児介護となり、孤立化を招く恐れがあります。ワーク・ライフ・バランスを推進する上で、多様なニーズに対応した子育て・介護支援の充実が必要です。
- ◇ライフステージに応じた心と身体健康支援を総合的に推進する必要があります。特に、女性の心身の状況が妊娠・出産、更年期等大きく変化するため、健康づくりへの支援が必要です。

## 基本目標４：暴力のない社会づくり

### 【主な取組】

◇パートナー間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成

DV 被害者保護・支援のため、庁内外の関係各機関との連携を図ることを目的に宮代町 DV 被害者支援連携会議を設置し、情報共有と早期発見、対応について情報共有をしました。また、中学生を対象とした「デート DV」出前講座の創設や成人式会場周辺でデートDV防止パネル展を実施し、DV の理解や防止について啓発を行いました。

◇ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント※Ⅰ防止支援の推進  
DV 防止啓発として、広報紙及び男女共同参画情報誌「ふらふーぷ」、ホームページで周知・啓発を行いました。

### 【現状と問題点】

◇身体的・心理的DV被害経験は女性に比べ男性が多くなっています。(住民意識調査)

◇国・県・町のDV被害相談窓口へ相談する人は少ない状況です。(住民意識調査)

◇DV・デートDVに関する認知度が低い状況にあります。(住民意識調査)

◇女性相談及びDV被害相談、児童虐待件数が増加しています。

◇近年、幼少期からの家庭環境(貧困・虐待等)により家庭に居場所のない若年女性やコロナ禍の影響で困難を抱える人、自己の性に悩んでいる人からの相談が増加しています。

◇自殺を試みた経験者の約 50%が 20 代の若年層です。(宮代町自殺対策計画)

### 【考えられる要因】

◇DVが起こる根底にある、暴力等によって相手を支配し、体力や経済力、社会的影響力などで優位に立つ者が弱い立場の者を思い通りにしようとする意識が残っていることが考えられます。

◇DV・デートDVへの理解促進と相談窓口の周知が十分に図ることができなかったことが考えられます。

◇長期化するコロナ禍の中、生活不安やストレスによるDV被害の増加や若年層が将来への不安や孤独感を感じていることが考えられます。

---

※Ⅰ セクシュアル・ハラスメント：職場や学校で行われる「性的嫌がらせ」のこと。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へ触れる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な態様のものが含まれる。

**【課題】**

- ◇DV、デートDV・虐待に対する正しい理解と防止に向けた周知啓発を多様な手法を用いて、引き続き推進する必要があります。
- ◇相談窓口の周知の徹底を図るとともに、性別にかかわりないDV相談体制の充実が必要です。
- ◇困難を抱える人へ相談体制の充実や自立のための支援等の取組が必要です。

## 基本目標５：計画推進の体制づくり

### 【主な取組】

◇男女共同参画を推進するための体制の整備・充実

男女共同参画に関する意識向上のため、町民で構成している男女共同参画社会推進会議においてセミナーの企画・実施や情報誌「ふらふーぷ」の発行を行いました。

◇庁内の男女共同施策の推進

庁内において、男女の人権を尊重する研修（「性の多様性」「災害・防災」）を開催しました。女性職員の管理職登用については、昇進試験・選考に際し、受験対象職員へ面談を実施し、受験に向けて積極的に働きかけを行いました。また、職員のワーク・ライフ・バランスが図れるよう、育児・介護等に関する情報提供や職場環境に努めました。

### 【現状と問題点】

◇女性の参画が進むべき分野として「職場等での管理職」「議会の議員」を望む声が約 60%と最も高くなっています。（住民意識調査）

◇役場における女性管理職が少ない理由については、男性は「昇進に対する意識に男女差がある」が約 70%と最も高く、女性は「仕事に使える時間に男女差がある」が約 70%と最も高くなっています。（役場職員意識調査）

◇役場の女性職員の約 75%が管理職への昇進を望んでいない状況にあります。（役場職員意識調査）

◇計画の進捗・達成状況が、住民に公表されていません。

### 【考えられる要因】

◇役場の女性職員の管理職への意識については、考え方に男女差があることが、意識の変革には至らなかったことが考えられます。

◇計画の進捗・達成状況を庁内で確認する体制が整備されていなかったことが考えられます。

### 【課題】

◇男女共同参画社会を実現するためには、町が率先して推進する必要があることから、あらゆる施策・事業を推進するためには、指導的立場における女性の登用を積極的に推進し、事業の実施にあたっては、町民・事業者・団体・行政が一体となり取り組む必要があります。

◇女性職員の管理職への積極的な登用に向け、昇進後も育児・介護と両立しやすい環境づくりや早期のキャリア形成等の人材育成に取り組む必要があります。

◇プランをより実効性を高めるためには、その進捗・達成状況を住民に公表し、前期・後期で進行管理を行い、状況によっては見直しを図っていくことが重要です。

## 第 3 章

### 宮代町がめざす男女共同参画

# 1

## 基本理念（めざすべき姿）

本プランの理念を次のように定めます。

# 人権を尊重したジェンダー平等と 自分らしく輝く未来をめざして

すべての人が性別にかかわらず  
対等なパートナーとして互いを尊重し  
自らの力で夢や希望を実現できるまちを目指します。

※「ジェンダー平等」：性別にかかわらず、人権が守られ、平等に機会を与えられること。

この基本理念は、第5次宮代町総合計画に掲げる未来像「首都圏でいちばん人が輝く町」を踏まえたものです。町民、事業者、市民団体及び町が、共に男女共同参画社会を実現するため、取り組んでいきます。

# 2

## プランの目標

基本理念に基づき、次の3つを基本目標に設定し、施策を展開していきます。

### 基本目標

#### 1

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

～固定的性別役割分担意識を解消し、  
人権を尊重したジェンダー平等社会の実現～

### 基本目標

#### 2

あらゆる分野で  
誰もが活躍できる社会づくり

～ワーク・ライフ・バランスの実現をめざし、  
あらゆる分野に参画し活躍できる社会の実現～

### 基本目標

#### 3

安心・安全で  
いきいきと暮らせる環境づくり

～困難な状況にある人への支援と  
安心して暮らせる社会の実現～



## 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

### ● 固定的性別役割分担意識を解消し、人権を尊重したジェンダー平等社会の実現

---

誰もが互いに人権を尊重し、責任も分かち合い、自分らしく暮らせる男女共同参画社会を実現するためには、固定的性別役割分担意識やジェンダーに基づく偏見や差別を解消することが重要です。特に、幼少期からの人権教育は、生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上では重要な役割を持っています。

年齢や性別にとらわれず、多様性を認め合い、個性や能力を十分に発揮できる社会の実現のため、人権尊重とジェンダー平等の意識づくりを推進し、その浸透と定着に努めていきます。

※ジェンダー：生まれつきの生物学的な性別に対し、社会通念や慣習等の社会的・文化的に形成された性別のこと。

#### 重点事業

#### 施策の方針Ⅰ 人権尊重・ジェンダー平等意識の啓発

#### 施策① 人権・ジェンダー平等に関する啓発の充実

ジェンダーと言われる社会的・文化的につくられた性別による固定的な役割分担意識は今もなお残っており、男女共同参画社会の実現への大きな障害となっていることから、固定的な性別役割分担意識の解消に向け、人権尊重とジェンダー平等意識の啓発及び教育に重点を置き、取り組んでいきます。

## 基本目標2 あらゆる分野で誰もが活躍できる社会づくり

### ●ワーク・ライフ・バランスの実現をめざし、あらゆる分野に参画し活躍できる社会の実現

男女共同参画社会の形成は、誰もが社会における対等な構成員として、個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において参画することが必要です。政策・方針決定過程への女性参画に向け、女性が能力を十分に発揮できるようエンパワーメント支援を推進し、参画しやすい環境づくりに取り組みます。

また、地域活動においては、多様な視点を持つことが地域の活性化につながります。地域で誰もが生きがいを感じ、活躍できるよう男女共同参画の視点での活動を支援します。

さらに、女性の能力と意欲が発揮できる環境づくりとして、起業創業支援、農業従事者に対する支援等に取り組みます。また、働くことを希望するすべての人が、仕事と家庭生活等を両立するための環境づくりに向けた啓発や子育て支援、介護支援の充実を図ります。

#### 重点事業

#### 施策の方針1 政策や方針決定過程への男女共同参画の促進

##### 施策② 女性のエンパワーメント支援

多様な視点をまちづくりに反映させていくためには、政策や方針決定過程における女性の参画が重要となってきます。本町においては、審議会等における女性の参画が少ない状況であることから、地域で活躍する女性の発掘や育成に取り組み、審議会等への参画につなげていきます。

#### 重点事業

#### 施策の方針4 ワーク・ライフ・バランスの推進

##### 施策① 仕事と家庭生活等の調和を図るための支援

女性も男性も働きたい人すべてが仕事と子育て・介護・社会活動等の生活との二者択一を迫られることなく働き続けるためには、ワーク・ライフ・バランスが重要となってきます。家事・子育て・介護等を男女が共に担うべき共通の課題として認識し、実現に向けた取組を推進します。

## 基本目標3 安心・安全でいきいきと暮らせる環境づくり

### ●困難な状況にある人への支援と安心して暮らせる社会の実現

少子高齢化の進展や核家族化、就労形態の変化等、ライフスタイルが多様化しています。特に、女性の就業率が向上し、共働き家庭が増える中、仕事と家庭生活の両立支援が求められています。多様なライフスタイルに応じた子育て支援策を推進していきます。

また、「人生100年時代」を見据え、女性と男性の身体的特性を互いに理解し、ライフステージに応じた生涯にわたる心とからだの健康支援が重要です。健康施策の推進にあたっては、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※1(性と生殖に関する健康と権利)の視点を持ち、総合的に健康増進を図ります。

近年、大規模な自然災害が多発しています。東日本大震災をはじめとするこれまでの災害において、男女のニーズの違いが配慮されない等の課題を改善するため、男女共同参画の視点での防災対策が重要となっています。防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画促進と災害時の多様なニーズの把握や配慮など、男女共同参画の視点を取り入れた災害時の体制整備に努めます。

配偶者等からの暴力(DV)をはじめ、子どもや高齢者に対する虐待等の様々な暴力行為は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。家庭内等での暴力は潜在化しやすい傾向にあります。暴力で悩む人の声をキャッチするため、相談体制の充実、被害者の保護・支援に努めるとともに、性別・年齢等を問わず、あらゆる暴力の根絶に向け、引き続き広報・啓発に取り組めます。また、困難を抱える人が安心して暮らせるための支援や環境整備を図ります。

#### 重点事業

#### 施策の方針4 男女間等におけるあらゆる暴力の根絶

#### 施策① DV・デートDV等の防止に向けた理解促進

DVをはじめとしたあらゆる暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという認識を広く社会に徹底するため、啓発を強力に推進します。また、DV・デートDV被害を未然に防ぐため、正しい理解の促進を積極的に推進していきます。

※1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康およびリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利です。

# 3

## 第3次プランに向けて

前プラン（第2次）では、5つの基本目標を設定していました。しかし、共通する施策内容が複数の基本目標に位置付けられる等、施策が混在していたため、本プラン（第3次プラン）では、基本目標を3つとし、分かりやすい施策体系にしました。

### （第2次プラン） 男女の人権が尊重されたみんなにやさしいまちづくり

| 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり                   |                                                                                            |    |                                                                |
|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----|----------------------------------------------------------------|
| 1 人権尊重の推進<br>2 男女平等意識の啓発<br>3 男女平等、人権尊重教育の実施 |                                                                                            |    |                                                                |
| 現状                                           | ○根強い固定的性別役割分担意識<br>○家事・育児等は女性が中心<br>○「政治」「社会通念や風潮」「社会全体」に対して男女の不平等感が強い<br>○男女共同参画社会への理解が不足 | 課題 | ○固定的性別役割分担意識の解消<br>○男女共同参画を推進するための啓発の充実<br>○幼少期からのジェンダー平等教育の推進 |

| 基本目標2 男女が共に支え合う地域づくり                                               |                                                                    |    |                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 政策や方針決定過程への男女共同参画の促進<br>2 家庭、地域への男女共同参画の促進<br>3 男女がともに働きやすい環境づくり |                                                                    |    |                                                                                                 |
| 現状                                                                 | ○「政治」「まちづくり」等に女性の視点が不足<br>○地域活動等におけるリーダーは男性が主体<br>○理想とする働き方と現実との乖離 | 課題 | ○政策方針決定過程への女性参画の促進<br>○地域活動における男女共同参画の推進<br>○ワーク・ライフ・バランスの推進<br>○男性家事・育児参画の推進<br>○女性のエンパワーメント支援 |

| 基本目標3 安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり                                                 |                                        |    |                                     |
|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----|-------------------------------------|
| 1 防災分野における男女共同参画の推進<br>2 子育てしやすい環境の整備<br>3 生涯を通じた健康支援の推進<br>4 高齢者への支援体制の充実 |                                        |    |                                     |
| 現状                                                                         | ○町の防災・子育て・高齢者等の施策に男女共同参画の視点が浸透・定着していない | 課題 | ○男女共同参画の視点を取り入れた防災対策・子育て支援・高齢者支援の推進 |

| 基本目標4 暴力のない社会づくり    |                                                         |    |                                                         |
|---------------------|---------------------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------|
| 1 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶 |                                                         |    |                                                         |
| 現状                  | ○増加するDV被害相談<br>○男性のDV被害の増<br>○相談窓口の認知度が低い<br>○若年女性等の相談増 | 課題 | ○ODV・デートDVの正しい理解と防止に向けた意識啓発<br>○相談窓口の周知<br>○困難を抱える人への支援 |

| 基本目標5 計画推進の体制づくり                           |                                               |    |                                                              |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------|
| 1 男女共同参画を推進するための体制の整備・充実<br>2 庁内の男女平等施策の推進 |                                               |    |                                                              |
| 現状                                         | ○役場内女性職員における管理職への登用が進んでいない<br>○計画の進捗・達成状況が未公表 | 課題 | ○指導的立場における女性登用の推進<br>○男女共同参画の視点での施策・事業の推進<br>○プランの進捗・達成状況の公表 |

(第3次プラン) 人権を尊重したジェンダー平等と  
自分らしく輝く未来をめざして

**基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり**

- 1 人権尊重・ジェンダー平等意識の啓発
- 2 人権尊重・ジェンダー平等教育の推進

**女性活躍推進計画**

**基本目標 2 あらゆる分野で誰もが活躍できる社会づくり**

- 1 政策や方針決定過程における男女共同参画の促進
- 2 地域における男女共同参画の促進
- 3 働く場における女性の活躍の推進
- 4 ワーク・ライフ・バランスの推進

**基本目標 3 安心・安全でいきいきと暮らせる環境づくり**

- 1 多様なニーズに対応した子育て支援
- 2 生涯を通じた健康支援の推進
- 3 防災の分野における男女共同参画の推進
- 4 男女間等におけるあらゆる暴力の根絶 **DV 防止基本計画**
- 5 困難を抱える人が安心して暮らせるための支援

**社会情勢、予想される環境変化**

- ・人口減少と未婚率の上昇
- ・晩婚化による初産年齢の上昇
- ・平均寿命の伸長
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大と「新しい生活様式」への変換
- ・頻発する大規模自然災害
- ・女性に対する暴力根絶への問題意識
- ・SDGs の達成に向けた世界的な潮流

## 人権を尊重したジェンダー平等と自分らしく輝く未来をめざして

### 基本目標 1

男女共同参画社会の  
実現に向けた意識  
づくり

方針 1 人権尊重・ジェンダー平等意識の啓発

"NEW"

- ①人権・ジェンダー平等に関する啓発の充実 **重点**
- ②多様な性に関する理解促進と啓発

方針 2 人権尊重・ジェンダー平等教育の推進

- ①学校等におけるジェンダー平等教育の推進
- ②生涯学習におけるジェンダー平等教育の推進

### 基本目標 2

あらゆる分野で  
誰もが活躍できる  
社会づくり

【女性活躍推進法】

方針 1 政策や方針決定過程における男女共同参画の促進

"NEW"

- ①政策・方針決定過程における男女共同参画
- ②女性のエンパワーメント支援 **重点**
- ③町組織における女性職員の活躍推進

方針 2 地域における男女共同参画の促進

- ①地域生活における男女共同参画の推進

方針 3 働く場における女性の活躍の推進

"NEW"

- ①女性が活躍できる就業支援

方針 4 ワーク・ライフ・バランスの推進

- ①仕事と家庭生活等の調和を図るための支援 **重点**
- ②男女共同参画の視点に立った家事・育児・介護の環境づくり

### 基本目標3

安心・安全で  
いきいきと暮らせる  
環境づくり

#### 方針1 多様なニーズに対応した子育て支援

- ①多様な子育て支援サービスの充実
- ②地域ぐるみで子育てを行うネットワークの形成

#### 方針2 生涯を通じた健康支援の推進

- ①出産とライフステージに応じた健康づくりの推進
- ②生涯を通じた健康支援
- ③高齢者への支援体制の充実

#### 方針3 防災の分野における男女共同参画の推進

- ①防災・災害活動等への女性の参画促進
- ②男女共同参画の視点に立った防災・災害時対応

#### 方針4 男女間等におけるあらゆる暴力の根絶

- ①DV・デートDV等の防止に向けた理解促進 **重点**
- ②相談体制の充実と安心・安全な保護・自立支援
- ③あらゆる暴力を受けた被害者に対する支援

"NEW"

#### 方針5 困難を抱える人が安心して暮らせるための支援

- ①ひとり親・性的少数者・居場所のない若年女性等への支援

"NEW" …本プランにおいて新たな施策に表記しています

**重点事業** …本プランの理念の実現のため特に重点的に取り組む事業に表記しています



## 5

## 数値目標

本計画において位置づけた各施策を着実に推進するため、実施した事業の成果や達成の状況を数値化し、検証・評価していきます。

数値目標は、令和 8 年度（2026 年度）と令和 13 年度（2031 年度）までの目標とし、その達成状況を見ることで、基本目標ごとの進捗度合の目安とします。

| 項 目    |                                               | 現状値                                   | 目標値                  |                      |
|--------|-----------------------------------------------|---------------------------------------|----------------------|----------------------|
|        |                                               |                                       | 令和 8 年度              | 令和 13 年度             |
| 基本目標 1 | 固定的性別役割分担意識に同感しない人の割合                         | 60.8%（一般）<br>60.9%（小中学生）<br>（令和 2 年度） | 70%（一般）<br>70%（小中学生） | 80%（一般）<br>80%（小中学生） |
|        | 「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた人の割合           | 5%<br>（令和 2 年度）                       | 15%                  | 35%                  |
|        | 性的少数者(LGBT)についての認知度                           | 71.4%<br>（令和 2 年度）                    | 80%                  | 90%                  |
|        | 人権・男女共同参画の視点に立った講座実施回数                        | 6 回<br>（令和 2 年度）                      | 6 回                  | 6 回                  |
|        | 男女共同参画に関する講座等における受講者の理解度                      | —                                     | 80%                  | 80%                  |
|        | 「男女共同参画社会」についての認知度                            | 14.9%<br>（令和 2 年度）                    | 30%                  | 50%                  |
|        | 「ジェンダー」についての認知度                               | 45.2%<br>（令和 2 年度）                    | 55%                  | 60%                  |
| 基本目標 2 | 審議会等の委員の占める女性割合                               | 22.8%<br>（令和 3 年度）                    | 30%                  | 40%                  |
|        | 町職員の主査級以上に占める女性の割合                            | 15.9%<br>（令和 3 年度）                    | 25%                  | 30%                  |
|        | 町男性職員の育児休業取得率                                 | 0%<br>（令和 2 年度）                       | 30%                  | 50%                  |
|        | 家事（炊事・洗濯・掃除等）における役割分担について「共同して分担している」と答えた人の割合 | 24.3%<br>（令和 2 年度）                    | 30%                  | 40%                  |
|        | 仕事と家庭の調和が図れていると思う人の割合                         | —                                     | 40%                  | 55%                  |
|        | 多様な働き方実践企業※1 の認定数                             | 12 社<br>（令和 3 年度）                     | 18 社<br>（ランクアップ含む）   | 23 社<br>（ランクアップ含む）   |
| 基本目標 3 | 子宮頸がん検診受診率                                    | 44.2%<br>（平成 29 年度）                   | 50%                  | 50%                  |
|        | 乳がん検診受診率                                      | 39.9%<br>（平成 29 年度）                   | 50%                  | 50%                  |
|        | 自殺死亡率                                         | 14%<br>（令和 2 年～令和 4 年平均）              | 12.6%                | 令和 8 年度の<br>数値に比べ減少  |
|        | DV被害経験者の割合                                    | 9.3%<br>（令和 2 年度）                     | 根絶を目指す               | 根絶を目指す               |
|        | 「DV」についての認知度                                  | 78.1%<br>（令和 2 年度）                    | 85%                  | 100%                 |
|        | 「デートDV」についての認知度                               | 46.4%（一般）<br>12.6%（中学生）<br>（令和 2 年度）  | 60%（一般）<br>30%（中学生）  | 80%（一般）<br>50%（中学生）  |



◆◆◆参 考◆◆◆

令和2年度埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査

|                                               |       |
|-----------------------------------------------|-------|
| 固定的性別役割分担意識に同感しない人の割合                         | 62.8% |
| 「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた人の割合           | 7.5%  |
| 「男女共同参画社会」についての認知度                            | 15.3% |
| 「ジェンダー」についての認知度                               | 38.1% |
| 家事（炊事・洗濯・掃除等）における役割分担について「共同して分担している」と答えた人の割合 | 24.6% |
| DV被害経験者の割合                                    | 20.9% |
| 「DV」についての認知度                                  | 71.8% |
| 「デートDV」についての認知度                               | 38.1% |

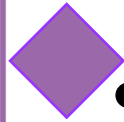
※1 多様な働き方実践企業認定制度：仕事と家庭の両立を支援するため、働き方改革に取り組み、テレワークや短時間勤務など、多様な働き方を実践している企業等を埼玉県が認定する制度。



## 第 4 章

### プランの内容





## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

●固定的性別役割分担意識を解消し、人権を尊重したジェンダー平等社会の実現

### 施策の方針1

### 人権尊重・ジェンダー平等意識の啓発

男女共同参画基本法が平成 11 年（1999 年）に施行され、あらゆる分野において、男女平等、男女共同参画に関する取組がなされてきましたが、20 年を経過した現代においても未だ私たちの意識や社会の制度・慣行において、男女を固定的に見る意識や性別役割分担意識が気付かないうちに働き、一方の性に差別的に働いているものが少なくありません。

住民意識調査の結果からも、「固定的性別役割分担意識に同感しない」は 60.8%に留まっており、未だ「男は仕事」「女は家庭・育児」という意識が残っています。また、男女の地位の平等感については、「政治」「社会通念や風潮」「社会全体」に対して、男女の不平等感が強くなっています。このような意識は、意欲の低下や能力発揮の可能性を失わせ、誰もがともに人権を尊重し合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現の妨げにもつながります。

男女共同参画社会の実現に向け、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女共同参画やジェンダー平等に関する理解を深めるとともに、意識づくりのための啓発を引き続き推進します。

### 重点事業

#### 施策① 人権・ジェンダー平等に関する啓発の充実

社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（性差に関する無意識の思い込み）の解消を図り、人権尊重・ジェンダー平等意識が浸透するよう引き続き啓発活動や情報提供に取り組みます。

| 主な取組                                                                                                                      | 担当課 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <b>啓発の充実</b><br>人権尊重・ジェンダー平等に関する理解促進のための啓発に努めます。<br>・広報紙やホームページ、パネル等、多様な手法を活用した啓発<br>・男女共同参画セミナーの開催<br>・男女共同参画情報誌ふらふーぷの発行 | 総務課 |
| <b>ジェンダー平等の視点に立った広報等における表現の配慮</b><br>広報紙やホームページ、ポスター、チラシ等の町から発信するイラスト等においては、ジェンダー平等の視点に配慮した表現とします。                        | 全課  |

"NEW"

## 施策② 多様な性に関する理解促進と啓発

性的指向や性自認を理由に生きづらさや生活の困難さを抱えている人が自分らしく生きることができるよう、性の多様性を理解するための啓発や支援をします。

| 主な取組                                                                                                                                                            | 担当課          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>多様な性に関する理解促進と啓発</b><br>性的指向や性自認を理由とする差別や偏見を解消するため、性の多様性に関する理解を促進します。<br>・研修会等の開催                                                                             | 総務課<br>教育推進課 |
| <b>多様な性に配慮した環境づくり</b><br>性的少数者の生きづらさや生活の困難さを軽減するための取組を推進します。<br>・法令等で定められている等の特別な場合を除いた公文書等における性別欄の配慮<br>・相談窓口の周知や体制整備<br>・パートナーシップ・ファミリーシップ制度※1等の導入及び自治体間連携の検討 | 全課           |

※1 パートナーシップ・ファミリーシップ制度：互いを人生のパートナーまたは家族として尊重し、日常生活において相互に責任をもって協力し合うパートナーシップ関係、ファミリーシップ関係であることを誓いあった二人が地方自治体に必要書類を届出し、その届出書類を受理したことを証明するもの。法律上の婚姻とは異なり、届出をしても法律に基づく権利・義務は発生しないが、対外的に証明するものとして、性的少数者の生きづらさや生活の困難さの軽減につながることを目指した制度。

男女共同参画社会の実現のためには、子どもの頃から家庭、学校、地域において男女共同参画の視点を踏まえた教育が重要です。

住民意識調査では、固定的性別役割分担意識について、小中学生の60%以上が「同感しない、どちらかと言えば同感しない」と答えているものの、一部の子どもの中にはすでに「男は仕事」「女は家庭」という意識があることが分かります。小中学校における教育は、男女共同参画意識を育む大きな役割を担っています。このことから、学校生活において、固定的な性別役割分担意識によって子どもの自己実現の幅が狭まることのないよう、一人ひとりの個性と能力を大切にした教育を推進していきます。

さらに、家庭や地域においても、男女がともに自立した人間として互いの人権や個性を尊重し合うとともに、生涯にわたって一人ひとりの個性と能力を発揮して自らの意思によって行動できるよう、地域社会における学習の場の充実を図り、多様な学習機会を通じて、男女共同参画の視点に立った生涯学習を推進します。

### 施策① 学校等におけるジェンダー平等教育の推進

ジェンダー平等意識の形成は、人格形成期における子どもへの教育や周囲の環境が大きな影響を及ぼします。性別にとらわれることなく、個性と能力を尊重した教育を推進します。

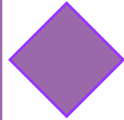
| 主な取組                                                                                                                | 担当課             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| <b>人権尊重・ジェンダー平等教育の充実</b><br>学校等において、人権尊重・男女共同参画の視点に立ち、男女平等教育を推進します。<br>・男女平等の視点に立った教育の推進<br>・PTA 活動等を通じた保護者に対する意識啓発 | 総務課<br>教育推進課    |
| <b>教職員等への意識啓発の推進</b><br>教職員や保育士等に対し、人権尊重・男女共同参画に関する意識啓発や理解促進を図ります。<br>・研修会等の開催                                      | 教育推進課<br>子育て支援課 |

## 施策② 生涯学習におけるジェンダー平等教育の推進

性差別、性別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたものであることを認識し、情報提供、学習機会の充実を図ります。また、ジェンダー平等の視点をもって地域活動、市民活動支援に取り組みます。

| 主な取組                                                                                                                                              | 担当課                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| <b>生涯学習におけるジェンダー平等教育の推進</b><br>固定的性別役割分担意識の解消やジェンダー平等の意識の浸透につながる情報発信や学習機会の提供を行います。<br>・社会教育関係団体や市民活動団体への意識啓発<br>・出前講座を含むジェンダー平等の視点に立った各種生涯学習事業の実施 | 総務課<br>町民生活課<br>教育推進課 |





## 基本目標2 あらゆる分野で誰もが活躍できる社会づくり

●ワーク・ライフ・バランスの実現をめざし、あらゆる分野に参画し活躍できる社会の実現

### 施策の方針1

### 政策や方針決定過程における男女共同参画の促進

政治、経済、社会等のあらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画することは、男女が対等な立場で個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のためには重要です。

本町では、委員会や審議会の委員選定の際に働きかけを行うなど、政策・方針決定過程への参画を図ってきましたが、町の審議会等委員に占める女性の割合は22.8%と、目標とする30%には届いていません。特に、町組織の管理職に占める女性の割合は5.6%と低い状況が続いています。

男女共同参画社会の形成には、女性も男性も政策・方針決定過程の場に、共に参画し責任を担うことが必要です。女性の参画を積極的に推進するため、審議会等や町組織における管理職への登用拡大、エンパワーメント支援※1に取り組みます。

#### 施策① 政策・方針決定過程における男女共同参画

政策・方針決定過程に女性が参画する必要性や効果を理解し、審議会等への女性の登用を促進します。

| 主な取組                                                                                                      | 担当課 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <b>審議会等における男女共同参画の促進</b><br>方針決定の場に男女が対等に参画するため、審議会等への女性の登用を促進します。<br>・ 審議会等への女性の積極的登用<br>・ 公募における女性の登用促進 | 全課  |

重点事業

"NEW"

#### 施策② 女性のエンパワーメント支援

審議会等における政策・方針決定過程への女性参画に向け、女性が能力を十分に発揮できるよう環境づくりを推進します。

| 主な取組                                                                                                           | 担当課          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>女性のエンパワーメント支援の推進</b><br>女性が、審議会等において能力を発揮できる力をつけるための環境づくりに取り組みます。<br>・ 講座・研修会等の学習機会の創出<br>・ 地域における女性リーダーの発掘 | 総務課<br>教育推進課 |

### 施策③ 町組織における女性職員の活躍推進

町政運営における男女共同参画を推進するため、女性管理職の積極的な登用とキャリア形成支援に取り組み、組織の活性化に努めます。

| 主な取組                                                                                                | 担当課 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <b>女性職員の管理職への登用推進</b><br>公平・公正な職員配置を進める中で、女性職員の管理職への積極的な登用を図ります。<br>・主査級昇任試験への受験促進<br>・試験制度の見直し     | 総務課 |
| <b>女性職員の活躍支援</b><br>女性職員の昇進に対する意欲の向上を目指し、キャリア形成支援に取り組みます。<br>・各種研修会への積極的な参加の促進<br>・女性キャリアデザイン研修会の実施 | 総務課 |

地域は、家庭とともに身近な生活の場であり、性別や年齢によって差があるものの、すべての人が何らかの関わりを持っていることから、男女共同参画の推進においては、とても重要です。

住民意識調査の結果では、自治会、地域活動、PTA 活動においては、女性が積極的に参画しているものの、地域活動を担うリーダーの女性割合は 10%未満となっており、活動の主体は女性であるが、責任の主体は男性の傾向にあります。

地域における活動は生活に密着していることから、地域の活性化は町づくりに大きな影響を与えます。活力のある地域にするためにも、地域に住む誰もが生き生きと活躍できるよう性別や年齢により役割を固定化しない環境づくりが必要です。そのためにも、地域づくりに参加しやすいきっかけづくりや男女共同参画について学ぶ機会等の充実を図り、多様な担い手が参画できる地域コミュニティの形成と地域力の向上に努めます。

### 施策① 地域生活における男女共同参画の推進

地域の多様化する課題やニーズに対応していくために性別・年齢により役割が固定化されることのないよう、男女共同参画の視点を踏まえた人材の育成や活動を推進します。

| 主な取組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 担当課                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| <p><b>自治会、市民活動、ボランティア活動・PTA等における男女共同参画の促進</b></p> <p>住民相互の連帯意識を醸成し、地域コミュニティの活性化を図るため、性別や年齢等に関わらず参画できる地域活動を支援します。</p> <p>また、地域における課題解決に向けた取組を担う人づくりや団体の創出、すでに活動している人や団体等とのネットワークづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て応援隊の実施</li> <li>・身近な場所で子育てサロン事業の実施</li> <li>・地域のみんなでこどもたちの居場所づくり事業の実施</li> <li>・おかえりなさい！地域デビュー事業の実施</li> <li>・みやしろ大学の開催</li> <li>・PTA 活動の推進</li> </ul> | <p>町民生活課<br/>子育て支援課<br/>福祉課<br/>健康介護課<br/>教育推進課</p> |
| <p><b>生涯学習におけるジェンダー平等教育の推進（再掲）</b></p> <p>固定的性別役割分担意識の解消やジェンダー平等の意識の浸透につながる情報発信や学習機会の提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育関係団体や市民活動団体への意識啓発</li> <li>・出前講座を含むジェンダー平等の視点に立った各種生涯学習事業の実施</li> </ul>                                                                                                                                                                           | <p>総務課<br/>町民生活課<br/>教育推進課</p>                      |

人口減少社会にある中で、持続的な成長を実現するためには、最大の潜在力である「女性の力」の発揮が重要となってきています。女性の力が職業生活において発揮されることを期待し、平成 28 年（2016 年）に「女性活躍推進法」が施行され、女性を取り巻く労働環境は大きく変化しています。

本町の女性の就業率は、国勢調査によると平成 17 年（2005 年）以降上昇しています。しかし、30 歳代になると下降し、40 歳代になると再び上昇する M 字カーブの状態は 10 年経った平成 27 年（2015 年）も変わっていません。

住民意識調査では、女性が結婚・出産後も働き続けるために重要なことについて、「配偶者・パートナー(男性)の理解や家事・育児等の参加」について「とても重要」「重要」が 92.1%、「企業経営者や職場の理解」が 91.8%、「保育施設や学童保育の充実」が 91.4%となっています。

女性が職業生活における活躍を推進するためには、家庭の理解促進と働く環境づくりに取り組む必要があります。そのためには、男性や事業者等に対して積極的に働きかけを行うとともに就業支援やキャリアアップ支援、起業・創業等の多様な働き方に対する支援等に取り組めます。

### 施策① 女性が活躍できる就業支援

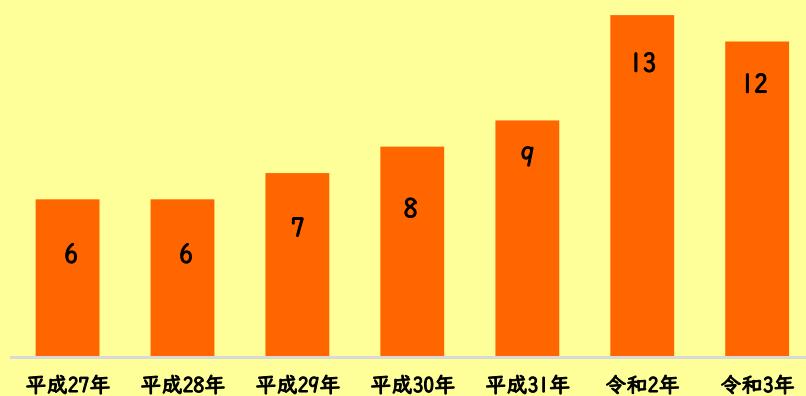
働きたい女性が意欲と能力を十分に発揮し、生き生きと働くことができるよう支援します。

| 主な取組                                                                                                                               | 担当課          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>町内の求人情報・就労情報の提供</b><br>春日部ハローワークの求人情報を宮代の仕事情報ウェブサイト「宮代で働こっ」を活用して情報発信します。<br>また、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児・介護休業法や職業訓練等に関する情報提供を行います。 | 産業観光課        |
| <b>働く人のためのキャリアアップ支援</b><br>キャリア形成を行う上で必要な知識や、ワーク・ライフ・バランスに関する情報を発信します。                                                             | 産業観光課        |
| <b>事業所に対する支援</b><br>個々のライフスタイルに合わせて働き続けられる環境づくりに取り組んでいる企業を認定する「埼玉県多様な働き方実践企業認定制度」の推進と支援をしていきます。                                    | 総務課<br>産業観光課 |
| <b>女性の起業創業等支援</b><br>多様な働き方の選択として、起業・創業を目指す人のための起業創業支援を支援します。                                                                      | 産業観光課        |

|                                                                                                                                                                                                                                                           |       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業に向けた町独自の金銭的支援</li> <li>・創業に向けたマルシェ※1・セミナー等の実施</li> </ul>                                                                                                                                                        |       |
| <p><b>農業に従事する女性への支援</b></p> <p>農業に従事する女性の労働負担を軽減し、子育てと仕事が両立できる働きやすい就労環境づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「家族経営協定※2」の普及拡大のため、農家へ啓発パンフレットの配布や制度説明の実施</li> <li>・農業に携わる女性の交流や情報交換の機会の創出</li> <li>・農業経営や地域交流活動等に関する情報の提供及び活動紹介</li> </ul> | 産業観光課 |

### ◆多様な働き方実践企業町内認定数◆

(単位:社)



資料:埼玉県

※1 マルシェ:食べ物や雑貨の販売、ワークショップなどを行う店が並ぶ「市」のこと。

※2 家族経営協定:家族経営が中心の日本の農業が魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするために、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

女性の就業率が向上し、共働き家庭が増える中、子育てや介護をしながら働き続ける環境づくりについて、仕事と生活の調和のとれた働き方を実現することは、国全体の重要な課題となっています。国は、仕事と生活の両立を図るため、平成19年(2007年)に仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章を策定し、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて生き方が選択・実現できる社会」の実現を目指し取り組んでいます。

本町では、20歳代から40歳代の子育て期の女性の就業率は上昇してきている中、家庭生活においては、女性が家事・育児を担っている割合が多いことが住民意識調査で分かりました。また、仕事と家庭を両立するために必要なこととして、「育児・介護休業制度を利用できる職場環境」「在宅勤務やフレックスタイム制度等の柔軟に勤務できる制度の導入」「女性が働くことに対しての家族や周囲の理解と協力」の回答が多くなっています。

このことから、職場の理解と家族の理解を促進し、働くことを希望するすべての人が、仕事と家事・子育て・介護・社会活動等が両立できる環境づくりを推進します。

重点事業

"NEW"

施策① 仕事と家庭生活等の調和を図るための支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、その重要性について理解を図るとともに啓発活動に取り組みます。また、庁内においても職員自ら実践し、推進します。

| 主な取組                                                                                                                                                                              | 担当課          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>ワーク・ライフ・バランスの普及啓発</b><br>仕事と家庭生活等の両立を実現するため、幅広い年齢層に対する理解促進を図るとともに、事業所に対し、多様な働き方に関する情報提供等を行います。<br>・キャリア形成を行う上で必要な知識や、ワーク・ライフ・バランスに関する情報の発信。(再掲)<br>・家族と地域活動の時間づくりを推進するための事業の実施 | 総務課<br>産業観光課 |
| <b>町組織におけるワーク・ライフ・バランスの推進</b><br>次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画、働き方改革関連法に基づき、職員のワーク・ライフ・バランスを推進します。<br>・ワーク・ライフ・バランス促進のための職員向け啓発の実施<br>・管理職が積極的にワーク・ライフ・バランスに取り組むための「イ        | 総務課          |



|                                                |  |
|------------------------------------------------|--|
| クボス宣言※Ⅰ」等事業の実施<br>・女性活躍推進法に基づき策定した特定事業主行動計画の推進 |  |
|------------------------------------------------|--|

## 施策② 男女共同参画の視点に立った家事・育児・介護の環境づくり

固定的役割分担意識の解消を図り、男女がともに家事・育児・介護に参画できるよう、情報提供や講座の充実を図ります。

| 主な取組                                                                                                                                                                                                               | 担当課                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| <b>保育施設、学童保育所等における子育て支援の充実</b><br>保護者の就労形態の多様化等により、開所時間の延長、一時預かり等のニーズに対する柔軟なサービスの提供に努めます。                                                                                                                          | 子育て支援課                 |
| <b>男女の家事・育児・介護への参画支援</b><br>固定的性別役割分担意識の解消を図り、男女ともに家事・育児・介護に参画するための講座や情報提供等を行います。特に、男性が家事・育児に参画することへの抵抗感を解消するための講座等の充実を図ります。<br>・男性の家事・育児参画講座等の実施<br>・親子（父子）で参加できるイベントの開催<br>・在宅介護を支援するための人材育成講座の実施<br>・ママ・パパ教室の実施 | 総務課<br>健康介護課<br>子育て支援課 |

### ◆町男性職員の育児休業取得率◆

|        | 育児休業取得率 | 配偶者等出産休暇取得率 | 育児参加のための休業取得率 |
|--------|---------|-------------|---------------|
| 令和2年度  | 0%      | 80%         | 20%           |
| 令和元年度  | —       | —           | —             |
| 平成30年度 | —       | —           | —             |
| 平成29年度 | 0%      | 0%          | 0%            |
| 平成28年度 | 25%     | 100%        | 25%           |
| 平成27年度 | 0%      | 50%         | 0%            |

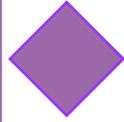
※令和元年度、平成30年度は該当職員なし。

資料：宮代町

※Ⅰ イクボス宣言：職場でともに働く部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（管理職）として、上司自らが宣言すること。







## 基本目標3 安心・安全でいきいきと暮らせる環境づくり

●困難な状況にある人への支援と安心して暮らせる社会の実現

### 施策の方針1

### 多様なニーズに対応した子育て支援

男女共同参画社会を実現するためには、働きたい人も家庭を大事にしたい人も、より家事や子育てに参加できる社会でなければなりません。そのためには、男女が協力して家事・育児を行うことができる環境づくりが重要です。

住民意識調査では、子育て世代と言われる20歳代から40歳代の家事については、約55%以上が主に女性が担っています。男女ともに分担している家庭も約30%と他の年代に比べては高くなっていますが、家事の多くは女性が担っています。また、育児については、主に女性が担う家庭は平均すると約45%で、男女ともに分担している家庭の割合は、家事よりも低くなっています。

近年、「ワンオペ育児」という言葉を聞くことが多くなりました。「ワンオペ育児」とは、一人で作業するワンオペレーションと育児を掛け合わせた言葉で、女性が一人で家事と育児の大半を担うことを意味しています。これは、未だ固定的性別役割分担意識が根強く残っていることや男性中心型労働慣行が続いていることが背景にあると言われていますが、その影響で、家事や育児の負担が女性に集中している現状があります。

ライフスタイルが多様化する中、各々の求めるニーズは様々です。しかし、「ワンオペ育児」になっていると言わざるを得ない状況の中で、育児の孤立化や不安を解消するためには、お互いに不安や悩みを語り合うことができるような交流の場や、子育てや介護に関する情報の提供、相談体制の充実など、地域全体で支援していく必要があります。

誰もが安心して子育てを行うことができるよう、地域全体で子育てを支える仕組みづくりを推進します。

### 施策① 多様な子育て支援サービスの充実

多様なライフスタイルに対応した子育ての環境づくりを推進するとともに、子育てに関する不安に寄り添って相談できる体制の充実を図ります。

| 主な取組                                                                              | 担当課                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| <b>子育て支援に関する情報提供</b><br>子育ての不安や孤立を防ぐため、広報紙や子育て応援ウェブサイト「みやしろで育てよう」等を活用した情報発信を行います。 | 福祉課<br>子育て支援課          |
| <b>子育てに関する相談体制の充実</b><br>育児不安を解消するため、様々な悩みに対応できる相談窓口の充実を図ります。<br>・子どもの家庭相談の実施     | 健康介護課<br>福祉課<br>子育て支援課 |

|                                                                                                             |        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健全育成すくすく相談の実施</li> <li>・育児相談の実施</li> <li>・子どもの健康相談の実施</li> </ul> |        |
| <b>子育て支援センターの利用者拡大</b><br>親子が気軽に集い、交流と子育ての不安や悩みを共有できる場の提供と利用者の拡大に努めます。                                      | 子育て支援課 |

## 施策② 地域ぐるみで子育てを行うネットワークの形成

子育ての不安や悩みを抱え込まず、子育ての喜びや楽しみを感じられるよう地域ネットワークを形成し、子育て世代を支援します。

| 主な取組                                                                                                                                                 | 担当課             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| <b>地域主体の子育てサロンの運営</b><br>子育ての孤立を予防するため、身近な地域で子育てサロンを開設し、地域で主体的に運営できるよう支援します。                                                                         | 子育て支援課          |
| <b>子どもの居場所づくり</b><br>子どもの孤立を防ぐため、地域の人々が主体となった居場所づくりの活動を支援します。                                                                                        | 子育て支援課<br>教育推進課 |
| <b>ファミリーサポートセンターの円滑な運営</b><br>育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の応援をしたい人（援助会員）が、お互い会員となって一時的に子どもを預かる会員組織であるファミリーサポートセンターの円滑な運営と会員(利用者)の拡大を図るとともに子育て援助活動の質の向上に努めます。 | 子育て支援課          |

誰もが健康を享受し、本来持っている身体的特性を互いに十分に理解し、生涯にわたって心身ともにいきいきと暮らすためには、小児期から高齢期にわたる各ライフステージに応じた健康支援、相談、各種検診等の充実や、生活習慣病の予防対策を行う必要があります。

特に、女性は妊娠・出産など男性とは異なる問題に直面するため、ライフサイクルを通じて自らの健康を管理する必要があります。リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※1の視点から、自らの性を大切にしながら互いの人格を尊重し合う心豊かな関係を築くため、男女がともに男女のこころとからだについて理解を深めることが大切です。

本町では、20歳代と70歳代の女性の健診受診率が低く、多く40歳代が健康不安とストレスを抱えている状況です。また、女性の心疾患を抱えている女性が埼玉県全体の1.16倍と高くなっています。住民意識調査では、女性特有の疾患に関する予防対策や健康相談を望む声が多いことから、ライフステージごとの健康課題に応じた健康づくりを推進していきます。

また、高齢化が進む本町において、高齢社会に対応した条件整備を進めることは重要な課題です。豊富な経験と活力を地域で活かし、社会の担い手として活躍できる環境づくりに努めます。

### 施策① 出産とライフステージに応じた健康づくりの推進

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方にに基づき、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。

| 主な取組                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 担当課          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>妊娠・出産のための支援の充実</b><br>妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援をするため、必要な保健指導及び育児指導を行います。また、適切な育児情報の提供を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）の実施</li> <li>・産後ケア事業の実施</li> <li>・子育て世代包括支援センターによる相談の実施</li> <li>・ママ・パパ教室、すくすく広場の実施</li> <li>・離乳食教室の開催</li> <li>・祖父母教室の開催</li> <li>・子どもの健康相談の実施</li> </ul> | 健康介護課        |
| <b>健康診査、がん検診受診の促進</b><br>早期発見・早期治療を目指し、対象者に受診勧奨を行います。また、受診しやすい環境づくりに努めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種がん検診等（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、</li> </ul>                                                                                                                                               | 住民課<br>健康介護課 |

|                                                                      |       |
|----------------------------------------------------------------------|-------|
| 肝炎ウイルス)の実施<br>・骨粗しょう症検診の実施<br>・特定健康診査、後期高齢者健康診査の受診促進<br>・40歳の健康教育の実施 |       |
| <b>性教育の推進</b><br>性に対する正しい理解を深めるための学習機会の提供等、学校教育における性教育の充実に努めます。      | 教育推進課 |

## 施策② 生涯を通じた健康支援

「人生100年時代」に向け、心身ともに健康で元気な生涯が過ごせるよう健康増進やスポーツ・レクリエーション活動等を通じた健康づくりを推進します。

| 主な取組                                                                                                                                                  | 担当課            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <b>食育の推進・啓発</b><br>ライフスタイルが多様化する中で、食生活の乱れは生活習慣病を引き起こす原因となります。食に関心を持ち、食生活を楽しむため、食育に取り組んでいきます。<br>・栄養相談の実施<br>・各種栄養教室の実施<br>・食生活・食育に関する情報提供             | 健康介護課          |
| <b>こころと身体の健康に関する相談の充実</b><br>保健師によるこころと身体の健康相談を実施します。                                                                                                 | 健康介護課          |
| <b>自殺防止のための地域ネットワークの強化と相談体制の充実</b><br>ゲートキーパー※1を養成し、地域全体で見守り支援ができるように推進していきます。また、相談窓口の充実を図ります。<br>・ゲートキーパー養成研修の実施<br>・こころの健康相談等、各種相談窓口の設置<br>・相談窓口の周知 | 健康介護課          |
| <b>若い世代・女性の健康づくりの促進</b><br>若い世代(20～40代)や女性の健康への関心を高めるため、体力維持・増進のためにスポーツ・運動に親しめる健康づくりを進めます。<br>・スポーツイベント、運動教室の実施                                       | 健康介護課<br>教育推進課 |

※1 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」と位置づけられる人のこと。

### 施策③ 高齢者への支援体制の充実

地域の中で高齢者が生き生きと健康で自立した生活が送れるような環境づくりを推進します。

| 主な取組                                                                                                                                                                                                       | 担当課            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <b>介護予防の推進</b><br>地域で気軽に介護予防を進めるため、健康づくりの普及・啓発を行います。また、男女共同参画の視点に立った人材育成に努めます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・介護予防リーダーの育成</li><li>・介護予防体操を通じて地域の居場所と人のつながりを作り出すプラザサポーターの育成</li></ul>               | 健康介護課          |
| <b>高齢者の地域活動の充実</b><br>地域で生き生きと活躍するため、地域デビューとなる機会をつくります。また、男女共同参画の視点に立った人材育成に努めます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・シニアはじめて講座の開催</li><li>・縁じょい※Ⅰ活動(情報誌の発行、交流会の開催)の支援</li><li>・みやしろ大学の開催（再掲）</li></ul> | 健康介護課<br>教育推進課 |
| <b>介護支援の充実</b><br>高齢者の日常の困りごとを地域でサポートする体制づくりを行います。 <ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者向けのサービスの情報提供</li><li>・助け合い活動グループの組織化と支援</li></ul>                                                             | 健康介護課          |

※Ⅰ 縁じょい：ご縁の「縁」＋楽しむという意味の英語「ENJOY」＝「縁じょい」つながりながら楽しもうという取組で、本町のアクティブシニアの地域デビュー応援事業。

近年、東日本大震災をはじめとする大規模な自然災害が多発しています。これまでの災害において、男女の違いを始め、乳幼児、妊産婦、若者、高齢者、障がい者、病気の人、外国人、性的少数者等の多様なニーズが配慮されない等の問題や平常時における固定的性別役割分担意識を反映して、家事・育児・介護等が女性へ集中する等、多くの問題が起こっています。様々な立場の人たちが、共に責任を担いながら、それぞれに必要な支援を考え、行動することが大切です。災害時こそ、一人ひとりがかけがえのない価値と尊厳を持った存在であることを認め合い、復興に向けて取り組んでいかなければなりません。

住民意識調査においても、性別等に配慮した避難所の整備や乳幼児・障がい者等に対する備えやニーズの把握・支給の配慮を求める回答が多くありました。

これらを踏まえ、防災・災害復興に関しては多様な視点が確保されなければならないことから、防災に関する計画の策定や災害復興時に中心となる消防団員や自主防災組織等への女性の参画を推進していきます。

### 施策① 防災・災害活動等への女性の参画促進

防災対策に男女共同参画の視点を反映させるため、防災に関する意思決定の場や防災の現場における女性の参画を促進します。

| 主な取組                                                                             | 担当課   |
|----------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <b>防災会議への女性の登用促進</b><br>防災・災害復興に関する計画や災害応急対応等における方針決定への女性の登用を促進します。              | 町民生活課 |
| <b>消防団員の女性の登用に対応する理解促進と環境整備</b><br>地域において重要な役割を担う消防団活動への女性の登用に対する理解促進と環境整備に努めます。 | 町民生活課 |
| <b>自主防災組織への女性参画の促進</b><br>多様な視点到配慮した円滑な自主防災組織の運営を行うため、女性の参画を促進します。               | 町民生活課 |

## 施策② 男女共同参画の視点に立った防災・災害時対応

災害時には、女性と男性、乳幼児、妊産婦、若者、高齢者、障がい者、病気の人、外国人、性的少数者が受ける影響は違います。災害時には、男女共同参画の視点に立ち、多様なニーズに十分に配慮された対応が行われるよう取り組みます。

| 主な取組                                                                                                                         | 担当課   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <b>防災における男女共同参画意識の向上の推進</b><br>防災分野における男女共同参画を推進します。<br>・防災訓練、研修会等の実施<br>・自主防災組織リーダー養成講座等の開催                                 | 町民生活課 |
| <b>多様性を配慮した避難所開設・運営の仕組みづくり</b><br>宮代町地域防災計画に基づき、男女共同参画の視点に立ち、多様性に配慮した避難所開設・運営を進めていきます。<br>また、様々なニーズに対応できるよう防災備蓄品等における配慮をします。 | 町民生活課 |



DVを始めとしたあらゆる暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。暴力は、身体的、心理的、性的その他のかたちの強制を通じて、相手に恐怖と不安を与え、活動を束縛し、自信の喪失や無力感をもたらします。さらに、相手を支配し、従属的な状況に追い込む行為は、加害者、被害者の性別や間柄にかかわらず、許すことはできません。あらゆる暴力の根絶に向け、その予防と被害からの回復のための取組が重要となっています。

住民意識調査によると、「身体的暴力」「心理的攻撃」によるDV被害経験は女性より男性の方が多く、DVについての相談については、男性の多くは相談しようと思わなかったと回答しています。特に、行政の相談窓口の認知度は低いことから、相談したくても相談機関が分からず、被害が潜在化してしまい、大きな被害につながる懸念があります。

このことから、性別にとらわれず相談できる体制づくりと相談を促す広報・啓発等に努めます。また、暴力被害を受けている人の安全確保、自立のための支援の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

重点事業

施策① DV・デートDV等の防止に向けた理解促進

DV・デートDV※1等に対する正しい理解と認識を持ち、暴力の被害者、加害者、傍観者とならないよう暴力の防止と根絶に向け、啓発活動を推進します。

| 主な取組                                                                                                                                                                     | 担当課          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>DV・デートDV防止に向けた啓発</b><br>パートナー間等の暴力の根絶のため、DV・デートDVに関する正しい理解の促進と啓発に努めます。<br>・広報紙、ホームページ、パネル等、多様な手法を活用した情報提供<br>・DVに対する理解を深めるためのセミナー等の開催<br>・児童生徒を対象としたデートDVの予防に向けた取組の実施 | 総務課<br>教育推進課 |



## 施策② 相談体制の充実と安心・安全な保護・自立支援

DV 被害者等が一人で悩みを抱え込まず、早期の段階で相談できるよう相談窓口の周知と相談環境の整備、被害者が安心して保護を受け、自立して生活できるよう関係機関及び庁内各課と連携を図り支援します。

| 主な取組                                                                                             | 担当課                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| <b>DV 等に関する相談の充実と周知</b><br>暴力に関する様々な相談に応じるため、相談者に必要な相談窓口につながります。また、安心して相談できる場所として、相談窓口の周知に努めます。  | 総務課                           |
| <b>性別にとらわれない相談窓口の充実</b><br>女性や男性、性的少数者等の悩みに対応できるよう、相談窓口の周知を図るとともに、相談体制の充実に努めます。                  | 総務課                           |
| <b>孤立・引きこもり状態にある人への支援</b><br>本人・家族からの相談を受け関係機関と連携し、支援にあたります。                                     | 健康介護課<br>福祉課                  |
| <b>子ども家庭総合支援拠点の整備</b><br>児童虐待の対応や要保護児童等への支援強化を図るための拠点を整備し、子どもの健全な育成支援に努めます。                      | 子育て支援課                        |
| <b>DV 被害者の緊急時における安全確保と支援</b><br>被害者の安全確保を最優先し、県・警察・児童相談所・関係各課と連携し、一時保護の手続きを行います。                 | 総務課                           |
| <b>被害者の安全を守るため、個人情報保護の徹底</b><br>被害者に関する情報の保護と管理を徹底し、関係各課と連携強化を図り、被害者の安全を確保します。                   | 関係各課                          |
| <b>自立のための支援</b><br>被害者の自立を目指し、必要な支援が受けられるよう情報提供を行うとともに、生活困窮者等の支援や子どもに対する支援、被害者の心の回復に向けた支援等を行います。 | 総務課<br>福祉課<br>子育て支援課<br>健康介護課 |

### 施策③ あらゆる暴力を受けた被害者に対する支援

DVをはじめとしたあらゆる暴力を受けた被害者が安心して相談・支援が受けられるよう関係機関及び庁内各課と連携を強化します。

| 主な取組                                                                                                                                                                                         | 担当課                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| <b>DV・児童虐待をはじめとした、あらゆる暴力を受けた被害者の包括的支援体制の充実と関係機関との連携強化</b><br>関係機関と連携し、DV・児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等の暴力を受けた被害者への相談と支援を行います。<br>・要保護児童対策地域協議会における情報共有と必要な世帯への見守りと支援<br>・児童・高齢者・障がい者に関する虐待相談体制の充実と窓口の周知 | 総務課<br>福祉課<br>子育て支援課<br>健康介護課 |

"NEW"

## 施策の方針5

## 困難を抱える人が安心して暮らせるための支援

少子高齢化、雇用・就業をめぐる環境の変化、未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加など社会が急激に変化する中、貧困に苦しむ人、地域社会において孤立する人など、様々な困難を抱える人が増加しています。

このような人が、自立した日常生活が送れるよう取組を進めるとともに、安心して暮らすことのできる環境づくりを行います。

### 施策① ひとり親・性的少数者・居場所のない若年女性等への支援

ひとり親世帯、性的少数者、居場所のない若年女性等、日常生活における自立や社会において困難な状況にある人が、安心して暮らせる環境づくりのための支援を行います。

| 主な取組                                                                                                                      | 担当課          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>バリアフリーやユニバーサルデザイン※1等の視点に立った環境整備の推進</b><br>バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立ち、性別、子ども、高齢者及び障がい者等に配慮したまちづくりやものづくりが推進されるよう環境づくりを行います。 | 全課           |
| <b>ひとり親家庭等への支援の充実</b><br>ひとり親家庭支援制度の周知を図るとともに、ひとり親が抱える様々な悩みに対応するための相談支援を行います。<br>また、子どもの貧困の解消に向けた教育・生活・就労・経済支援を行います。      | 子育て支援課       |
| <b>多様な性に配慮した環境づくり（再掲）</b><br>多様な性に関する理解促進と啓発、多様な性に配慮した環境づくりに努めます。                                                         | 総務課          |
| <b>居場所のない若年女性・犯罪による被害を受けた女性への支援</b><br>家族からの虐待等により居場所がない若年女性が増えています。困難を抱えた若年女性が悩みを相談できる体制づくりと関係機関と連携し、自立に向けた支援をします。       | 総務課          |
| <b>外国人住民に対する支援</b><br>言語の違いや文化・価値観の違い等による地域の孤立を防止するため、「やさしい日本語※2」を使用した情報の発信や日本語教室への斡旋等、自立して安心な生活を送るための支援をします。             | 総務課<br>町民生活課 |

※1 ユニバーサルデザイン：年齢、性別、能力の違いなどにかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちや、利用しやすい施設、製品、サービスなどをつくっていかうとする考え方のこと。

※2 やさしい日本語：普通の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい日本語のこと。



## 第 5 章

# プラン推進と進行管理

## 1

## プランの推進体制

本プランを着実に推進するため、進行管理を実施するとともに、町民や関係機関等との連携・協力を図りながら、推進体制の整備・充実に努めていきます。

### (1) 庁内推進体制の充実

庁内推進体制として、関係各課との連携強化と着実にプランを実行するため、「(仮称)男女共同参画推進庁内会議」を設置し、プランを推進していきます。

### (2) 町民・企業・団体等との協働によるプラン推進

男女共同参画社会推進会議において、男女共同参画セミナー開催や男女共同参画情報誌「ふらふーぷ」の企画・編集等を通じて、プランの推進を図ります。

また、プランの策定・見直しにおいては、知識経験を有する者、関係団体等が推薦する者、公募による町民等から構成する男女共同参画プラン策定委員会を設置し、行政と住民・団体等が一体で取り組んでいきます。

### (3) 国・県等の関係機関との連携

国、県及び他市町村との連携により、円滑に施策を実施していきます。

### (4) 男女共同参画を推進するための例規の整備

平成 11 年(1999 年)に男女共同参画社会基本法が施行されたことに伴い、埼玉県では、男女共同参画社会の実現に向け、総合的・計画的に推進していくため平成 12 年(2000 年)に埼玉県男女共同参画推進条例を施行しました。

宮代町においても、町の未来像である「首都圏でいちばん人が輝く町」を実現するためには、人権を尊重し、だれもが個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現が重要です。そのため、町の姿勢を明確にし、プランを更に実行性のあるものとするため、男女共同参画を推進するために例規整備について、検討していきます。

## 2

## プランの進行管理

本プランに基づく施策を総合的・計画的に推進するため、毎年度、庁内において施策の進捗状況の把握し、達成状況等を評価・検証し、その結果を公表します。

また、前期・後期で進行管理を行い、進捗・達成状況等によっては見直しを図ります。

### 3

## SDGs との関係

---

平成 27 年（2015 年）9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」は、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を期限とし、17 の目標（ゴール）と 169 のターゲット、232 の指標で構成されています。

17 の目標（ゴール）の中には、目標（ゴール）5 として「ジェンダー平等を実現しよう」があります。国は、実現するための開発戦略として、①女性と女児の権利の尊重・脆弱な状況の改善、②女性の能力発揮のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上を重点としています。

本プランにおいても、男女共同参画の施策を展開し、プランを着実に推進することで、SDGs の達成に貢献します。





## 資料編

---

# Ⅰ 第3次宮代町男女共同参画プラン策定経過

〈令和2年度（2020年度）～令和3年度（2021年度）〉

| 年 月 日                  | 事 項                               | 内 容                                                                                                  |
|------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和2年11月2日<br>～ 11月18日  | ・宮代町男女共同参画に関する住<br>民意識調査実施(小・中学生) | ・対象：小学生調査(宮代町在学小<br>学5年生)<br>回収率：94.5%<br>中学生調査(宮代町在学中<br>学2年生)<br>回収率：93.9%                         |
| 令和2年11月24日<br>～ 12月15日 | ・宮代町男女共同参画に関する住<br>民意識調査実施(一般)    | ・対象：町内在住の18歳以上の方<br>回収率：52.0%                                                                        |
| 令和2年12月21日<br>～ 12月25日 | ・宮代町男女共同参画に関する住<br>民意識調査実施(町職員)   | ・対象：会計年度任用職員を除く全<br>職員<br>回収率：99.5%                                                                  |
| 令和3年9月17日              | 第1回男女共同参画プラン策定<br>委員会             | ・第3次宮代町男女共同参画プラン<br>策定基本方針について<br>・意識調査の結果(概要)について<br>・第2次宮代町男女共同参画プラン<br>の進捗状況について<br>・策定スケジュールについて |
| 令和3年11月16日             | 第2回男女共同参画プラン策定<br>委員会             | ・現状・課題・目標等について<br>・第3次宮代町男女共同参画プラン<br>(素案)について                                                       |
| 令和3年12月13日             | 男女共同参画推進庁内会議                      | ・第3次宮代町男女共同参画プラン<br>(素案)について                                                                         |
| 令和3年12月23日             | 第3回男女共同参画プラン策定<br>委員会             | ・第3次宮代町男女共同参画プラン<br>(素案)について                                                                         |
| 令和4年1月31日              | 男女共同参画推進庁内会議                      | ・第3次宮代町男女共同参画プラン<br>(素案)について                                                                         |
| 令和4年2月9日               | 第4回男女共同参画プラン策定<br>委員会             | ・第3次宮代町男女共同参画プラン<br>(素案)について                                                                         |

## 2 宮代町男女共同参画プラン策定委員会設置規程

令和 3 年 3 月 31 日

告示第 62 号

### (設置)

**第 1 条** 男女共同参画社会の実現を目指し、宮代町における男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するための男女共同参画プランを策定するにあたり、諸施策を検討する組織として、宮代町男女共同参画プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

**第 2 条** 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 宮代町男女共同参画プランを策定するための諸施策に関すること。
- (2) その他男女共同参画プランの策定に関し、必要と認められる事項に関すること。

### (委員)

**第 3 条** 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は各種団体から推薦を受けた者
- (3) 公募による町民
- (4) 宮代町男女共同参画社会推進会議設置規程(平成 16 年宮代町告示第 24 号)第 3 条に規定するメンバーで令和 3 年 4 月 1 日現在、在任中の者
- (5) その他町長が特に必要と認める者

### (任期)

**第 4 条** 委員の任期は、町長が委嘱した日から男女共同参画プランの策定が完了するまでとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は委員を辞したものとみなす。

### (会長及び副会長)

**第 5 条** 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

**第 6 条** 委員会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、最初に開催される会議は、町長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、会議において必要と認めたときは、関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

### (謝礼)

**第 7 条** 町長は、委員が会議に出席をしたときは、予算の範囲内で謝礼を進呈することができる。

### (庶務)

**第 8 条** 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

**第 9 条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

### 3 第3次宮代町男女共同参画プラン策定委員会名簿

(任期 令和3年9月17日から令和4年3月31日)

| 区 分                 | 所 属 団 体 等             | 氏 名    | 備考  |
|---------------------|-----------------------|--------|-----|
| 知識及び経験を有する者         | 人権擁護委員                | 稲山 貞幸  | 副会長 |
|                     | 教育委員                  | 瀧ヶ崎 隆司 |     |
|                     | 一般社団法人女性相談ネット埼玉       | 青木 久子  |     |
|                     | 男女共同参画に関する知識及び経験を有する者 | 小暮 正代  | 会長  |
| 関係機関又は各種団体から推薦を受けた者 | 日本工業大学                | 望月 肇   |     |
|                     | 共栄大学                  | 田中 美和  |     |
|                     | 商工会                   | 赤井 美津江 |     |
|                     | 農業者団体・JA              | 高橋 敏恵  |     |
|                     | PTA 連絡協議会             | 南保 里奈  |     |
| 男女共同参画社会推進会議        |                       | 武井 喜代美 |     |
|                     |                       | 大島 純   |     |
|                     |                       | 佐藤 将行  |     |
|                     |                       | 渡辺 久剛  |     |
| 一般公募                |                       | 渡辺 雪乃  |     |
|                     |                       | 中島 敏郎  | 副会長 |

## 4 宮代町男女共同参画社会推進会議設置規程

平成16年3月29日

告示第24号

### (設置)

**第1条** 男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の推進に向けて取組むため、男女共同参画社会推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

### (所掌事務)

**第2条** 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町の男女共同参画社会推進事業の企画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の推進に関すること。

### (組織)

**第3条** 推進会議は、次に掲げる10人以内の者をもって組織する。

- (1) 公募による市民
- (2) 識見を有する者
- 2 前項第1号の市民とは、宮代町市民参加条例(平成15年宮代町条例第29号)第2条第1号アからウまでに掲げる者をいう。
- 3 町は、推進会議のメンバーが10人に満たないときは、必要に応じて第1項第1号のメンバーを随時、公募することができる。

### (任期)

**第4条** メンバーの任期は、任命の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。

- 2 メンバーは、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

### (リーダー)

**第5条** 推進会議に、リーダー及びサブリーダーを置き、メンバーの互選によりこれを定める。

- 2 リーダーは、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

**第6条** 推進会議の会議はリーダーが招集する。

- 2 リーダーは、推進会議の議長となる。
- 3 推進会議の会議は、メンバーの過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 推進会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、リーダーの決するところによる。

### (謝金)

**第7条** 町は、推進会議のメンバーに謝金を進呈するものとする。

### (庶務)

**第8条** 推進会議の庶務は、総務課において処理する。

### (その他)

**第9条** この告示に定めるもののほか、宮代町市民参加条例第16条第2項の規定に基づき、推進会議の運営に関し、約束事を定めることができる。

附 則

この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年告示第 26 号)

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年告示第 37 号)

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年告示第 42 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年告示第 63 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年告示第 61 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 5 関連年表

| 年号               | 世界の動き                                         | 日本の動き                                     | 埼玉県の動き                                                  |
|------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 昭和20年<br>(1945年) | ○国連憲章採択                                       | ○衆院法改正(成年女子に参政権)                          |                                                         |
| 昭和21年<br>(1946年) | ○国連に「婦人の地位委員会設置」                              | ○戦後初の総選挙で女性の選挙権が行使され、女性国會議員39人誕生          |                                                         |
| 昭和22年<br>(1947年) |                                               | ○日本国憲法施行<br>○民法改正・家制度廃止                   |                                                         |
| 昭和23年<br>(1948年) | ○第3回国連総会で「世界人権宣言」採択                           |                                           |                                                         |
| 昭和42年<br>(1967年) | ○第22回国連総会で「婦人に対する差別撤廃宣言」採択                    |                                           |                                                         |
| 昭和50年<br>(1975年) | ○国際婦人年<br>○国際婦人年世界会議(メキシコ・シティ)で「世界行動計画」を採択    | ○「婦人問題企画推進本部」発足<br>○総理府婦人問題担当室を設置         |                                                         |
| 昭和51年<br>(1976年) | ○1976年から1985年まで10年間を「国連婦人の10年」とする             | ○民法一部改正(離婚後の氏の選択自由に)<br>○第1回日本婦人問題会議(労働省) | ○生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事を設置                                |
| 昭和52年<br>(1977年) |                                               | ○国内行動計画策定<br>○国立婦人教育会館が嵐山町に開館             | ○企画財政部に婦人問題企画室長を置く<br>○婦人問題庁内連絡会議設置<br>○埼玉婦人問題会議発足      |
| 昭和53年<br>(1978年) |                                               |                                           | ○第1回埼玉県婦人問題協議会                                          |
| 昭和54年<br>(1979年) | ○第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択                        |                                           | ○県民部に婦人問題企画室長を設置                                        |
| 昭和55年<br>(1980年) | ○「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)<br>○女子差別撤廃条約の署名式 | ○民法一部改正(配偶者の法定相続分1/3→1/2)                 | ○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定<br>○県民部に婦人対策課を設置<br>○婦人関係行政推進会議設置 |



| 年号               | 世界の動き                                                                                            | 日本の動き                                                                         | 埼玉県の動き                                                           |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 昭和56年<br>(1981年) | ○ILO第156号条約の採択<br>(ILO総会)<br>(男女労働者特に家庭的責任<br>を有する労働者の機会均等及<br>び均等待遇に関する条約)                      |                                                                               |                                                                  |
| 昭和59年<br>(1984年) |                                                                                                  | ○国籍法及び戸籍法一部改<br>正(子の国籍:父系血統主義<br>→父母両系主義)                                     | ○「婦人の地位向上に関する<br>埼玉県計画(修正版)」策定                                   |
| 昭和60年<br>(1985年) | ○「国連婦人の十年」最終年<br>世界会議開催(ナイロビ)<br>「ナイロビ将来戦略」の採<br>択、NGOフォーラム開催                                    | ○「女子差別撤廃条約」批<br>准<br>○「男女雇用機会均等法」<br>成立(昭和61年施行)<br>○「労働基準法」一部改正<br>(昭和61年施行) | ○「国連婦人の十年」最終年<br>世界会議NGOフォーラムに<br>埼玉県婦人派遣団参加                     |
| 昭和61年<br>(1986年) |                                                                                                  |                                                                               | ○「男女平等社会確立のため<br>の埼玉県計画」策定                                       |
| 昭和62年<br>(1987年) |                                                                                                  | ○「西暦2000年に向けての<br>新国内行動計画」策定                                                  | ○「婦人対策課」を「婦人行<br>政課」に名称変更                                        |
| 平成元年<br>(1989年)  |                                                                                                  | ○「法例」一部改正(婚姻、<br>親子関係等における男性優<br>先規定の改正等)                                     |                                                                  |
| 平成2年<br>(1990年)  | ○「ナイロビ将来戦略に関す<br>る第1回見直しと評価に伴う<br>勧告及び結論」を採択(国<br>連・経済社会理事会)<br>○ILO第171号条約(夜業に<br>関する)採択(ILO総会) |                                                                               | ○「男女平等社会確立のため<br>の埼玉県計画(修正版)」策定<br>○(財)埼玉県県民活動総合セン<br>ター(伊奈町)の開館 |
| 平成3年<br>(1991年)  |                                                                                                  | ○「西暦2000年に向けての<br>新国内行動計画(第一次改<br>定)」策定<br>○「育児休業法」成立(平成<br>4年施行)             | ○「婦人行政課」を「女性政<br>策課」に名称変更                                        |
| 平成4年<br>(1992年)  |                                                                                                  | ○初の婦人問題担当大臣設<br>置                                                             |                                                                  |

| 年号               | 世界の動き                                                     | 日本の動き                                                                                                             | 埼玉県の動き                                                                       |
|------------------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 平成5年<br>(1993年)  | ○世界人権会議(ウィーン)<br>○「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会)                  | ○「パートタイム労働法」成立                                                                                                    | ○「埼玉女性の歩み」発行                                                                 |
| 平成6年<br>(1994年)  | ○ILO第175号条約(パートタイム労働に関する)採択(ILO総会)<br>○国際人口・開発会議開催(カイロ)   | ○総理府男女共同参画室、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置                                                                  | ○「1994 彩の国の女性」発行                                                             |
| 平成7年<br>(1995年)  | ○社会開発サミット開催(コペンハーゲン)<br>○第4回国連世界女性会議開催(北京)「行動綱領」「北京宣言」の採択 | ○「育児・介護休業法」成立(平成11年施行)<br>○ILO第156号条約批准(家族的責任条約)                                                                  | ○「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定                                                      |
| 平成8年<br>(1996年)  |                                                           | ○「男女共同参画2000年プラン」策定                                                                                               | ○「世界みらい会議」開催<br>「埼玉宣言」採択                                                     |
| 平成9年<br>(1997年)  |                                                           | ○労働基準法一部改正(女子保護規定の廃止等(平成11年施行))<br>○「男女雇用機会均等法」等一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定(一部を除き平成11年施行))                           | ○県民部女性政策課から環境生活部女性政策課に組織変更<br>○女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組<br>○女性センター(仮称)基本構想策定 |
| 平成10年<br>(1998年) |                                                           |                                                                                                                   | ○女性センター(仮称)基本計画策定                                                            |
| 平成11年<br>(1999年) | ○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択                        | ○「男女共同参画社会基本法」公布・施行<br>○改正男女雇用機会均等法及び改正労働基準法、育児介護休業法が施行<br>○児童買春・児童ポルノ禁止法成立<br>○男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 | ○女性問題協議会：男女共同参画推進条例(仮称)答申                                                    |

| 年号               | 世界の動き                        | 日本の動き                                                                                        | 埼玉県の動き                                                       |
|------------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 平成12年<br>(2000年) | ○国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) | ○「男女共同参画基本計画」策定<br>○ストーカー規制法施行                                                               | ○「彩の国国際フォーラム2000年」開催<br>○「埼玉県男女共同参画推進条例」施行<br>○苦情処理機関設置      |
| 平成13年<br>(2001年) |                              | ○内閣府に男女共同参画局を設置<br>○男女共同参画会議設置<br>○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行                      | ○「女性政策課」を「男女共同参画課」に名称変更                                      |
| 平成14年<br>(2002年) |                              |                                                                                              | ○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定<br>○With You さいたま(埼玉県男女共同参画推進センター)開設 |
| 平成15年<br>(2003年) |                              | ○「次世代育成支援対策推進法」施行                                                                            |                                                              |
| 平成16年<br>(2004年) |                              | ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」一部改正(保護命令の拡大や被害者の自立支援の明確化)<br>○「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 | ○女性チャレンジ支援事業開始                                               |
| 平成17年<br>(2005年) | ○第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)開催     | ○「男女共同参画基本計画(第3次)」策定<br>○「育児・介護休業法」等の一部改正(環境の整備について所要の措置)                                    |                                                              |
| 平成18年<br>(2006年) |                              | ○「男女雇用機会均等法」一部改正(平成19年施行)(男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等)                                              | ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定                                  |

| 年号                  | 世界の動き                                             | 日本の動き                                                                     | 埼玉県の動き                                                                                                                                                 |
|---------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成19年<br>(2007年)    |                                                   | ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(D V 防止法)」一部改正(保護命令制度の拡充、基本計画の策定が市町村についても努力義務) |                                                                                                                                                        |
| 平成20年<br>(2008年)    |                                                   |                                                                           | ○総務部男女共同参画課を県民生活部男女共同参画課に組織変更<br>○女性キャリアセンター開設                                                                                                         |
| 平成 21 年<br>(2009 年) |                                                   | ○女子差別撤廃委員会の総括所見公表                                                         | ○配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)」策定                                                                                                                      |
| 平成 22 年<br>(2010 年) | ○「第 5 4 回国際婦人の地位委員会(北京+15)開催                      | ○「男女共同参画基本計画(第 3 次)」策定                                                    | ○女性キャリアセンターを男女共同参画推進センターに組織統合                                                                                                                          |
| 平成 23 年<br>(2011 年) | ○UN women(国際女性機関)正式発足                             |                                                                           |                                                                                                                                                        |
| 平成 24 年<br>(2012 年) | ○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 | ○『『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画』策定                                                | ○産業労働部ウーマノミクス課設置<br>○女性キャリアセンターをウーマノミクス課に組織変更<br>○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定<br>○「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画(第 3 次)」策定<br>○埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)に配偶者暴力相談機能を付加 |

| 年号                  | 世界の動き                                                 | 日本の動き                                                                                                                                | 埼玉県の動き                                                   |
|---------------------|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 平成 25 年<br>(2013 年) | ○第5回東アジア男女共同参画担当大臣会合「北京閣僚共同コミュニケ」採択                   | ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者(等)の保護等に関する法律(DV 防止法)」一部改正(平成 26 年施行)<br>○「日本再興戦略」(6 月 14 日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる<br>○男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針作成 |                                                          |
| 平成 26 年<br>(2014 年) | ○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」採択        | ○「日本再興戦略」改訂 2014 に『『女性が輝く社会』の実現』掲げられる<br>○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! Tokyo2014)開催                                                      |                                                          |
| 平成 27 年<br>(2015 年) | ○第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合(ニューヨーク)「パレスティナ女性の状況と支援」等採択 | ○「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定<br>○「女性の職業生活における活躍推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行<br>○「第 4 次男女共同参画基本計画」策定                                              |                                                          |
| 平成 28 年<br>(2016 年) | ○第60回国連女性の地位委員会(ニューヨーク)「紛争下における女性及び児童の人質解放」等採択        | ○「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」策定                                                                             |                                                          |
| 平成 29 年<br>(2017 年) | ○第61回国連女性の地位委員会(ニューヨーク)「職場におけるセクシャル・ハラスメント解消決議」等採択    | ○「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「ストーカー規制法」改正                                                                                                 | ○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定<br>○「配偶者等からの暴力防止及び被疑者支援基本計画(第 4 次)」策定 |

| 年号                          | 世界の動き                                                                                         | 日本の動き                                                                                                                          | 埼玉県の動き                                 |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 平成 30 年<br>(2018 年)         | ○第62回国連女性の地位委員会開催(ニューヨーク)<br>「女性の地位に関する今後の組織と作業方法」等を採択                                        | ○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行                                                                                                   |                                        |
| 平成 31 年<br>令和元年<br>(2019 年) | ○第63回国連女性の地位委員会開催(ニューヨーク)<br>「ジェンダー平等及び女性と女児のエンパワーメントのための社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラへのアクセス」を採択 | ○「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正<br>○女性活躍推進法の一部改正<br>○「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」改正                                                 |                                        |
| 令和 2 年<br>(2020 年)          | ○第64回国連女性の地位委員会開催(ニューヨーク)<br>「北京+25」で「第4回世界女性会議25周年における政治宣言」採択                                | ○「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定<br>○「第5次男女共同参画基本計画」策定<br>○「育児・介護休業法」改正(子の看護休暇や介護休暇を整備)<br>○「労働施策総合推進法」改正(性自認・性的指向に関する侮辱的な言動を行うことをパワハラと該当) |                                        |
| 令和 3 年<br>(2021 年)          |                                                                                               |                                                                                                                                | ○埼玉県産業労働部ウーマノミクス課を人材活躍支援課と多様な働き方推進課に再編 |

## 6 関連法令

### 日本国憲法（抄）

公布 昭和21年11月3日

施行 昭和22年 5月3日

#### 第3章 国民の権利及び義務

##### （基本的人権の享有）

##### 第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

##### （自由・権利の保持）

##### 第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

##### （個人の尊重と公共の福祉）

##### 第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

##### （法の下での平等）

##### 第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

〔2、3項略〕

##### （家族生活における個人の尊厳と両性の平等）

##### 第24条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

##### （生存権、国の生存権保障義務）

##### 第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

# 世界人権宣言（抄）

1948年12月10日 国際連合総会採択

前文

〔前略〕

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

〔後略〕

## 第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

〔2略〕

## 第16条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

〔2、3略〕

## 第25条

〔1略〕

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。



# 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(略称：女子差別撤廃条約) (抄)

1979年12月18日 国際連合総会採択

1985年 6月25日 批准

1985年 7月25日 発効

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における

女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

## 第1部

### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

#### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

#### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第2部

#### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

#### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。  
締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

### 第3部

#### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することによ

り、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできるかぎり早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

## 第11条

1 締約国は男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

## 第12条

1 締約国は男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

## 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
  - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
  - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
  - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
  - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
  - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
  - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
  - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
  - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

#### 第4部

##### 第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

##### 第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利

- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

## 第5部

### 第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。〔中略〕
- 委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。
- 〔後略、2～9略〕

### 第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
  - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

〔第19条、第20条略〕

### 第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。〔後略〕
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

〔第22条略〕

〔第6部略〕

# 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

平成13年1月6日 施行

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、

社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱



二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

#### (設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内を持って組織する。

#### (議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 （平成11年6月23日法律第78号）

#### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：令和元年法律第四十六号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。

また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政

機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの

暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況



- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第

一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認

めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための

活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                                                     |               |                                             |
|-----------------------------------------------------|---------------|---------------------------------------------|
| 第二条                                                 | 被害者           | 被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。） |
| 第六条第一項                                              | 配偶者又は配偶者であった者 | 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者         |
| 第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 | 配偶者           | 第二十八条の二に規定する関係にある相手                         |

|        |                      |                       |
|--------|----------------------|-----------------------|
| 第十条第一項 | 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 | 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合 |
|--------|----------------------|-----------------------|

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附則〔抄〕

#### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

#### （検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附則〔平成十六年法律第六十四号〕

#### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### （経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

#### （検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

Ⅰ この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

最終改正：令和元年6月5日法律第24条

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### (基本原則)

**第二条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

**第三条** 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### (事業主の責務)

**第四条** 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### (基本方針)

**第五条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

**（都道府県推進計画等）**

**第六条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**第三章 事業主行動計画等**

**第一節 事業主行動計画策定指針**

**第七条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**第二節 一般事業主行動計画等**

**（一般事業主行動計画の策定等）**

**第八条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画を



いう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするとき

は、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

#### (基準に適合する一般事業主の認定)

**第九条** 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

#### (認定一般事業主の表示等)

**第十条** 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

#### (認定の取消し)

**第十一条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

#### **（基準に適合する認定一般事業主の認定）**

**第十二条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

#### **（特例認定一般事業主の特例等）**

**第十三条** 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

#### **（特例認定一般事業主の表示等）**

**第十四条** 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

#### **（特例認定一般事業主の認定の取消し）**

**第十五条** 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

#### **（委託募集の特例等）**

**第十六条** 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなると認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第十七条** 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

#### （一般事業主に対する国の援助）

**第十八条** 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第三節 特定事業主行動計画

**第十九条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

##### 一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。

ない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### **第四節 女性の職業選択に資する情報の公表**

##### **(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)**

**第二十条** 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

##### **(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)**

**第二十一条** 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### **第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置**

##### **(職業指導等の措置等)**

**第二十二条** 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

##### **(財政上の措置等)**

**第二十三条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

##### **(国等からの受注機会の増大)**

**第二十四条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

**（啓発活動）**

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

**（情報の収集、整理及び提供）**

**第二十六条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

**（協議会）**

**第二十七条** 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

**（秘密保持義務）**

**第二十八条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

**（協議会の定める事項）**

**第二十九条** 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

**第五章 雑則**

**(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)**

**第三十条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

**(公表)**

**第三十一条** 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

**(権限の委任)**

**第三十二条** 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

**(政令への委任)**

**第三十三条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

**第六章 罰則**

**第三十四条** 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

**第三十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

**第三十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

**第三十八条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第三十九条** 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

**第二条** この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

**第三条** 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第四条** 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、

第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

**（罰則に関する経過措置）**

**第三十四条** この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（その他の経過措置の政令への委任）**

**第三十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

**（罰則に関する経過措置）**

**第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（政令への委任）**

**第六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**（検討）**

**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



# 宮代町まちづくり基本条例

平成19年12月13日

## 条例第26号

### 目次

### 前文

#### 第1章 総則(第1条—第3条)

#### 第2章 自治の基本原則(第4条)

#### 第3章 市民の権利と役割

##### 第1節 市民の権利と役割(第5条・第6条)

##### 第2節 市民による自治活動(第7条)

#### 第4章 町議会の役割(第8条—第12条)

#### 第5章 町長及び町職員の役割(第13条・第14条)

#### 第6章 行政の役割と行政運営の基本的事項(第15条—第25条)

#### 第7章 住民投票(第26条)

#### 第8章 条例の検証と見直し(第27条)

### 附則

私たちは先人たちの努力の積み重ねから多くの恩恵を受けており、私たち自身も宮代町をより良い姿で、次の世代に引き継いでいく責任があります。

宮代町のまちづくりは、ここに住み、活動するすべての人の意思によって行われなければなりません。そのためには、自助と共助による市民自治の考え方を基本理念として共有し、市民が自ら出来ることは自ら行い、知恵と行動を持って、互いに協力し合いながら、身近な問題の解決に当たっていく必要があります。そして、町議会及び行政には、こうした市民の意思と行動を尊重しながら、その信託された役割に責任を持って応えていくことが求められます。

私たちは、こうした認識のもと、より良い宮代町を創造し続けていくための規範となるべきものとして、ここに、宮代町まちづくり基本条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、前文に掲げた市民自治の基本理念のもとに、宮代町における自治の基本原則を明らかにするとともに、市民、町議会及び行政の役割等を定めることにより、自立した地域社会を実現することを目的とします。

### (条例の位置付け)

**第2条** この条例は、宮代町が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

### (定義)

**第3条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 町内に居住する者、町内に在勤する者、町内に在学する者、町内で事業その他の活動を行うもの等をいいます。
- (2) 行政 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業をいいます。

- (3) まちづくり 宮代町をより良い姿にしていくために、市民、町議会及び行政が取り組む活動をいいます。

## 第2章 自治の基本原則

### (自治の基本原則)

**第4条** 市民、町議会及び行政は、前文に掲げた市民自治の基本理念に則り、次に掲げる事項を基本原則としてまちづくりに取り組まなければなりません。

- (1) 協働(市民、町議会及び行政が、まちづくりの目的の実現に向けて、それぞれの立場、果たすべき役割を自覚し、互いを尊重したうえで、必要に応じて協力しあいながら、行動することをいいます。)
- (2) 情報の共有(市民、町議会及び行政が、まちづくりに関する情報を共有することをいいます。)

## 第3章 市民の権利と役割

### 第1節 市民の権利と役割

#### (市民の権利)

**第5条** 市民は、まちづくりに参加する権利を有します。

- 2 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有します。

#### (市民の役割)

**第6条** 市民は、法令等に規定された義務を遵守しなければなりません。

- 2 市民は、町議会及び行政の活動に関心を持つとともに、法令等で保障されたまちづくりに関する権利を積極的に行使するよう努めなければなりません。
- 3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、公共性の視点を持って行動しなければなりません。
- 4 市民は、互いにまちづくりへの参加を促し合うよう努めなければなりません。

### 第2節 市民による自治活動

#### (市民による自治活動)

**第7条** 市民は、主体的かつ自立的に地域単位の自治を行うことを基本とします。

- 2 市民が公共的な課題を解決することを目的とした市民活動(以下「市民活動」といいます。 )を行う場合は、市民の主体的かつ自立的な活動として行われることを基本とします。
- 3 市民、町議会及び行政は、地域単位の自治及び市民活動を宮代町の自治を担う活動として尊重しなければなりません。
- 4 行政は、地域単位の自治及び市民活動に対し支援することができます。
- 5 前項において、行政の支援を受ける活動に関する情報は、市民に公開されるよう努めなければなりません。

## 第4章 町議会の役割

### (町議会の基本的役割)

**第8条** 町議会は、住民の代表者によって構成される町的意思決定機関として、町全体の福祉向上と地域社会の発展の視点に立って、町の政策の意思決定及び行政運営の監視等を行うものとします。

- 2 町議会は、前項の役割を果たすために、政策の提言及び条例の立案活動に取り組むよう努めるものとします。

### (開かれた議会)

**第9条** 町議会は、市民に対して開かれた議会となるよう努めなければなりません。

- 2 町議会は、広く市民から意見を求めるよう努めなければなりません。

- 3 町議会は、市民に町議会での意思決定の内容及び経過をわかりやすく説明するよう努めなければなりません。

#### **(町議会の情報公開及び提供)**

**第10条** 町議会の会議は公開とします。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合はこの限りではありません。

- 2 町議会は、前項で公開とする会議以外の諸活動についても、市民への情報の公開及び提供を積極的に推進するよう努めなければなりません。

#### **(町議会議員の基本的役割)**

**第11条** 町議会議員は、住民の代表者として、住民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

#### **(議員活動)**

**第12条** 町議会議員は、前条の役割を果たすために、まちづくりに関する市民意思の把握、政策の研究等の活動その他の自己研鑽に努めるものとします。

### **第5章 町長及び町職員の役割**

#### **(町長の基本的役割)**

**第13条** 町長は、住民の信託を受けた町政の代表者として、公正かつ誠実に町政の執行にあたらなければなりません。

- 2 町長は、リーダーシップを発揮して町政の課題に対応するとともに、まちづくりの展望について、市民に説明しなければなりません。

- 3 町長は、町職員を指揮監督し、その人材育成に努めなければなりません。

#### **(町職員の基本的役割)**

**第14条** 町職員は、市民全体の奉仕者として、また、まちづくりを推進するための専門スタッフとして、誠実さと創意をもって職務を遂行しなければなりません。

- 2 町職員は、職務の遂行に必要な知識や技術の向上に努めなければなりません。

### **第6章 行政の役割と行政運営の基本的事項**

#### **(説明及び応答責任)**

**第15条** 行政は、まちづくりに関する計画及びその実施並びにその評価等を、実施及び評価等の各段階について、市民に対してわかりやすく説明するよう努めなければなりません。

- 2 行政は、まちづくりに関する市民の意見、要望、提案等に対して、誠実かつ迅速に応答しなければなりません。

#### **(市民参加)**

**第16条** 行政は、行政活動における市民の参加する権利を保障し、これを推進しなければなりません。

- 2 行政は、前項の市民参加を推進するに当たっては、市民が参加しやすい環境づくりに努めなければなりません。

- 3 前2項に規定する市民参加について必要な事項は、別に条例で定めます。

#### **(情報の公開及び提供)**

**第17条** 行政は、市民の知る権利を保障するとともに、市民のまちづくりへの参加を促進する視点に立ち、その保有する情報の積極的な公開及び提供に努めなければなりません。

- 2 前項に規定する情報の公開について必要な事項は、別に条例で定めます。

#### **(個人情報の保護)**

**第18条** 行政は、その保有する個人情報について、厳正な保護を行うとともに、自己に関わる情報の開示等を求める権利を明らかにし、個人の権利利益を守らなければなりません。

- 2 前項に規定する個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定めます。

#### (財政運営)

- 第19条** 行政は、財源を効率的かつ効果的に活用し、長期的な展望のもとに財政の健全性を確保するよう努めなければなりません。
- 2 行政は、町の財政状況に関する資料を作成し、これを市民にわかりやすく伝えなければなりません。

#### (総合計画)

- 第20条** 行政は、総合的かつ計画的な行政運営を行うために策定する基本構想及び基本構想の実現のために策定する基本計画(以下「総合計画」といいます。)をまちづくりに関する最上位の計画として位置付け、他の計画の策定及び変更に当たっては、総合計画との整合性を図らなければなりません。
- 2 総合計画は、この条例の趣旨に則り策定されなければなりません。

#### (行政評価)

- 第21条** 行政は、効率的かつ効果的で透明性の高い行政運営を図るため、行政評価を実施するものとします。
- 2 行政は、行政評価を実施するに当たっては、市民参加の手法を用いるとともに、その結果を市民にわかりやすく公表しなければなりません。

#### (行政組織)

- 第22条** 行政の組織は、市民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会経済情勢の変化に迅速に対応できるよう編成されなければなりません。

#### (行政手続)

- 第23条** 行政は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の権利利益を保護するため、条例又は規則等により行う処分、行政指導及び届出に関する手続を定めなければなりません。
- 2 前項に規定する行政手続については、別に条例で定めます。

#### (危機管理)

- 第24条** 行政は、市民の生命及び財産の安全を確保するとともに、緊急時に備え総合的かつ機能的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。

#### (他の機関との連携)

- 第25条** 行政は、市民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、国、他の地方公共団体及びその他の関係機関と連携を図るよう努めなければなりません。

### 第7章 住民投票

#### (住民投票)

- 第26条** 町長は、町政に係る重要案件について、広く住民の意思を確認するために住民投票を実施することができます。
- 2 住民投票の実施にあたり必要な事項は、それぞれの案件ごとに別に条例で定めます。

### 第8章 条例の検証と見直し

#### (条例の検証と見直し)

- 第27条** 町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、条例の内容及び運用状況を検証しなければなりません。
- 2 町長は、前項による検証の結果、必要があると認められた場合は、条例の改正を議会に提案するものとします。
- 3 町長は、第1項の条例の検証及び第1項の検証による前項の条例の改正を行うに当たっては、市民参加の手法を用いなければなりません。

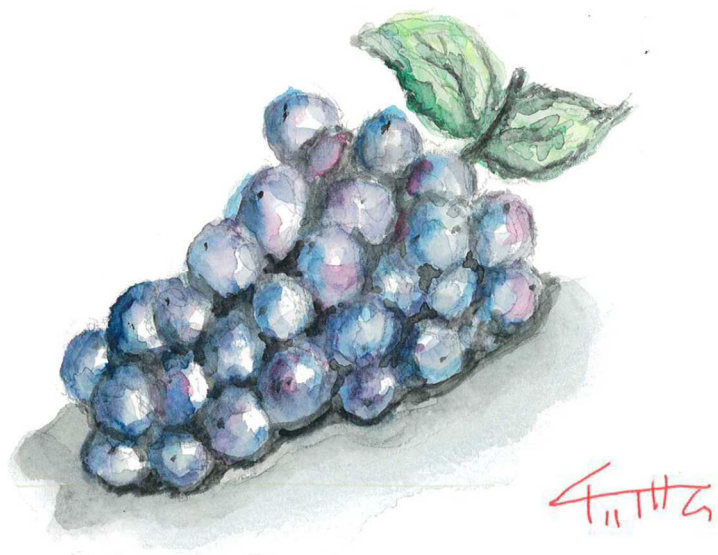
附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行します。

附 則(平成 23 年条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行します。





町の特産品「巨峰」

イラスト / 社会福祉法人じりつ MINT 千葉 勇 さん



町の花「ハクモクレン」

発行日 / 令和4年3月

発行 / 宮代町

編集 / 宮代町総務課

〒345-8504

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原 1-4-1

電話 0480-34-1111 (代表)